

地方公共団体の PPP/PFI 事業における優先的検討規程の
運用状況等に係る調査研究
報告書

令和 5 年 3 月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目次

序章.....	1
1.調査の目的.....	1
2.調査の流れ.....	2
第1章 地方公共団体における優先的検討規程の策定および運用に係る現状.....	3
第2章 アンケート調査結果.....	4
1.対象団体.....	5
2.アンケート調査結果.....	20
第3章 実態調査.....	56
1.実態調査対象および対象事例、調査方法.....	56
2.A群団体に対する実態調査(ヒアリング)結果.....	58
3.B群団体に対する実態調査(ヒアリング)結果.....	73
第4章 実態調査の結果分析.....	81
1.PFIに対する理解.....	81
2.VFMの算定(施設別の先行事例の特徴、PFIを導入する際の留意点等).....	82
3.検討時期・検討フロー(ステップごとの阻害要因)および解決方策案・解決事例.....	83
4.民間企業の意向把握.....	84
5.市民等の理解.....	85
第5章 報告会.....	86
1.報告会の概要.....	86
2.調査報告概要.....	88
3.講演概要.....	89
第6章 優先的検討規程の実効性のある運用に資する施策の提案.....	90
1. PFIに関する知識・検討の進め方の団体内の蓄積.....	90
2. PFIの効果(VFM)の評価.....	90
3. 事業手法の検討開始時期の早期化の推奨.....	91
4. 民間事業者への意向把握.....	91
5. 市民等へのPFI手法の理解醸成.....	92
資料編.....	93
(参考)アンケート調査結果.....	93
1.事例の収集・分析の調査分析・研究資料等.....	133
2.実態調査の調査内容.....	142

序章

1.調査の目的

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の施行から 22 年が経過し、全国で実施方針が公表された PFI 事業は 818 件に上る(令和2年3月 31 日現在)。

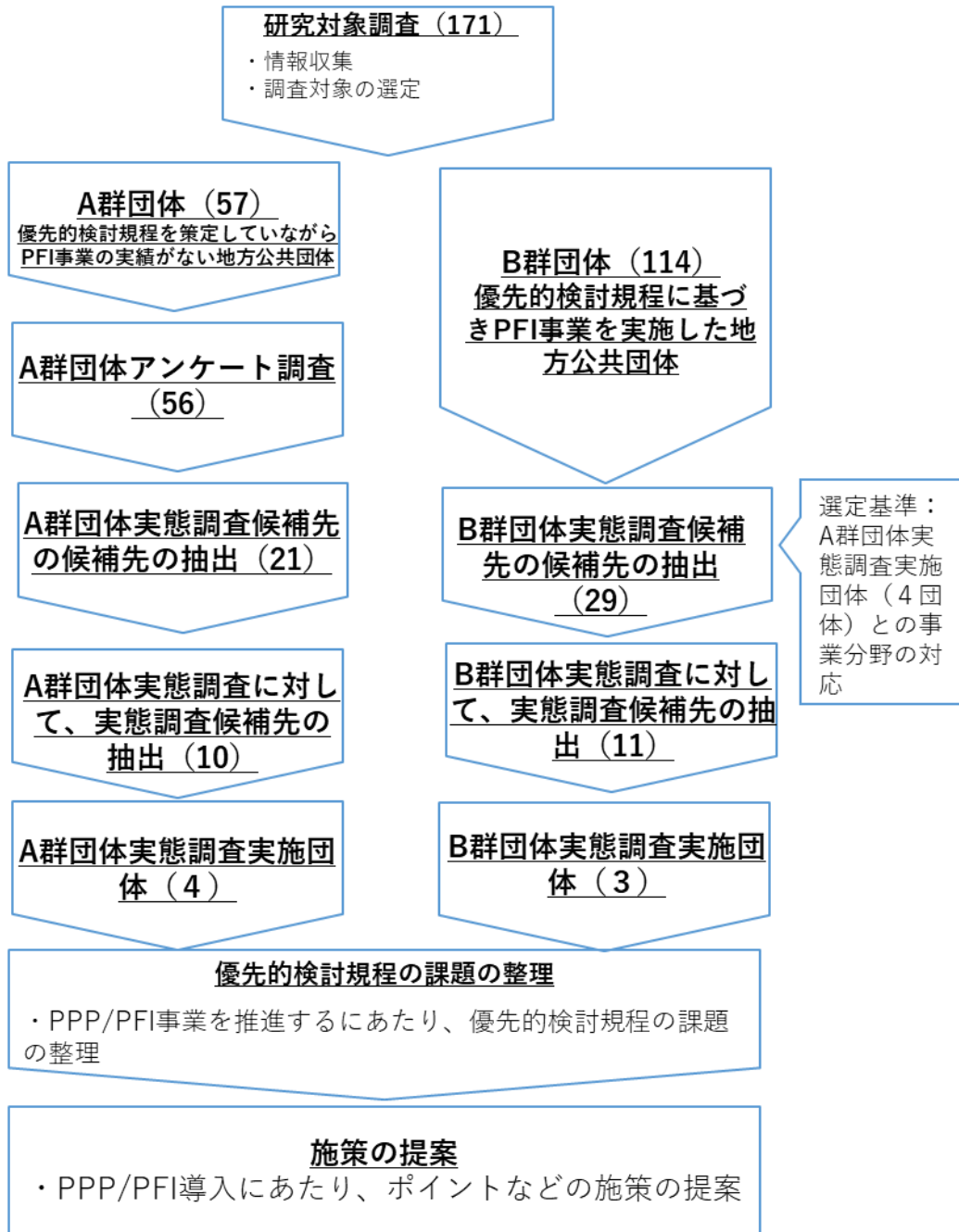
このうち、地方公共団体の事業は 677 件あり、全体の5分の4以上を占めている。また、令和3年6月に民間資金等活用事業推進会議が決定した「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和3年改定版)」においては、優先的検討規程の策定を促す団体を、人口 20 万人以上の団体から人口 10 万人以上の団体とすることとされたところである。

令和3年3月 31 日現在で、優先的検討規程を策定している地方公共団体は、人口 10 万人以上の団体では 172 団体(策定率 51.1%)である。しかしその中には、優先的検討規程を策定していながら、PFI 事業の実績がない団体も多くあり、厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めていくにあたって、こうした団体において PFI 事業の障壁となる要因を把握することは極めて重要であると考えられる。

以上のことを踏まえ、令和4年度の調査研究においては、優先的検討規程を策定していながら、PFI 事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程に基づき PFI 事業を実施した同規模・類似の団体との要素比較を行うことにより、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを目指す。

2.調査の流れ

図表1 調査フロー



第1章 地方公共団体における優先的検討規程の策定および運用に係る現状

令和2年度末時点の優先的検討規程の策定・運用状況については、図表2のとおりである。

図表2 優先的検討規程の策定・運用の現状

策定団体	団体総数	規程策定済みの 団体数		規定に基づき R2年度までに 具体案件を検討した 団体数
		団体数	割合	
都道府県	47	47	100.0%	33
人口 20 万人以上 の地方公共団体	131	102	77.9%	81
人口 10 万人以上 20 万人未満 の地方公共団体	156	22	14.1%	16
人口 10 万人未 満の市区町村	1,454	26	1.8%	15
合計	1,788	197	11.0%	145

※みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)調べによる

令和2年度末時点で、地方公共団体における優先的検討規程の策定状況は、

- ①都道府県は全 47 団体が策定済みである。
 - ②人口 20 万人以上の地方公共団体 131 団体のうち、102 団体が策定済みである。
 - ③人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体 156 団体のうち、22 団体が策定済みである。
 - ④人口 10 万人未満の地方公共団体 1,454 団体のうち、26 団体が策定済みである。
- という状況である。

また、令和2年度までに具体案件を検討した団体数は、145 団体である。

第2章 アンケート調査結果

本調査研究では、まず、対象となる 171 団体(人口 10 万人以上の地方公共団体)について優先的検討規程を策定していながら PFI 事業の実績がない地方公共団体(人口 10 万人以上の団体に限る。以下「A 群団体」という。)及び優先的検討規程に基づき PFI 事業を実施した地方公共団体(人口 10 万人以上の団体に限る。以下「B 群団体」という。)に分けることとした(A 群 57 団体、B 群 114 団体)。

次に、それぞれのグループにおいて本調査研究の対象となり得る団体(※)(A 群 21 団体、B 群 29 団体)を選定し、その中から実態調査の候補先として、21 団体(A 群 10 団体、B 群 11 団体)を選定した。そして、さらにその中から実態調査実施団体として、7 団体(A 群 4 団体、B 群 3 団体)を選定してヒアリングによる実態調査を行った結果を取りまとめ、比較による施策の提案を行う。

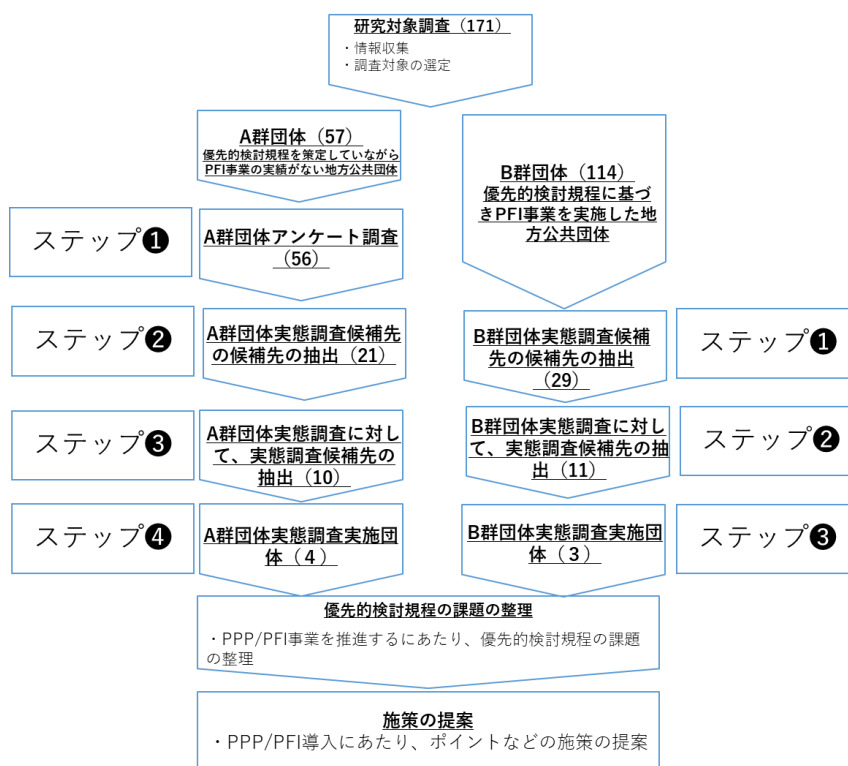
(※)PFI 事業の導入を断念した事例があり、今後 PFI 事業として検討が見込まれる事業がある団体

本調査研究の最初に A 群団体の実態調査実施団体の絞り込みを行い(4ステップ)、A 群団体の実態調査実施団体が決定した後、B 群団体の実態調査実施団体の絞り込みを行い(3ステップ)、B 群団体の実態調査実施団体を決定する。

このように A 群団体及び B 群団体を比較することで、優先的検討規程を策定していながら、PFI 事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程に基づき PFI 事業を実施した同規模・類似の団体との要素比較を行うことにより、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを目指す。

上記の基準を踏まえて、本調査研究の手順は図表3のとおりである。

図表3 調査フロー



1.対象団体

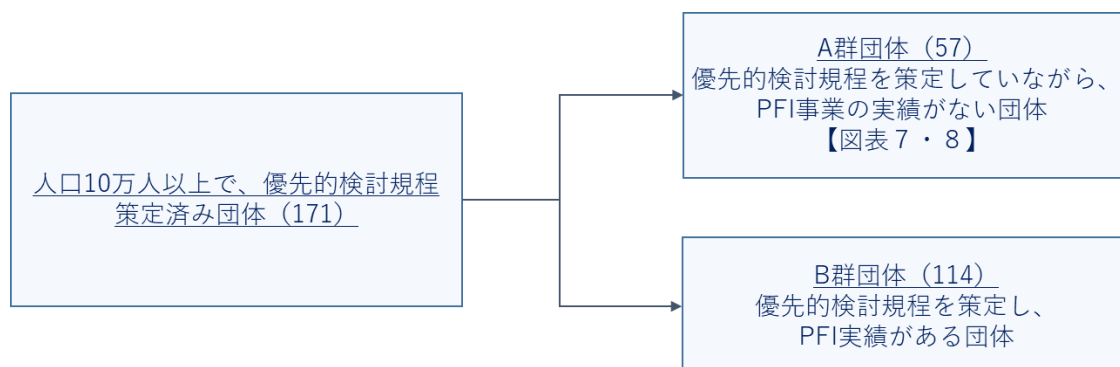
1-1対象団体について

本調査研究の調査対象の団体については、以下のとおり選定を行った。

まず、令和3年3月 31 日時点の人口が 10 万人以上の地方公共団体において、優先的検討規程を策定した団体は 171 団体であり、そのうち、都道府県は 47 団体、市区町村は 124 団体である。

その中で、優先的検討規程を策定していながら、PFI 実績がない団体(以下、「A 群団体」という。)は 57 団体である。そのうち、都道府県は 12 団体、市区町村は 45 団体である。一方、優先的検討規程を策定しており、かつ PFI 実績がある団体(以下、「B 群団体」という。)は 114 団体である。そのうち、都道府県は 35 団体、市区町村は 79 団体である。

図表4 対象団体フロー図



1-2 A 群団体とB 群団体について

(1)A 群団体(57 団体)

A 群団体にアンケート調査を実施した。その調査結果を踏まえて、実態調査を行う団体の絞り込みを実施した。

① A 群団体

①-1 人口 20 万人以上の地方公共団体

図表5

都道府県 (12)	秋田県、福島県、群馬県、富山県、長野県、岐阜県、三重県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
市区町村 (31)	北海道函館市、福島県福島市、福島県郡山市、茨城県水戸市、埼玉県川口市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、千葉県市原市、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都町田市、東京都西東京市、神奈川県相模原市、神奈川県大和市、石川県金沢市、長野県松本市、岐阜県岐阜市、愛知県春日井市、大阪府豊中市、大阪府茨木市、兵庫県明石市、兵庫県宝塚市、和歌山県和歌山市、広島県福山市、香川県高松市、高知県高知市、沖縄県那覇市

①-2 人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体

図表6

市区町村 (14)	埼玉県熊谷市、埼玉県久喜市、千葉県成田市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都多摩市、新潟県上越市、山梨県甲府市、静岡県焼津市、愛知県瀬戸市、兵庫県伊丹市、鳥取県米子市、山口県岩国市、福岡県飯塚市
--------------	--

② 実態調査を行う団体の絞り込みのステップ

実態調査を行う団体は図表7の4つのステップで絞り込みを行った。

図表7

絞り込みの ステップ	具体的な絞り込み方法
ステップ①	アンケート調査の実施 (全 57 団体に依頼、56 団体から回答)
ステップ②	アンケート調査の回答(優先的検討規程の改定の有無、PFI 事業の断念事例の有無、今後 PFI 事業として見込み事業の有無)に基づいて、本調査研究の候補の選定 (56 団体⇒21 団体)
ステップ③	上記 21 団体から、属性・規模別に、PFI 事業検討案件数、専門家等の活用の有無、優先的検討規程の変更の有無、策定前後における検討対象事業の有無を勘案し、実態調査候補団体の選定 (21 団体⇒10 団体)
ステップ④	上記 10 団体から、属性・規模別に、PFI 事業検討案件数等を考慮し、実態調査実施団体の選定 (10 団体⇒4 団体)

②-1 ステップ①～ステップ③(実態調査候補団体への絞り込み過程)

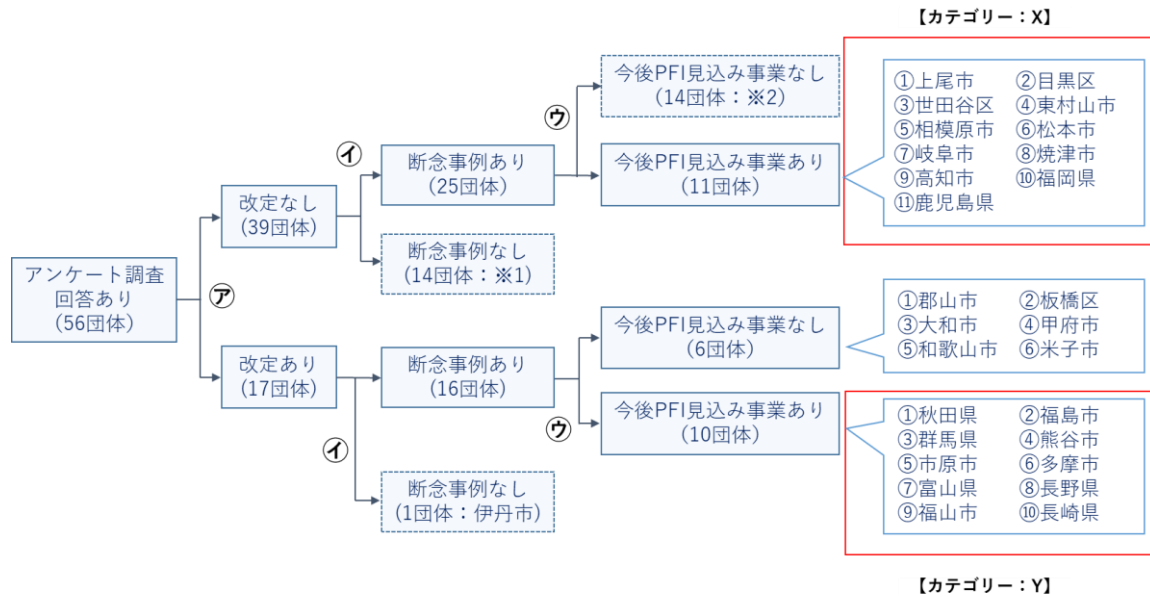
【ステップ①】

アンケート調査はA群団体の全 57 団体に対してアンケートを実施し、うち 56 団体からアンケートを回収できた(回収率 98%)。

【ステップ②】

アンケート調査の回答が得られた 56 団体から、回答内容のうち、「優先的検討規程の改定の有無」、「PFI 事業の断念事例の有無」、「今後 PFI 事業として検討が見込まれる事業(以下、「PFI 見込み事業」という。)の有無」に基づいて、実態調査候補団体として 21 団体を選定した。

図表8 A 団体の絞り込みステップ②フローチャート



※1：①福島県②水戸市③草加市④成田市⑤練馬区⑥金沢市⑦岐阜県⑧瀬戸市⑨春日井市⑩明石市⑪宝塚市⑫岩国市⑬高松市⑭飯塚市
 ※2：①函館市②川口市③久喜市④豊島区⑤北区⑥東久留米市⑦西東京市⑧上越市⑨三重県⑩豊中市⑪茨木市⑫高知県⑬佐賀県⑭那覇市

図表8において「㉞」、「㉟」、「㊱」と記載した部分の詳細については、図表9のとおりである。

図表9

「㉞」:優先的検討規程の改定の有無

- ・第一段階として、優先的検討規程の改定の有無で団体を区分した。その理由は、改定している団体はPFI事業実施に向けて、優先的検討規程の内容をそれぞれの実情に合わせて改定しようとしていると考えたためである。

↓

「㉟」:PFI事業の導入断念事例の有無

- ・第二段階として、PFI事業の導入断念事例の有無で団体を区分した。その理由は、過去にPFI事業の導入断念事例がある団体は、PFI事業の実績がなくても、PFI事業の導入に向けた検討は実施しており、どういった理由で導入を断念したかを確認することが有効であると考えたためである。

↓

「㊱」:PFI見込み事業の有無

- ・第三段階として、PFI見込み事業の有無で団体を区分した。その理由は、PFI見込み事業のある団体は、PFI事業の導入に向けた具体的な検討が実施されるため、現在の検討状況を確認することが有効であると考えたためである。

上記の3段階の絞り込みを行った結果、図表10の「X」と「Y」の2つのカテゴリーの合計21団体を選定した。

カテゴリXは優先的検討規程の改定なし⇒断念事例あり⇒今後PFI見込み事業ありの11団体、
 カテゴリYは優先的検討規程の改定あり⇒断念事例あり⇒今後PFI見込み事業ありの10団体
 である。これら21団体は、実態調査候補先の候補とする。

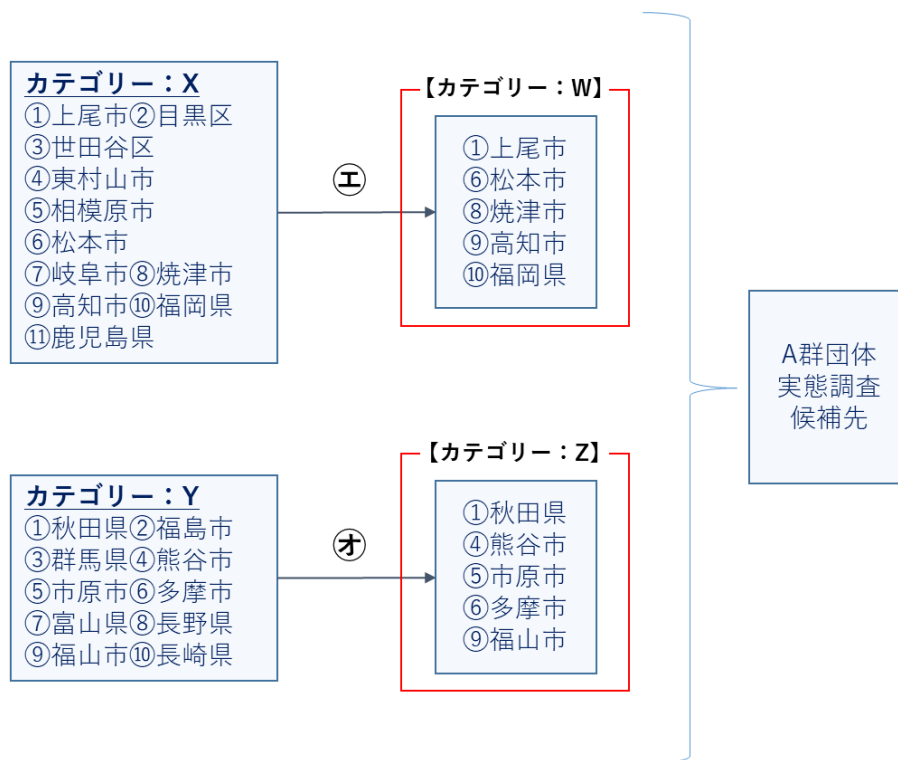
図表 10

カテゴリ	団体名
X	①上尾市②目黒区③世田谷区④東村山市⑤相模原市⑥松本市⑦岐阜市 ⑧焼津市⑨高知市⑩福岡県⑪鹿児島県
Y	①秋田県②福島市③群馬県④熊谷市⑤市原市⑥多摩市⑦富山県⑧長野県 ⑨福山市⑩長崎県

【ステップ③】

ステップ②で選定された21団体から、実態調査の候補先として10団体(都道府県(2):秋田県、福岡県;市区町村(8):熊谷市、上尾市、市原市、多摩市、松本市、焼津市、福山市、高知市)を選定して、具体的な分析を実施した。選定基準は、以下の図表11中の過程「㊦」及び「㊧」である。「㊦」についての詳細は「ステップ③過程㊦について」(10ページ)で、「㊧」についての詳細は「ステップ③過程㊧について」(11ページ)でそれぞれ後述する。

図表 11 A群団体の絞り込みステップ③フローチャート



ステップ③過程④について

カテゴリーX の 11 団体の中から、①人口規模・属性、②検討した案件があること、③優先的検討規程の策定に際して庁内のみで検討したこと、の3点を選定基準として、5団体を選定した。

①人口規模・属性については、5区分とし、図表 12 のとおり、「都道府県」、「政令指定都市」、「中核市」、「その他人口 20 万人以上の地方公共団体」、「人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体」の5つとした。

地方公共団体の人口規模や属性によって、PFI 事業を実施する難易度や効果が変わってくる一面があるため、区分を設けた。人口 10 万人以上の団体を対象にしている理由は、序章で述べたとおり、令和3年6月に優先的検討規程の策定基準が人口 20 万人以上の地方公共団体から人口 10 万人以上の地方公共団体に引き下げられたためである。

②検討した案件があることは、ステップ②で述べたとおり、過去にPFI事業の導入を断念した事例があり、内容を確認することが可能なためである。

③優先的検討規程の策定に際して庁内のみで検討したことについては、外部委託を活用しなかった理由や背景を把握できると考えたためである。

図表 12

カテゴリーX						
		属性	・検討案件数	・庁内のみでの検討	・優先的検討規程の策定1年前、もしくは策定後にPFI事業の検討対象事案件数	選定団体
都道府県						
福岡県		都道府県	20	○	4	○
鹿児島県		都道府県	0(ただし、現在でも検討中の案件が1件ある)	○	1	
政令指定都市						
神奈川県	相模原市	政令指定都市	0(ただし、現在でも検討中の案件が1件ある)	○	1	
中核市						
長野県	松本市(★)	中核市	5	×	3	○
岐阜県	岐阜市	中核市	3	○	2	
高知県	高知市	中核市	4	○	2	○
その他人口20万人以上の地方公共団体						
埼玉県	上尾市	なし(20万人以上)	1	○	1	○
東京都	目黒区	なし(20万人以上)	0(ただし、現在でも検討中の案件が1件ある)	×	1	
東京都	世田谷区	なし(20万人以上)	0(ただし、現在でも検討中の案件が1件ある)	○	1	
人口10万人以上20万人未満の地方公共団体						
東京都	東村山市	10万人以上20万人未満	1	×	1	
静岡県	焼津市	10万人以上20万人未満	1	○	1	○

上記の基準を踏まえた上で、カテゴリーXから福岡県、松本市(★)、高知市、上尾市、焼津市(以下、「カテゴリーW」という。)を選定した。

★本来、松本市は選定団体にはならないが、②検討案件数が5件あり、カテゴリーXの中核市の中で最も検討回数が多いこと、高知市と同程度の規模で、同じ属性であるにもかかわらず、優先的検討規程の策定に外部委託を行ったことから、高知市と比較して分析することが有効であると考えられたため、追加で選定した。

ステップ③過程④について

カテゴリーYの10団体の中から、①人口規模・属性、②検討した案件数が多いこと、③優先的検討規程の改定内容が具体的であること、の3点を選定基準として、5団体を選定した。

①人口規模・属性については、「ステップ③過程④について」(10ページ)のとおりであるため、省略する。

②検討した案件数が多いことを基準にした理由は、検討した案件数が多いほど、PFI事業の実施に向け

て前向きに検討している可能性が高いためである。

③優先的検討規程の改定内容が具体的であることを基準にした理由は、単なる改定の回数ではなく、改定の内容がPFI事業の実施に向けた姿勢を示唆すると考えられたためである。

上述の基準を踏まえ、カテゴリーY から秋田県、福山市、市原市、熊谷市、多摩市(以下、「カテゴリーZ」という。)を選定した。

その経緯としては、まず、優先的検討規程の改定内容を踏まえ、秋田県、市原市、熊谷市の3団体を選定した。

次に、福山市と多摩市を、以下の理由により追加で選定した。

福山市については、アンケート結果においてPFI事業に対する取り組み意欲および積極性が見受けられるため、追加で選定した。

多摩市については、民間提案制度の見直しを行っており、実情に合った改定であると捉えられ、PFI事業の実施に向けて積極的であると考えられたため、追加で選定した。

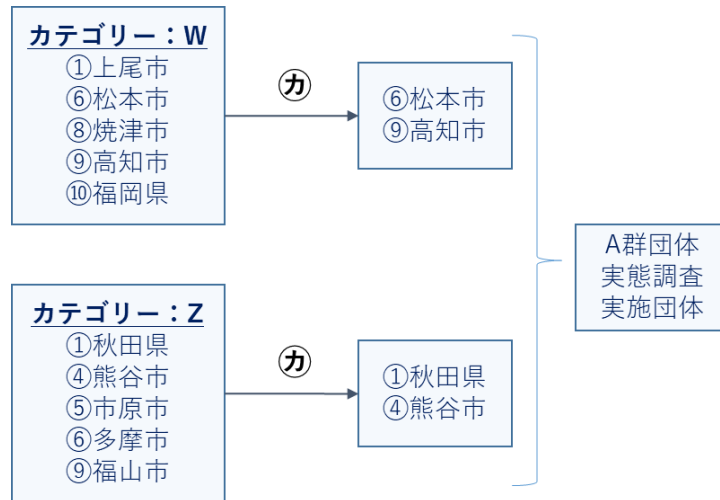
図表 13

都道府県							
秋田県		都道府県		3 (運用の見直し、検討対象の追加、検討方法の規程の追加)	1	○	○
群馬県		都道府県	0(ただし、現在でも検討中の案件が1件ある)	1 (全般的な見直し)	1	○	
富山県		都道府県		2 1 (所管課の変更)	1	○	
長野県		都道府県		2 3 (法改正等の反映)	1	○	
長崎県		都道府県		1 1 (担当区分の明確化)	1	○	
中核市							
福島県	福島市	中核市		3 1 (所属名の変更)	1	○	
広島県	福山市	中核市		2 1 (民間提案等を参考に、PFIの導入を原則検討する)	2	○	○
その他人口20万人以上の地方公共団体							
千葉県	市原市	なし(20万人以上)		1 2 (債務負担行為の設定)	1	○	○
人口10万人以上20万人未満の地方公共団体							
埼玉県	熊谷市	10万人以上20万人未満		3 1 (フローチャートの修正)	3	○	○
東京都	多摩市	10万人以上20万人未満		1 1 (民間提案制度の見直し)	1	×	○

②-2 【ステップ④】(実態調査実施団体への絞り込み過程)

カテゴリーW、Z の 10 団体より、実態調査が望ましいと思われる4団体(秋田県、熊谷市、松本市、高知市)を選定した。選定基準は、図表 14 中の過程「㉞」の部分である。「㉞」の詳細は 13 ページのとおりである。

図表 14



10 団体から4団体を選定するに当たっては、10 団体のアンケート内容を分析し、それぞれ以下の理由で4団体を選定した。

秋田県：①PFI 事業の検討回数があること、②ほとんどの事業は庁内のみでの検討を行っていたこと、③庁内のみでの検討の上で、VFM を理由に断念していること、④優先的検討規程を3回改定し、毎回の改定で内容をより詳細に記述したこと、の4点で選定した。

熊谷市：①人口規模が10万人以上20万人未満の地方公共団体であること、②PFI事業の検討回数があること、③過去の断念事例はすべて外部委託していること、④優先的検討規程を1回改定しており、規程内のフローチャートを修正したこと、の4点で選定した。

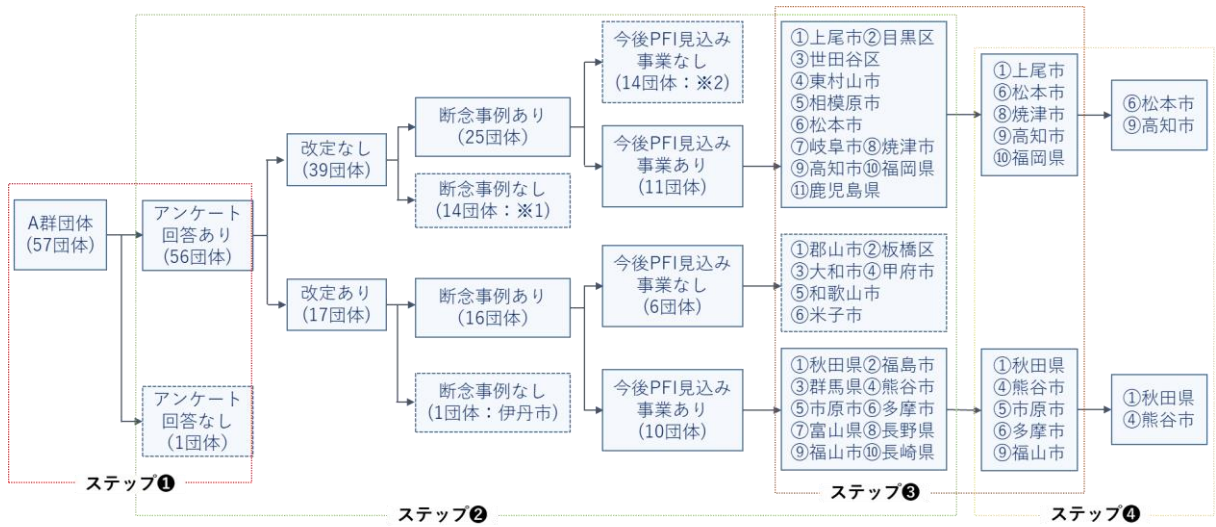
高知市：①PFI事業の検討回数が4件あること、②専門家の活用が不明で、詳細を確認する必要があること、③地元配慮についての詳細を確認する必要があること、④優先的検討規程の改定が行われていないこと、の4点で選定した。

松本市：①高知市と人口規模・属性が同区分であるが、優先的検討規程の策定を外部委託したこと、の理由により選定した。

A 群団体の絞り込みプロセス(フローチャート)は図表 15 のとおりである。

なお、具体的な実態調査の内容および結果分析は、第3章および第4章において詳述する。

図表 15 A 群団体絞り込み全体フローチャート



※1：①福島県②水戸市③草加市④成田市⑤練馬区⑥金沢市⑦岐阜県⑧瀬戸市⑨春日井市⑩明石市⑪宝塚市⑫岩国市⑬高松市⑭飯塚市
 ※2：①函館市②川口市③久喜市④豊島区⑤北区⑥東久留米市⑦西東京市⑧上越市⑨三重県⑩豊中市⑪茨木市⑫高知県⑬佐賀県⑭那覇市

(2)B 群団体(114 団体)

B 群団体とは、優先的検討規程を策定し、PFI 事業の実績がある団体であり、本調査研究では、まずインターネット上の情報(例:PFI インフォメーション)に基づき、これら B 群団体について調査を実施し、その調査結果を踏まえて、実態調査を行う団体の選定を行った。

① 実態調査を行う団体の選定のステップ

実態調査を行う団体は次の3つのステップで選定を行った。

図表 16

絞込みのステップ	具体的な絞込み方法
ステップ①	A 群団体の実態調査を行う4団体の断念事例の事業分野に対応した実績のある団体を選定 (B 群団体の PFI 実績を調査し、29 団体を選定)
ステップ②	ステップ①で選定した団体の中で、①A 群団体の選定4団体の断念分野との対応実績が5件以上ある、もしくは②A 群団体の選定4団体との対応実績は 1 件以上で、政令指定都市や中核市等以外の団体、③A 群団体と実績および規模等が近い団体、の3点で実態調査候補先を選定 (29 団体⇒11 団体)
ステップ③	ステップ②で選定した団体の中で、A 群団体の選定4団体と同等の人口規模・属性、対応実績を基準に、実態調査実施団体の3団体を選定 (11 団体⇒3 団体)

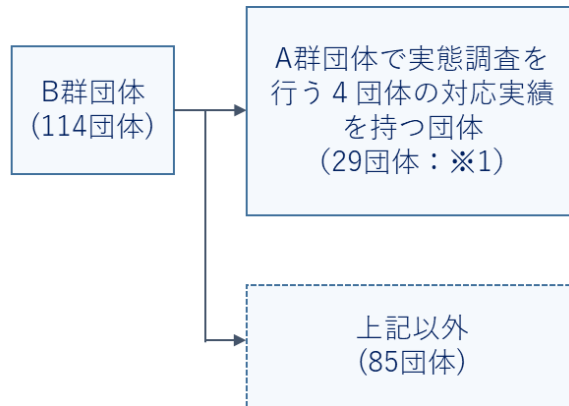
①-1 ステップ①～ステップ②

【ステップ①】

本調査研究の趣旨は、優先的検討規程を策定していながら、PFI 事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程に基づき PFI 事業を実施した同規模・類似の団体との要素比較を行うことにより、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することであることを鑑み、B 群団体 114 団体の中から調査対象とする団体は、A 群団体の実態調査を行う4団体の断念事例の事業分野に対応する実績(※)を有する 29 団体とした。

(※)A 群団体の実態調査実施団体における断念事例の事業分野は、教育施設(小中高校、空調)・庁舎・免許センター・複合施設・子育て施設・保健施設・道の駅・市民ホール・公民館・文化プラザ。

図表 17



※1：山形県、埼玉県、さいたま市、春日部市、越谷市、千葉市、木更津市、柏市、八千代市、東京都、調布市、神奈川県、横浜市、藤沢市、厚木市、富山市、静岡県、沼津市、愛知県、岡崎市、四日市市、京都市、大阪府、吹田市、東大阪市、神戸市、広島県、福岡市、大分市

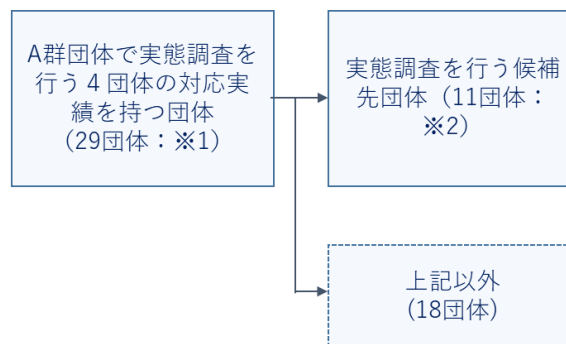
【ステップ②】

29 団体の中から、①A 群団体の選定4団体の断念分野との対応実績が 5 件以上、②A 群団体の選定4団体との対応実績は 1 件以上で、政令指定都市や中核市等以外の団体、③A 群団体の選定4団体と実績および規模等が近い団体、の3点を選定基準として、実態調査の候補先を 11 団体選定した。

都道府県(2)：山形県、埼玉県

市区町村(9)：八千代市、調布市、藤沢市、富山市、沼津市、京都市、東大阪市、福岡市、大分市

図表 18



※2：山形県、埼玉県、八千代市、調布市、藤沢市、富山市、沼津市、京都市、東大阪市、福岡市、大分市

以下、図表 19 および 20 で選定 11 団体の実績を記載する(赤字部分は、A 群団体の選定4団体の断念事例の事業分野に対応する実績である)。

図表 19 B 群団体ステップ②選定 11 団体について(都道府県)

都道府県/市区町村名称	1.基本情報		2.PFIについて		
	①規模	②政令指定都市であるか	①(ア)PFI実績数	①(イ)PFI実績分野	①(ウ)PFI実績名称
都道府県①					
山形県 【抽出基準③】	20万人以上	(都道府県)	5件	公営住宅(2件)、複合施設(1件)、港湾・空港施設(1件)、教育文化施設小中高校(1件) 4分野	①山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業 ②県営住宅鈴川団地移転建替等事業 ③山形県営松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業 ④山形県営通町団地移転建替等事業 ⑤酒田港整備事業費東ふ頭交流施設改修・運営業務委託
埼玉県 【抽出基準①】	20万人以上	(都道府県)	15件	廃棄物処理施設(1件)、エネルギー関連施設(6件)、上下水道施設(1件)、教育文化施設その他(1件)、余熱利用施設(3件)、庁舎(1件)、社会福祉施設(1件)、複合施設(1件) 8分野	①彩の国資源循環工場整備事業 ②埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O 事業 ③大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 ④埼玉県浦和地方庁舎E S C O 事業 ⑤埼玉県県民活動総合センターE S C O 事業 ⑥埼玉県障害者交流センターE S C O 事業 ⑦埼玉県環境科学国際センターE S C O 事業 ⑧埼玉県秩父農林振興センターほかエコオフィス改修事業 ⑨埼玉県熊谷地方庁舎ほかエコオフィス改修事業 ⑩埼玉県本庁舎E S C O 事業 ⑪埼玉県朝霞地方庁舎ほかエコオフィス改修事業 ⑫埼玉県立嵐山郷ESCO事業 ⑬埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O 事業(2期) ⑭埼玉県第二庁舎E S C O 事業 ⑮埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業

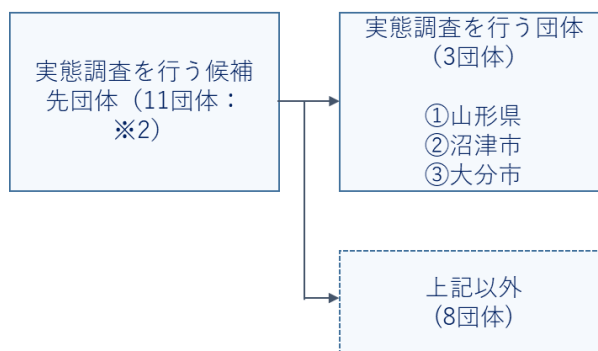
図表 20 B 群団体ステップ②選定 11 団体について(市区町村)

都道府県/市区町村名称	1. 基本情報		2. PFIについて		
	①規模	②政令指定都市であるか	①(ア) PFI実績数	①(イ) PFI実績分野	①(ウ) PFI実績名称
市区町村					
千葉県八千代市 【抽出基準②】	10万人以上20万人未満	×	4件	複合施設(1件)、教育文化施設給食センター(2件)、教育文化施設小中高校(1件) 3分野	①(仮称)八千代市立萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備・運営事業 ②(仮称)八千代市学校給食センター西八千代調理場整備・運営事業 ③八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 ④(仮称)八千代市学校給食センター東八千代調理場整備事業(PFI事業)
東京都調布市 【抽出基準②】	20万人以上	×	1件	教育文化施設小中高校(1件) 1分野	①調布市立調布小学校整備並びに維持管理及び運営事業
神奈川県藤沢市 【抽出基準②】	20万人以上	×	2件	廃棄物処理施設(1件)、複合施設(1件) 2分野	①(仮称)藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業 ②藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業
富山県富山市 【抽出基準①】	20万人以上	× (中核市)	9件	教育文化施設小中高校(3件)、複合施設(4件)、公営住宅(1件)、葬祭関連施設(1件) 4分野	①芝園小学校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業 ②3小学校統合校設計・建設・維持管理事業 ③新庄小学校分離新設校及び公民館等設計・建設・維持管理事業 ④月岡団地第3期街区建替事業/富山市 ⑤八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業/富山市 ⑥富山市斎場再整備事業 ⑦中規模ホール整備官民連携事業 ⑧大沢野地域公共施設複合化事業(リーディングプロジェクト) ⑨大山地域公共施設複合化事業
静岡県沼津市 【抽出基準②】	10万人以上20万人未満	× (施行時特例市)	4件	公営住宅(2件)、庁舎(1件)、複合施設(1件)	①沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業 ②(仮称)沼津市消防本部・北消防署庁舎整備事業 ③香陵公園周辺整備PFI事業 ④沼津市営住宅今沢団地建替事業
京都府京都市 【抽出基準①】	20万人以上	○	12件	複合施設(1件)、教育文化施設小中高校(4件)、庁舎(3件)、医療施設(1件)、公営住宅(1件)、上下水道施設(2件) 6分野	①京都御池中学校・複合施設整備等事業 ②京都市立小学校冷房化等事業 ③京都市伏見区総合庁舎整備等事業 ④京都市立音楽高等学校移転整備事業 ⑤京都市左京区総合庁舎整備等事業 ⑥京都市立病院整備運営事業 ⑦京都市立小中学校耐震化PFI事業 ⑧京都市立学校耐震化PFI事業 ⑨京都市上京区総合庁舎整備等事業 ⑩京都市八条市営住宅団地再生事業 ⑪京都市上下水道局島羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業 ⑫京都市上下水道局南部拠点整備事業
大阪府東大阪市 【抽出基準①】	20万人以上	× (中核市)	8件	庁舎(2件)、教育文化施設その他(1件)、公営住宅(3件)、教育文化施設給食センター(1件)、教育文化施設小中高校(1件) 5分野	①(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業 ②新市民会館整備運営事業/東大阪市 ③東大阪市営上小阪東住宅建替事業 ④東大阪市新旭町庁舎整備事業 ⑤東大阪市立小学校空調設備整備事業(PFI事業) ⑥東大阪市営北蛇草住宅C棟建替事業 ⑦東大阪市営荒本住宅C棟建替事業 ⑧東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業
福岡県福岡市 【抽出基準①】	20万人以上	○	17件	余熱利用施設(1件)、医療施設(1件)、教育文化施設給食センター(3件)、教育文化施設小中高校(6件)、教育文化施設その他(4件)、駐車場・駐輪場(1件)、複合施設(1件) 7分野	①福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業 ②福岡市新病院整備運営事業 ③(仮称)第1給食センター整備運営事業 ④第2給食センター(仮称)整備運営事業 ⑤福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業 ⑥福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 ⑦福岡市総合体育館(仮称)整備運営事業 ⑧福岡市美術館リニューアル事業 ⑨(仮称)福岡市青少年科学館特定事業 ⑩福岡市立東部地域中学校空調整備PFI事業 ⑪福岡市立西部地域中学校空調整備PFI事業 ⑫福岡市第2期展示場等整備事業 ⑬早良地域交流センター(仮称)整備事業 ⑭第3給食センター整備運営事業 ⑮福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業 ⑯福岡市立東部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業 ⑰福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業
大分県大分市 【抽出基準①】	20万人以上	× (中核市)	7件	庁舎(3件)、教育文化施設小中高校(3件)、廃棄物処理施設(1件) 3分野	①(仮称)大分市種田総合市民行政センター整備事業 ②(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業 ③大分市立中学校空調設備整備PFI事業 ④大分市立小学校空調設備整備PFI事業 ⑤金池小学校施設整備事業 ⑥荷揚町小学校跡地における庁舎等複合公共施設整備事業 ⑦新環境センター整備事業

①-2 【ステップ③】

11 団体の中から、更に3団体(山形県、沼津市、大分市)を選定して実態調査を行う。選定基準は、①A 群団体の選定4団体と同程度の人口規模、②A 群団体の選定4団体の断念事例と同様の分野のPFI実績を有していること、の2点である。

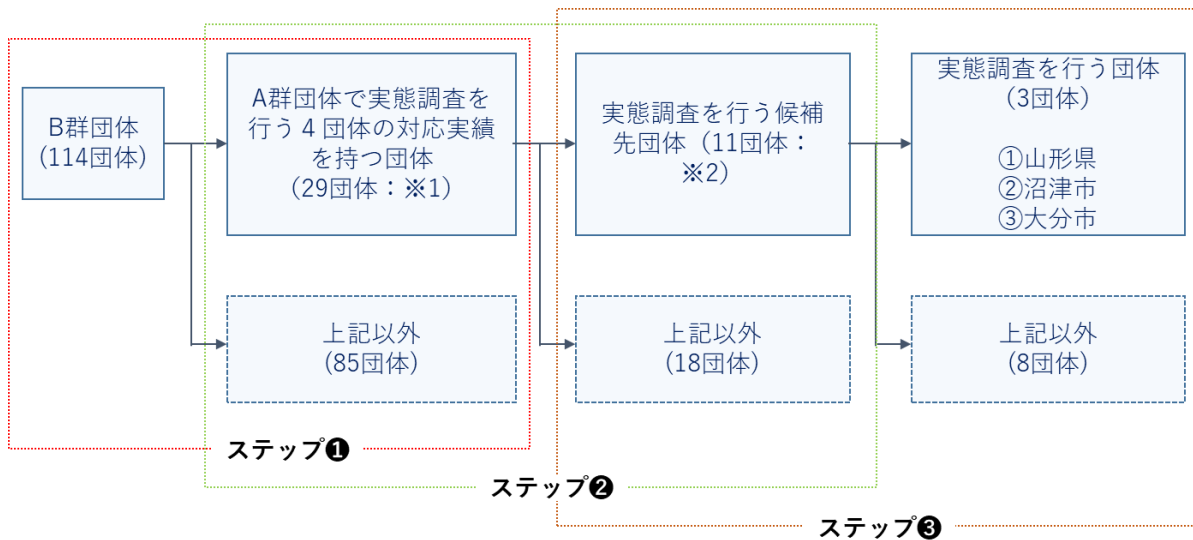
図表 21



B 群団体の絞り込みプロセス(フローチャート)は図表 22 のとおりである。

なお、具体的な実態調査の内容および結果分析は、第3章および第4章において詳述する。

図表 22 B 群団体の絞り込み全体フローチャート



※1：山形県、埼玉県、さいたま市、春日部市、越谷市、千葉市、木更津市、柏市、八千代市、東京都、調布市、神奈川県、横浜市、藤沢市、厚木市、富山市、静岡県、沼津市、愛知県、岡崎市、四日市市、京都市、大阪府、吹田市、東大阪市、神戸市、広島県、福岡市、大分市

※2：山形県、埼玉県、八千代市、調布市、藤沢市、富山市、沼津市、京都市、東大阪市、福岡市、大分市

2.アンケート調査結果

先述の 57 の A 群団体に対してアンケート調査を実施し、56 団体より回答を得た。

調査は、電子メールにて調査票の送付及び回収を実施した(実施期間:令和4年 10 月～11 月)。

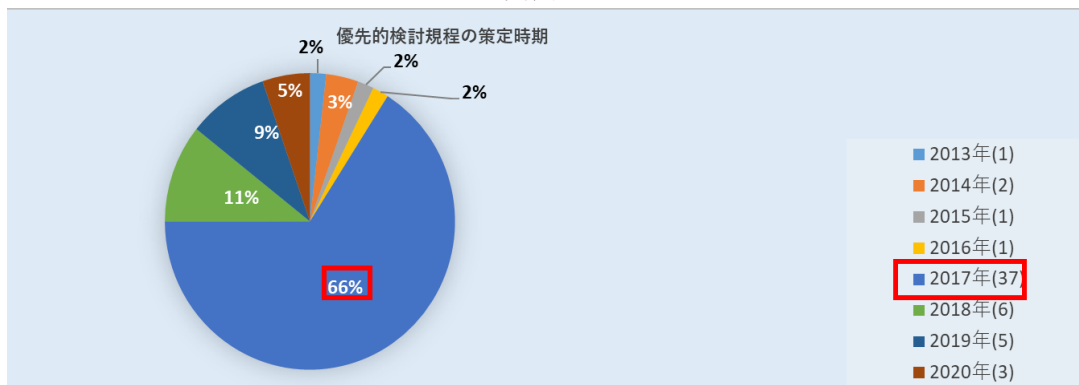
調査の結果は以下のとおりである。

問(1)-①-1 「優先的検討規程の策定期期」

優先的検討規程の策定期期は、2013 年～2020 年であったが、2017 年に優先的検討規程を策定した団体が 37 団体と最も多かった。策定の背景としては、「国(及び都道府県等)からの要請があったため」という回答が最も多く、47 団体であった。

なお、最も早く策定されたのは 2013 年(1 団体)、また、最も遅く策定されたのは 2020 年(3 団体)であった。

図表 23

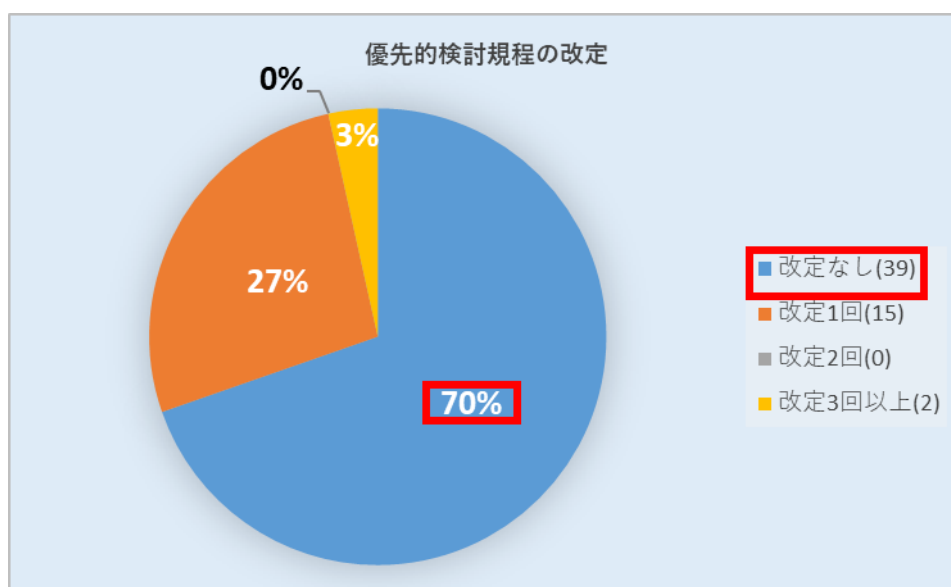


問(1)-①-2 「優先的検討規程の改定状況」

優先的検討規程の改定状況については、約7割の39団体が「改定なし」で、改定をしている団体は約3割の17団体であった。

改定時期については、改定3回を実施した2団体においては、2018年から2020年の間に、改定3回以外の15団体において、2022年が最も多く、7団体が2022年に改定を行った。残りの回答については、2021年が2団体、2020年が2団体、2018年が1団体、2017年が2団体、2019年が1団体である。

図表 24



問(1)-①-3 「優先的検討規程の改定内容」

改定内容については、図表 25 のとおりである。

図表 25 改定内容(主なもの)

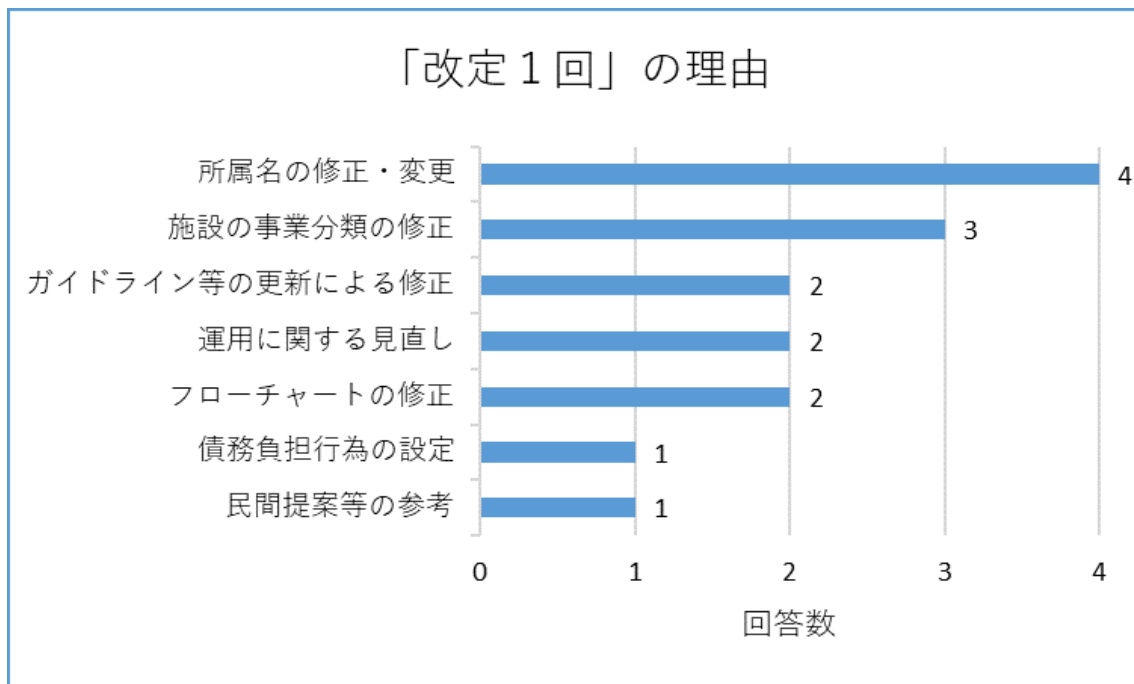
- ・①運用の見直し、②運用の見直し、検討対象に指定管理制度導入施設を追加、③指定管理者制度における検討方法の規定を追加
- ・規程中の所属名の修正
- ・更新費用(整備費用)が10億円未満の事業であっても、PPP/PFIの優先的検討を可能とする
- ・検討に係るフローチャートの微修正
- ・債務負担行為の設定
- ・施設整備に係る事業分類の修正、様式の変更
- ・タイトル、優先的検討規程や民間提案制度の見直し
- ・国「PPPPFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」の改定に伴う文言等の修正
- ・所管課の変更
- ・法改正や関係するガイドライン等の改正を反映
- ・優先的検討の対象に該当しない場合であっても、他自治体の取組や民間からの提案等を参考にするなど、PPP/PFI手法の導入により効率的かつ効果的な公共施設等の整備等について原則、研究・検討するよう改定
- ・事業実施に係る担当区分の明確化

問(1)-①-4 「優先的検討規程の改定理由」

改定理由については、図表 27 のとおりである。

1回のみ改定の理由は図表 26 のとおりで、理由は様々であった。また、3 回以上改定した団体が 2 団体あり、改定内容は、1 団体は、「導入推進に向けて、検討開始時期等検討方法の見直し。公共施設の効率的・効果的な整備・運営に向けて、指定管理者制度を検討対象に追加」と回答し、別の 1 団体は、「法改正や関係するガイドライン等の改正を反映」と回答した。

図表 26



図表 27 改定理由(主なもの)

- ・①簡易検討事案の検討結果を踏まえ問題点などを解消、②導入推進に向けて、検討開始時期等検討方法の見直し。公共施設の効率的・効果的な整備・運営に向けて、指定管理者制度を検討対象に追加、③指定管理者制度を検討対象に追加したことによる規定の整備
- ・10億円未満の事案であっても、市場性等が確認できる場合があるため
- ・内閣府民間資金等活用事業推進室が示した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」の内容を参考に改定
- ・PPP/PFIの検討を進める中で所管課からの意見等を反映させたため
- ・PFI事業の実施当たり、債務負担行為の設定時期について明確化する必要が生じたため。
- ・公共施設等総合管理計画において施設整備基準を改めたため。
- ・国からの要請による優先的検討規程や民間提案制度の見直し等を行い、民間事業者からの積極的な提案の推進等、より公民連携の取り組みを進めるため
- ・国「PPPPFI手法導入優先的検討規程策定の手引」の改定
- ・事業等の全般のみならず、市が所有する土地、建物の有効活用を図るため、面積要件を追加
- ・法改正や関係するガイドライン等の改正があったため。
- ・優先的検討規程の策定要求水準を満たしていなかったため
- ・行政組織機構改正に伴うもの
- ・国通知を受けての改定
- ・事業を進めるうえで、担当部署を明確化するため。

問(1)-② 「優先的検討規程を策定された経緯・背景について(複数回答可)」

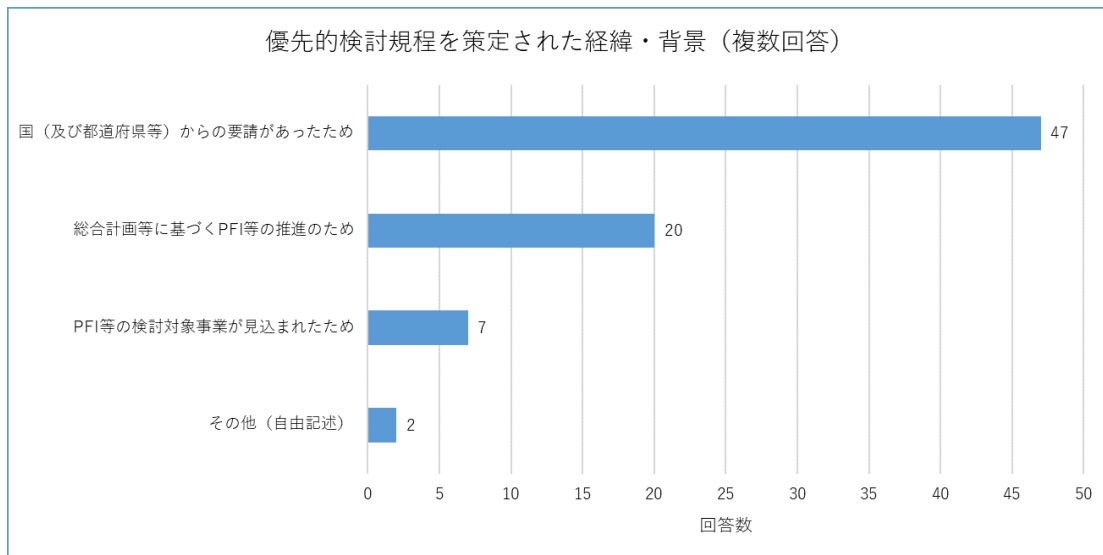
優先的検討規程を策定した経緯・背景(複数回答)は、図表 28 のとおり、「国(及び都道府県等)からの要請があったため」が 47 団体、「総合計画等に基づくPFI等の推進のため」が 20 団体、「PFI等の検討対象事業が見込まれたため」が 7 団体であった。

また、「その他(自由記述)」として、

「施設整備の標準化・効率化を検討する中、優先的検討規程の策定が求められたので合わせて対応した」、

「要請等によるものではなく、その時点において、今後優先的検討規程が必要となると判断したため」という回答があった。

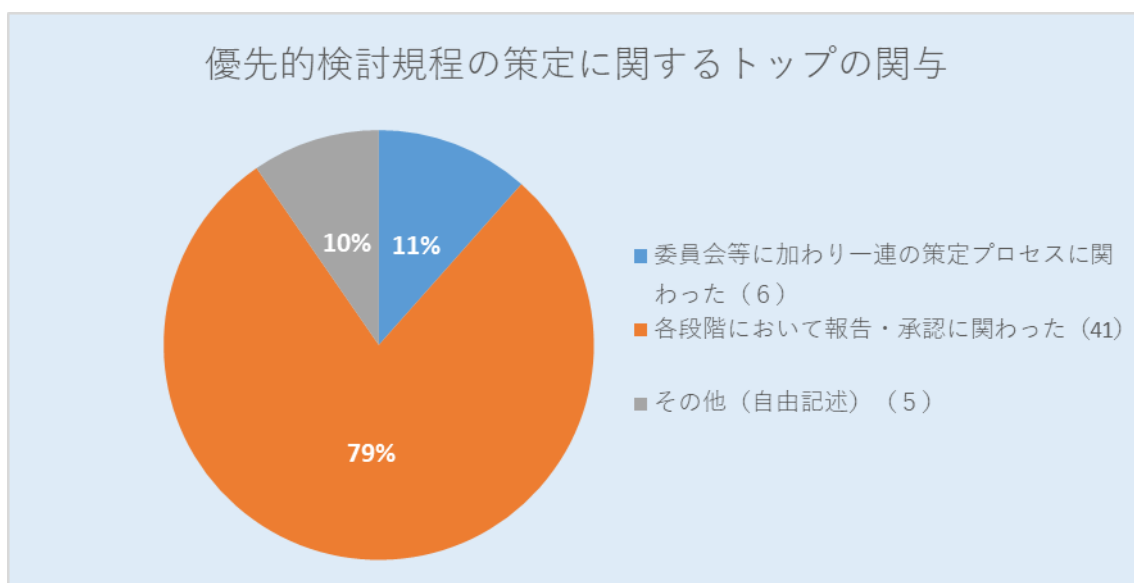
図表 28



問(1)-③ 「優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について(複数回答可)」

首長の関与について調査した結果、回答のあった52団体のうち、約79%の41団体からは「各段階において報告・承認に関わった」という回答であった。残りの11団体のうち、約11%の6団体が「委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった」と回答している。また、「その他」を回答した5団体の詳細内容は、図表30のとおりである。

図表 29



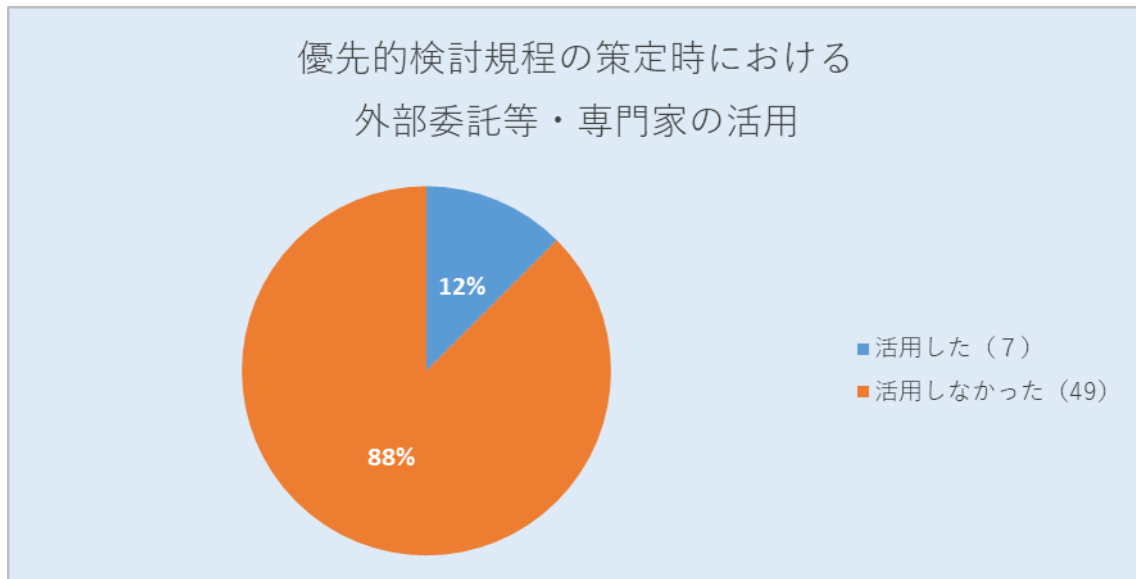
図表 30

- ・策定承認のプロセスに関わった。
- ・庁内の合意形成を諮り、市長への最終報告を行った。
- ・策定の各段階では関与していませんが、規程の策定については、議会の委員会での報告も行っており、一定、規程(案)が整った段階において、首長への報告を行っているものになります。
- ・首長は関与しておらず、副知事まで。
- ・策定後報告を行った。

問(1)-④ 「優先的検討規程策定のプロセスにおける、外部委託等・専門家の活用について」

優先的検討規程策定時の外部委託等・専門家の活用について調査した結果、外部委託等・専門家を活用した団体は約 12%の7団体であり、活用しなかった団体は約 88%の 49 団体である。

図表 31

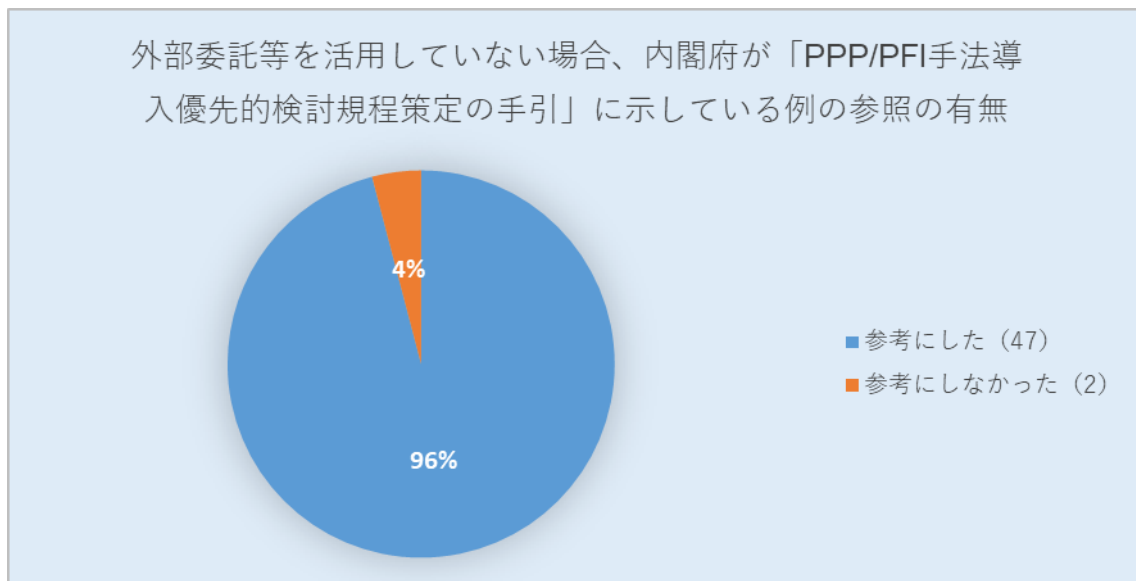


【問(1)-④で「実施していない」を選択の場合】

問(1)-④-1 「優先的検討規程の策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にしたか。」

外部委託等・専門家を活用しなかった 49 団体のうち、47 団体が内閣府の手引きを参考に、優先的検討規程の策定を行った。

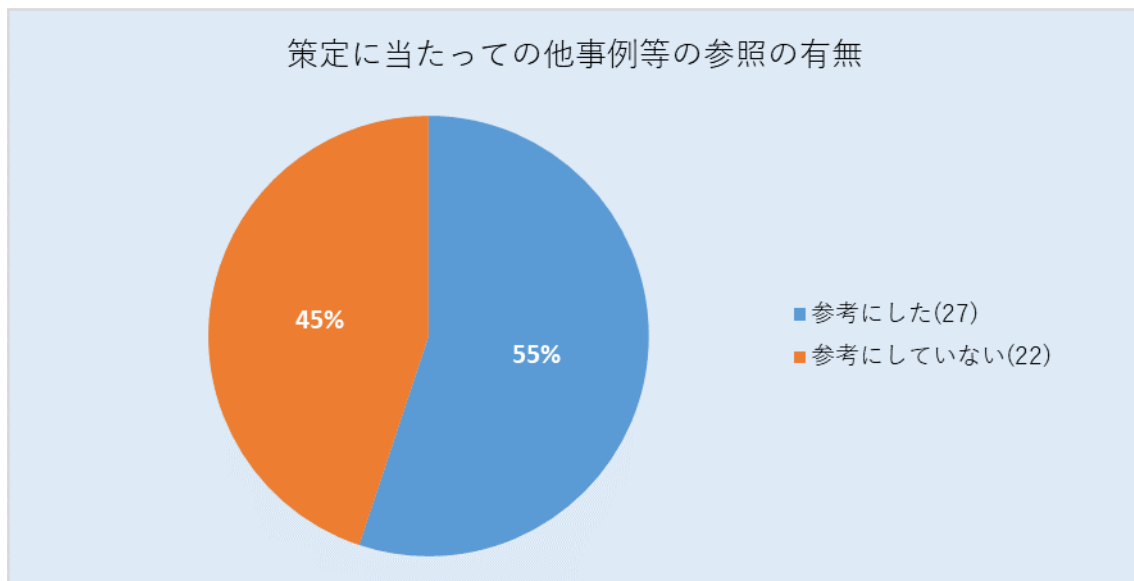
図表 32



問(1)-④-2 「優先的検討規程の策定に当たって、他事例等を参考したか。」

外部委託等・専門家を活用しなかった 49 団体のうち、他地域の事例等を参考にした団体は、約 55% の 27 団体である。

図表 33



問(1)-④-3 「参考にした事例がある場合は、具体的な事例。」

他地域の事例等を「参考にした」27 団体のうち、回答のあった 20 団体の参照事例は図表 34 のとおりである。

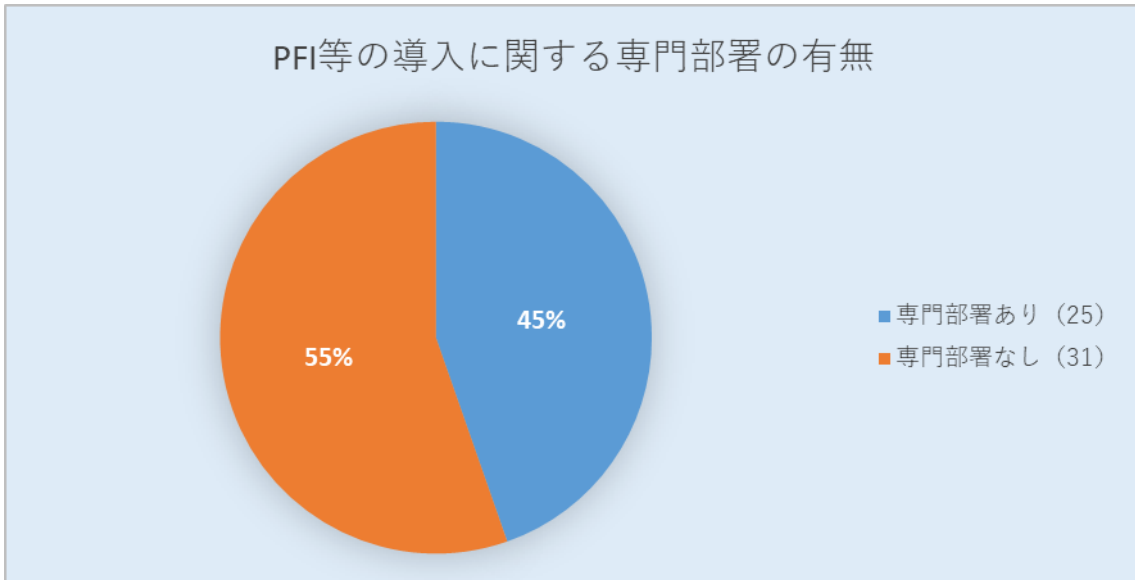
図表 34

- ・横浜市PFIガイドライン, 京都市PFI導入基本方針等
- ・①国が開催する研修会の配布資料②他県の規程
- ・埼玉県内市町村事例
- ・草加市、春日部市、八潮市の PPP/PFI 導入指針
- ・他の自治体での事例等。
- ・他自治体における公共施設再配置見直し方針等(北区、相模原市、さいたま市など)
- ・当時、既に優先的検討事項を策定していた「目黒区」、策定中であった「世田谷区、八王子市、町田市」などを参考にした。
- ・横浜市、川崎市
- ・奈良県、新潟県、滋賀県
- ・他県の優先的検討規程
- ・新潟県、滋賀県、鳥取県の先進事例(方針)
- ・高槻市、茨木市など
- ・さいたま市 PFI 等活用指針
- ・大阪市、浜松市等
- ・下関市、広島市、島根県、米子市ほか
- ・県内市町村及び他県事例(検討規程)の情報収集を行った。
- ・他自治体の策定状況

問(1)-⑤ 「PFI等の導入に関する専門部署の有無。」

専門部署の有無については、約 45%の 25 団体が「あり」と回答し、約 55%の 31 団体が「専門部署なし」と回答している。

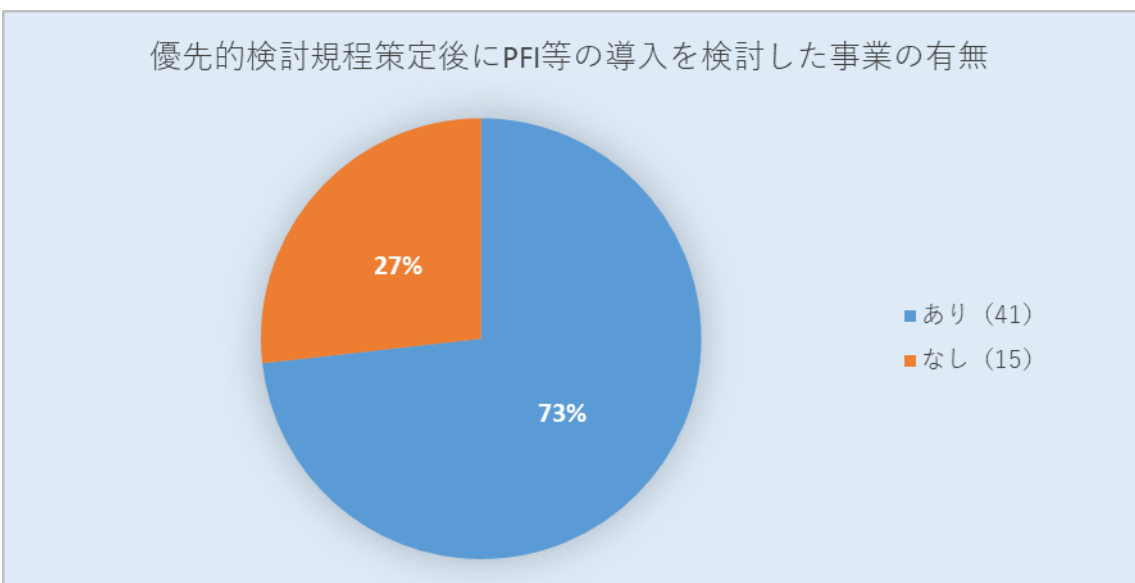
図表 35



問(2)-① 「優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討した事業の有無。」

優先的検討規程の策定後に、56 団体中、約 73%の 41 団体が PFI 等の導入を検討した事業があると回答している。

図表 36

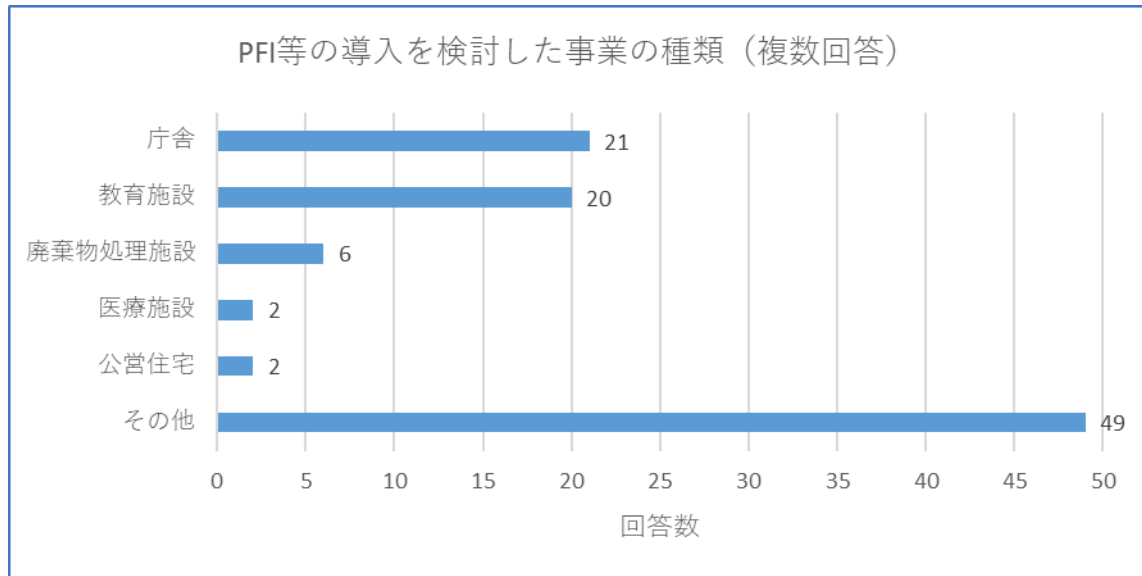


【問(2)-①で「あり」と回答した場合】

問(3) 「PFI 等の導入を検討した事業の施設分類」

PFI 等導入の検討が行われた 97 件のうち、「庁舎」が 21 件で最も多く、その次に「教育施設」、「廃棄物処理施設」と続いている。

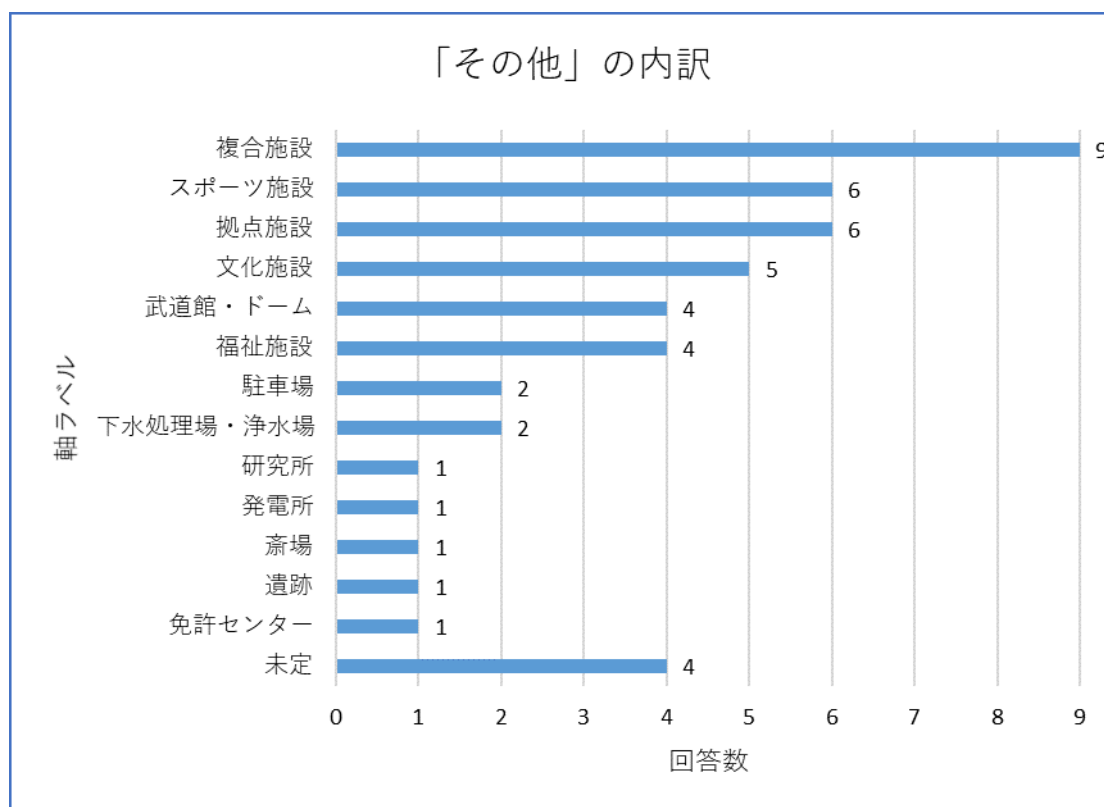
図表 37



また、「その他」として 47 件の回答があり、その内訳は図表 38 のとおりであった。「スポーツ施設」が 10 件、「複合施設」が 6 件、「文化施設」が 6 件、「福祉施設」が 5 件、「道の駅」が 4 件、「駐車場」が 2 件、「下水処理場・浄水場」が 2 件と複数回答であった。

上記以外では、1 件のみの回答であったが、「免許センター」、「研究所」、「公園」、「消防署」、「発電所」、「市民センター」、「斎場」、「史跡」となっている。

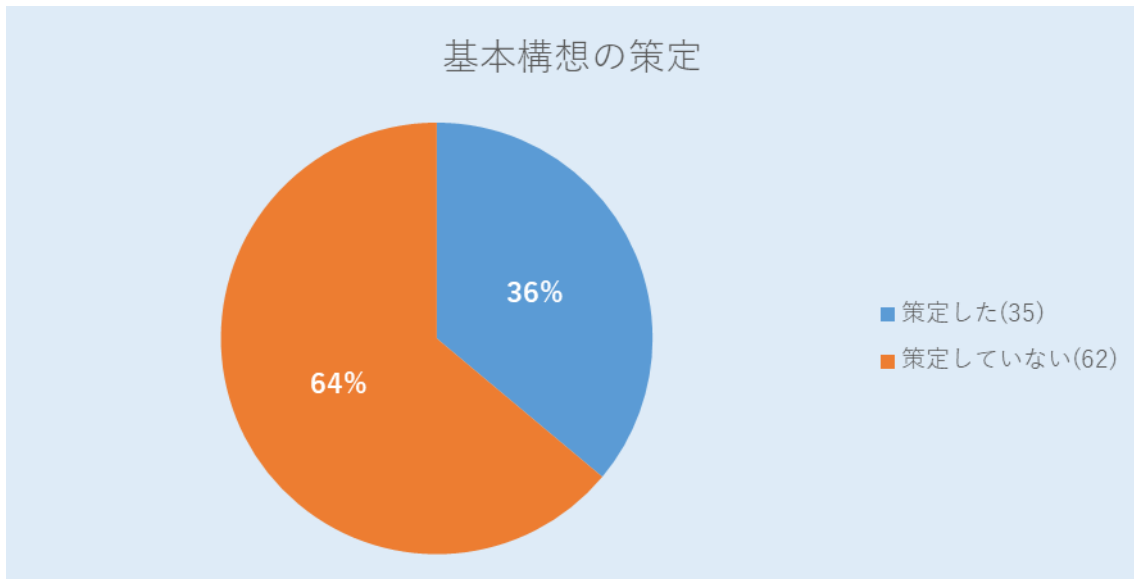
図表 38



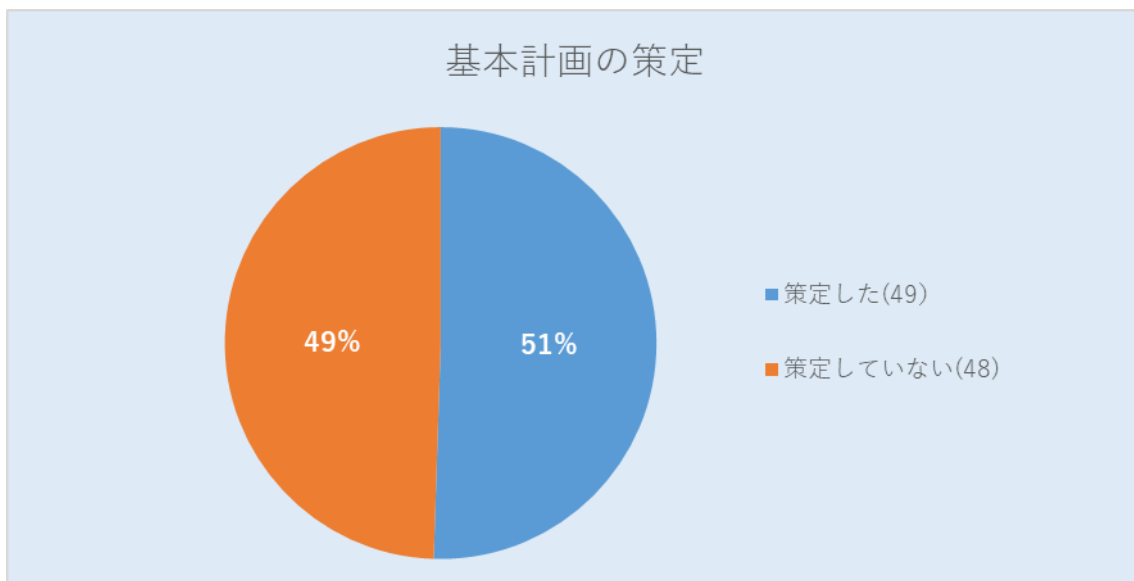
問(3)-④、⑤ 「基本構想の策定、基本計画の策定」

PFI 等導入の検討が行われた 97 件の回答のうち、基本構想・基本計画の策定状況は図表 39 及び図表 40 のとおりである。

図表 39



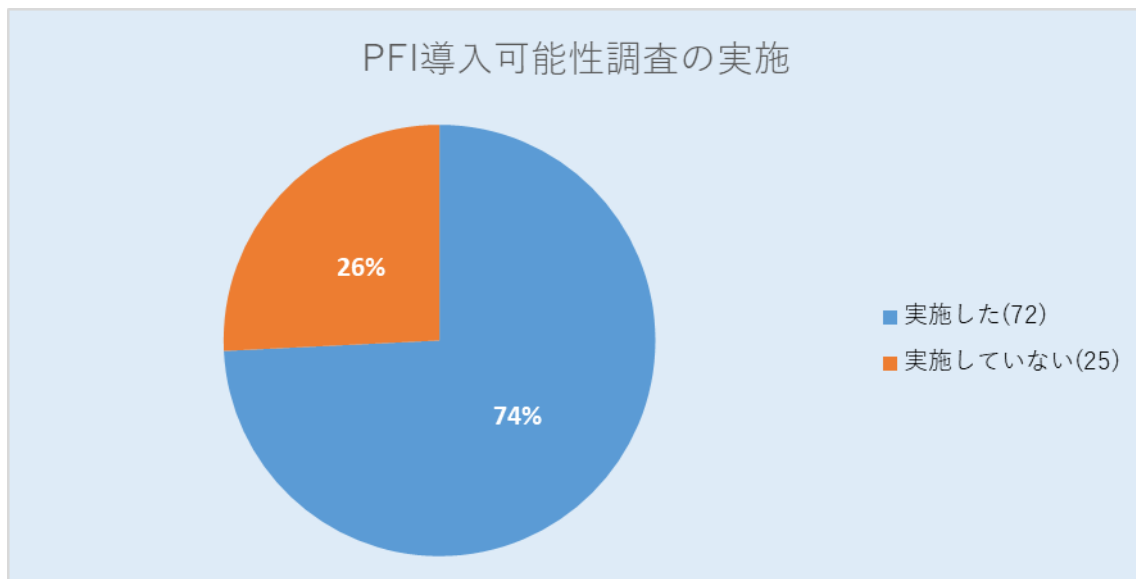
図表 40



問(3)-⑥ 「PFI 導入可能性調査の実施」

PFI 等導入の検討が行われた 97 件の回答のうち、PFI 導入可能性調査の実施状況は図表 41 のとおりである。

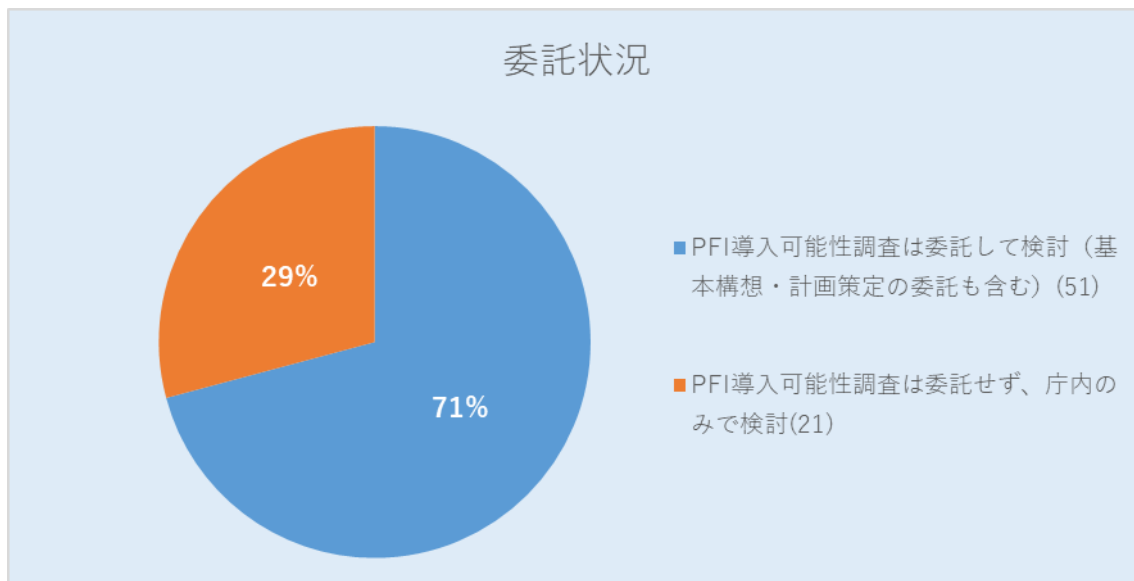
図表 41



問(3)-⑥-1 PFI 導入可能性調査の実施状況

PFI 導入可能性調査を実施した 72 件のうち、委託状況については、21 件が庁内のみでの検討であり、51 件が外部委託を行った。

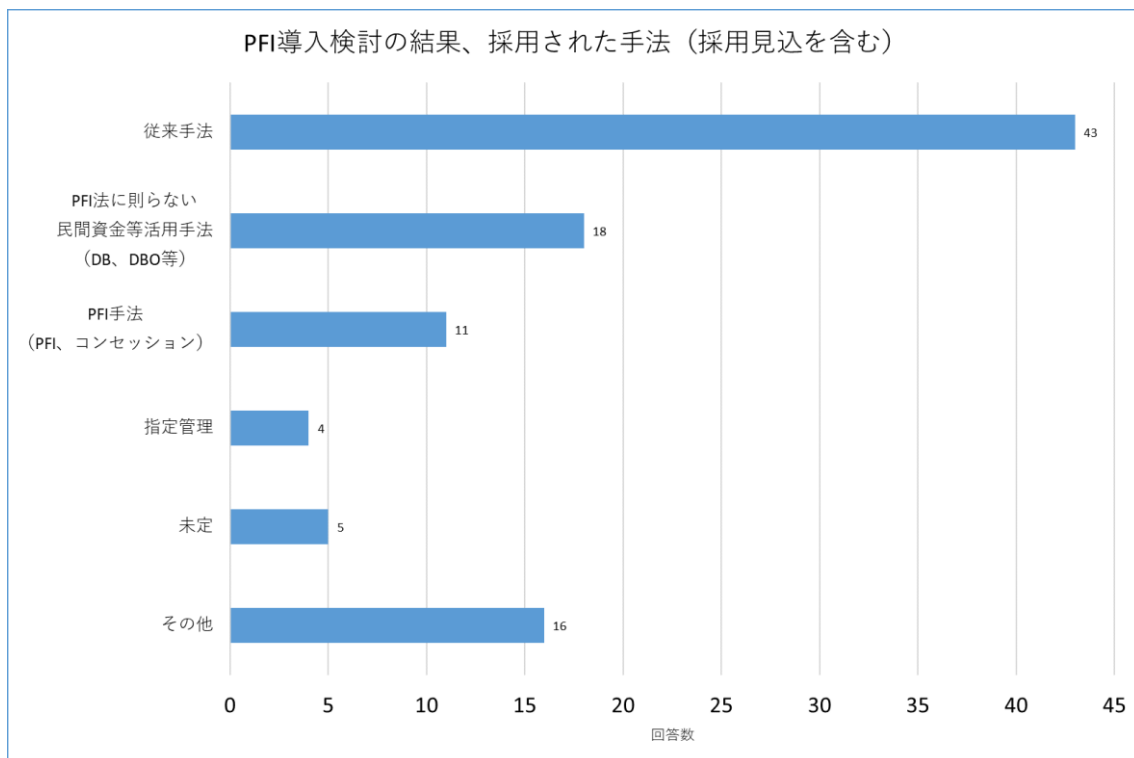
図表 42



問(3)-⑦ 「PFI 導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)」

PFI 等導入の検討が行われた 97 件について、最終的に採用された手法は、従来手法が最も多く、43 件の回答があった。また、PFI 手法(PFI、コンセッション)という回答が 11 件あるが、これは、調査実施時点(令和4年11月時点)において、PFI 手法を採用する予定の事業を指している。

図表 43



問(3)-⑦でその他を選択した場合の具体的な内容

最終的な手法として「その他」を回答した 16 件の具体的手法については、図表 44 のとおりである。

図表 44

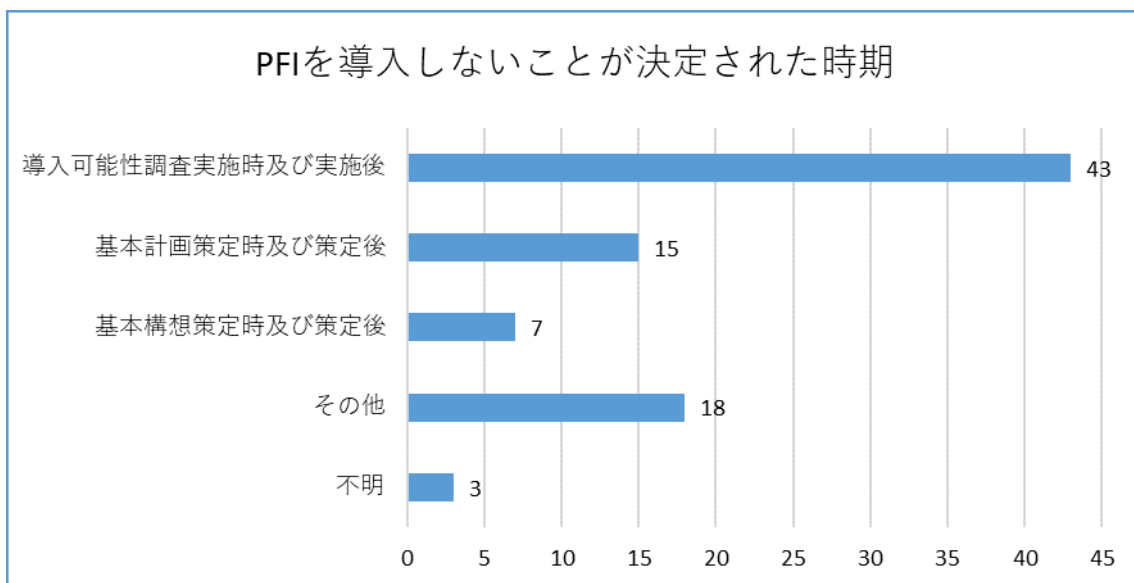
- ・リースによる施設建設
- ・設計、建設、維持管理・運営を一括して企業グループと契約する方式
- ・PFI 法によらない民間提案および売却
- ・民間事業者への「敷地の有償貸付」を原則としたが、庁舎統合に関連して、現在事業者募集の前段階で事業を停止している。
- ・市有地に定期借地権を設定し、民間事業者が施設を整備する。施設内に文化施設を整備し、文化施設部分は市が賃借・運営する。
- ・小学校 7 校・中学校 7 校は従来手法、小学校 10 校はリース方式
- ・協定に基づく管理運営手法
- ・事業そのものが見直しとなり、検討を中止。(2件)
- ・県の財政負担額が低く、運営面における民間の主体性が高い順に、民間移譲(売却)、PFI(RO)方式の順で検討。
- ・借地借家法に基づく定期借地方式(5件)
- ・民設民営方式

【問(3)-⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外の手法を選択した場合】

問(3)-⑦-1 PFIを導入しないことが決定した時期

PFI手法以外の手法を選択した86件のうち、PFIを導入しないことが決定した時期については、「導入可能性調査実施時及び実施後」が最も多くの43件の回答である。次に「基本計画の策定時及び策定後」と「基本構想策定時及び策定後」が続く。「その他」が18件で、回答なしで不明が3件である。

図表 45



問(3)-⑦-1 でその他を選択した場合の具体的な内容

PFIを導入しないことが決定した時期として、「その他」を選択した18件については、図表46のとおりである。

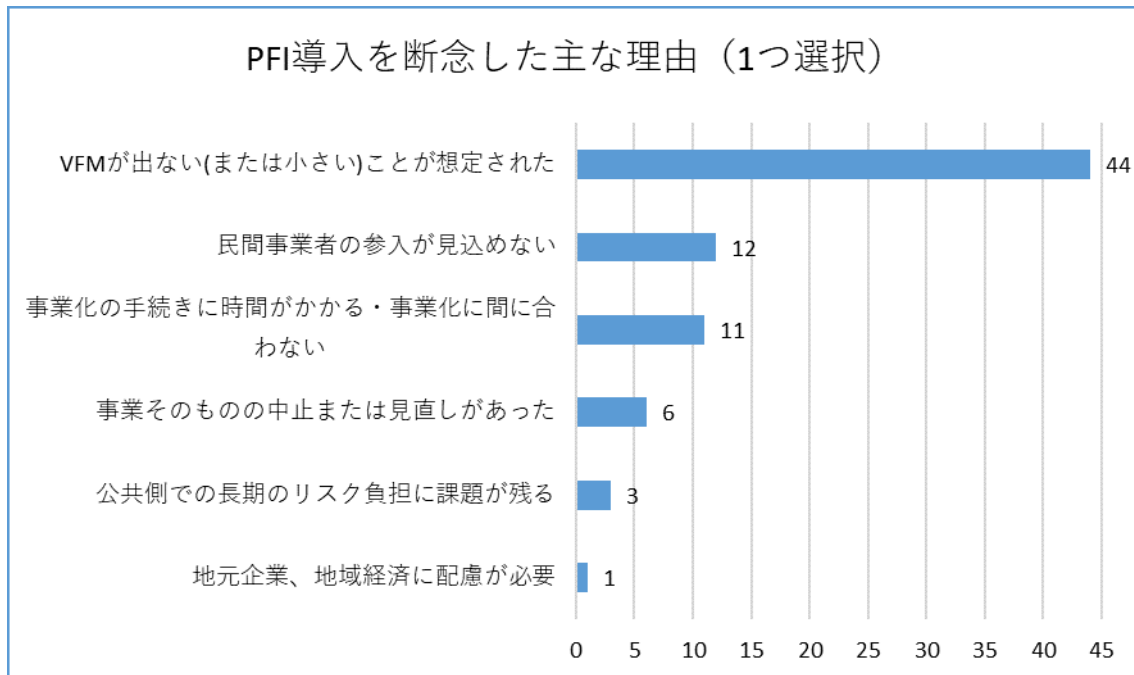
図表 46

- ・PPP/PFI手法の導入検討プロジェクトチームにて、優先的検討を行い、導入しないことを決定した。
- ・市場性の有無を含め、PFI法によらない民間提案により募集
- ・当初より、統合庁舎の候補地の一つとして検討する可能性を損なわないよう、暫定的な敷地活用を想定していた。
- ・検討開始当初より、PPP手法による整備を想定していた。サウンディング調査を経て、定期借地権の設定による手法を選択した。
- ・事業費総額から優先的検討の対象事業となったが、事業着手前にPPP手法導入の是非について検討を行った結果、PPP/PFI手法での整備は適さないという結論となった。(2件)
- ・事業費総額から優先的検討の対象事業となったが、PPP手法検討中に協定締結団体から新たな提案があった。
- ・指定管理者制度導入施設における指定期間中の制度導入効果を評価する段階(2件)
- ・指定管理者制度導入施設における指定期間中の制度導入効果を評価する段階と同時期(2件)
- ・簡易定量評価実施後
- ・民間移譲(売却)が決まったため
- ・基本方針策定前
- ・基本設計前(2件)
- ・庁内検討委員会実施後

問(3)-⑦-2 PFI 導入を断念した主な理由(1つ選択)

PFI 導入を断念した 86 件のうち断念理由の回答が寄せられた 77 件についての断念の理由は、図表 47 のとおりである。「VFM が出ない(または小さい)」が大半であった。その次に、「民間事業者の参入が見込めない」、「時間がない」という断念理由が多かった。

図表 47



図表 48

【経済効率性、民間の創意工夫の余地が少ない】

- ・単純な構造の建物で整備費削減に向けた工夫の余地が少ないことや、レストラン等の運営事業者が収入を得ることができる施設が予定されていないことから、財政負担額について、従来手法とPFI手法では大きな差が出なかった。財政負担額その他、施設の整備に当たって検討すべき民間の創意工夫の余地、リスク負担、参入のしやすさ、県内経済への波及効果などについて総合的に勘案した結果、PFIに比べて従来手法の方が整備手法として適している。
- ・直営施設となるため、民間事業者の参入メリットが見込めなかった。
- ・直営施設が多く、民間事業者の参入メリットが少なかった。その後、建設場所等への変更が必要となり、計画改訂等を改めて検討中。
- ・施設の性質上、民間事業者のノウハウを活かせる余地が少ないため。
- ・市として多様な業務や町会等地元住民との連携が必要となる業務が多いため。
- ・事業者へのサウンディングや手法毎の比較を基本計画内で検討し、PFI(BTO)方式については、VFMが期待できず、事業者からの参加意向も乏しいことから、本事業への導入は困難と整理されたため。
- ・PFI手法によるVFM効果は一定程度見込まれるものの、民間の創意工夫の余地は小さく、また、現状では事業リスクが大きいことから事業者参入が見込めないため。
- ・隣接する用地などを含めた一連の活用計画の中で、本事業については早期に供用開始できるリース手法が最適と判断したため。
- ・活用方法を含め、幅広く民間のノウハウを活用するため、条件を定めない民間提案を実施した。採択案件について詳細協議を行ったが、協議が整わず、競売により売却処分する予定となった。
- ・民間事業者を対象とした、事業への参加意向や望ましい事業方式、削減率等を問う市場調査の結果、民間事業者の参入が見込めないことが判明したことによる。
- ・VFMが小さい
- ・民間事業者へのサウンディング調査や、統合庁舎の候補地の一つとして検討する可能性を損なわないような暫定的な敷地活用という制約から、PFI事業にそぐわなかったため。
- ・対象地に施設整備ができない点や、想定されている整備内容では民間事業者の収益が見込めないことから、PFI導入にそぐわないため。
- ・本件に関する補助金額の割合が非常に大きい一方で、リースを除く民間活用方式は東京都の補助対象とはならなかったことや、補助金期限が令和3年度までとなっており、官民連携事業では事業期間に間に合わないことなどから、市の事業費負担が最も安価となる手法を採用した。
- ・PPP手法での検討中に、協定を結び管理運営を行っていた団体(公益財団法人)から資金面での新たな提案があり、この提案が市にとって最も経済的な手法であったことから、引き続き協定を基にした管理運営を行うこととしたため。
- ・施設の特性等を勘案し、指定管理制度の継続が妥当であることから(2件)

- ・類似事例が少ないこと、メリットが不明、リスクコントロールが難しいことなどから
 - ・施設の特性等を勘案し、指定管理制度の継続が妥当であることから
 - ・事業全体(20年間)の収入支出の算定結果、経済波及効果の試算等から、PFIより企業局が実施した方が利益が大きいと判断。
 - ・定性的検討や民間事業者へのアンケートの結果、民間活力の導入によるコスト削減、収入増の効果が薄いと考えられた。また、簡易計算の結果、VFMもマイナスになった。
 - ・VFMが小さい、工期が厳しい
 - ・VFMが小さく、改修の場合民間の創意工夫の余地が少ない
 - ・ノンコア業務に限定され成立が難しく、リスクも高いため
 - ・VFMが出ないことに加え、施設の専門性・特殊性により、民間の創意工夫の活用範囲が狭く、ノウハウを活かしにくい施設であること。
 - ・施設の性格から、PFI手法を導入できるほどの収益を生み出せる施設ではないと判断したため。
 - ・人口減少社会など不確実性の高い社会情勢において大きな投資によるリスクを抱えるのではなく、今ある財産を有効に活用し、エリア価値を高め、将来の選択肢を生み出すことができるリノベーション手法により、当面の間1階のみを活用した再生を行うこととした。
 - ・従来手法との比較においてVFMが△0.3%と優位性が認められなかったため。
 - ・優先的検討規程の対象外事業と判断(財源の都合上、直ちに事業着手する必要があったため)
 - ・当初計画していた包括的委託では金銭的にメリットがなかったため
 - ・維持管理、運営期間の業務について、コンソーシアム間のリスク分担が難しく、コンソーシアム組成に課題があったため
 - ・PFIよりも定期借地方式の方が、VFMが高かったため(4件)
 - ・従来方式の方が、公共負担額が少なかったため(6件)
 - ・PFI方式の導入効果が期待できるコスト削減効果が見込めない結果となったため。(VFM▲1.4%)
 - ・施設の特性上、目的以外での施設の活用が考えられないことから、民間事業者の参入可能性が低い。
 - ・国交省の出している簡易検討を行うもVFMが小さいとの結果となり、事業スケジュール等とも勘案し、従来手法とした
 - ・学校施設を対象とするため、民間事業者による事業実施に大幅な制約がある。事業範囲が実習棟の改築(設計・建設)のみであり、民間事業者の創意工夫の余地が小さい。
 - ・PFI導入可能性調査の結果、VFMが出なかった。
 - ・サウンディング調査の結果、PFIの提案がなかったため
- 【緊急性】**
- ・PFI手法を導入した場合、受注者決定まで2年を超すと見込まれるが、現建物の直下に活断層があることから、安全面を考慮して改築に早急に着手することが必要である。
 - ・PFI手法とした場合のVFMは2.3%の削減率となったものの、参考として行った詳細検討の試算で

は、逆に従来型手法の方が3.7%事業費を削減できるという結果が出ており、必ずしもPFI手法が従来型手法に比べて有利とは言えない。PFI手法とした場合は、従来型手法に比べて完成が2年程度遅れることになるが、生徒の学習環境等の早期改善を実現するためには、最短の期間で整備を進める必要がある。

- ・PFI手法とした場合のVFMの試算では、概算事業費の1.4%の削減率に止まっており、従来型手法に比べてPFI手法の方が有利とまでは言えない。PFI手法とした場合は、従来型手法に比べて完成が2年程度遅れることになることから、施設や設備の老朽化に伴う生徒の安全確保の問題や健康面への影響の懸念を早急に解消するため、従来型手法により速やかに事業実施することが望ましい。
- ・従来型手法の方がPFI手法に比べて削減額で1.7億円、削減率で5.1%有利という結果。PFI手法とした場合は、従来型手法に比べて完成が2年程度遅れることから、安全な学校運営に支障がある状態を一刻も早く解消し、児童生徒の学習環境等の早期改善を実現するためには、最短の期間で整備を進める必要がある。
- ・従来型手法の方がPFI手法に比べて削減額で2.2億円、削減率で3.1%有利という結果。PFI手法とした場合は、従来型手法に比べて完成が2年程度遅れることから、安全な学校運営に支障がある状態を一刻も早く解消し、生徒の学習環境等の早期改善を実現するためには、最短の期間で整備を進める必要がある。
- ・複合対象となった施設の耐用年数が迫っており早急な整備を行う必要があった。
- ・仮移転先の整備であり、施設運営期間が限定されることから、リース方式以外の民間活力導入は困難と考えられたため。
- ・市民会館は耐震性に課題があり、閉館が避けられなかった一方で、市内の文化施設の確保の課題もあったことなどから、検討に時間を要するPFIの導入は見送った。
- ・導入可能性調査により、VFMが出なかったことや、本施設は使用不可となったため、市民生活の影響を考慮し、早期の復旧が求められていた。
- ・環境省等の方針、費用から判断して、全面建替ではなく長寿命化することに方針が変更されたため。
- ・導入により、工事着工・供用開始時期が1年以上後ろ倒しになることに伴い、早期に対応が求められる教育環境整備に支障が生じるおそれがある。
- ・早急にPFIを導入しなければならないという緊急性が認められないと判断されたため引き続き検討。

【その他の民間資金活用手法】

- ・従来方式とPFI手法(BTO)、DBOのVFMを比較した結果、DBOによる事業実施時にVFMが最大となることが判明したため。
- ・従来方式とPFI手法(BTO)、DBOのVFMを比較した結果、DBOによる事業実施時にVFMが最大となることが判明したため。また、BTOおよびDBOに係る事業参加意欲について市場調査を実施したところ、BTOで参加意欲を示した事業者が0社であったため。
- ・公民連携手法の方が従来型手法よりも事業費が1.3%かかり増しになるという結果が出た。PFI手法とした場合は、従来型手法に比べて完成が2年程度遅れることから、安全な学校運営に支障がある

状態を一刻も早く解消し、生徒の学習環境等の早期改善を実現するためには、最短の期間で整備を進める必要がある。

- ・調査の結果、PFI手法に比べ、DBOのVFMが大きく出たため。
- ・民間移譲(売却)、PFI(RO)方式の順で検討した結果、民間移譲(売却)が決まったため
- ・基本計画策定時の検討において、PFIについては一定のVFMが認められるものの、民間資金の活用が、本市にとって金利面において不利であると判断したため。
- ・従来手法、機器支給、DB、PFI及びリースによる比較検討を行ったところ、DB方式が有利な事業方式と考えられたため

【その他】

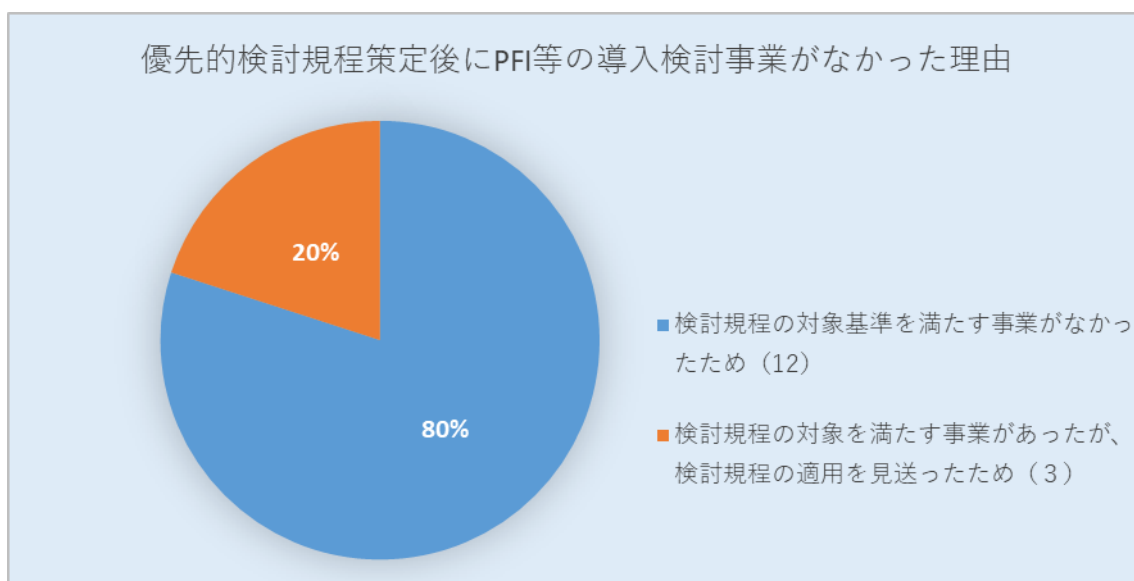
- ・優先的検討規程の対象外事業と判断
- ・基本計画を最も実現しうる設計者を選定するため、多くの提案が期待できる従来型手法の方が望ましいと判断したため。
- ・特殊性から仕様発注とならざるを得ないためPFIになじまない(2件)

【問(2)-①で「なし」を選択した場合】

問(2)-② 「優先的検討規程策定後に PFI 等の導入検討事業がなかった理由。」

PFI の導入検討事業がなかった 15 団体のうち、約 80%の 12 団体が「検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」という回答であった。残りの3団体は、「満たす事業はあったが、検討規程の適用を見送ったため」と回答している。

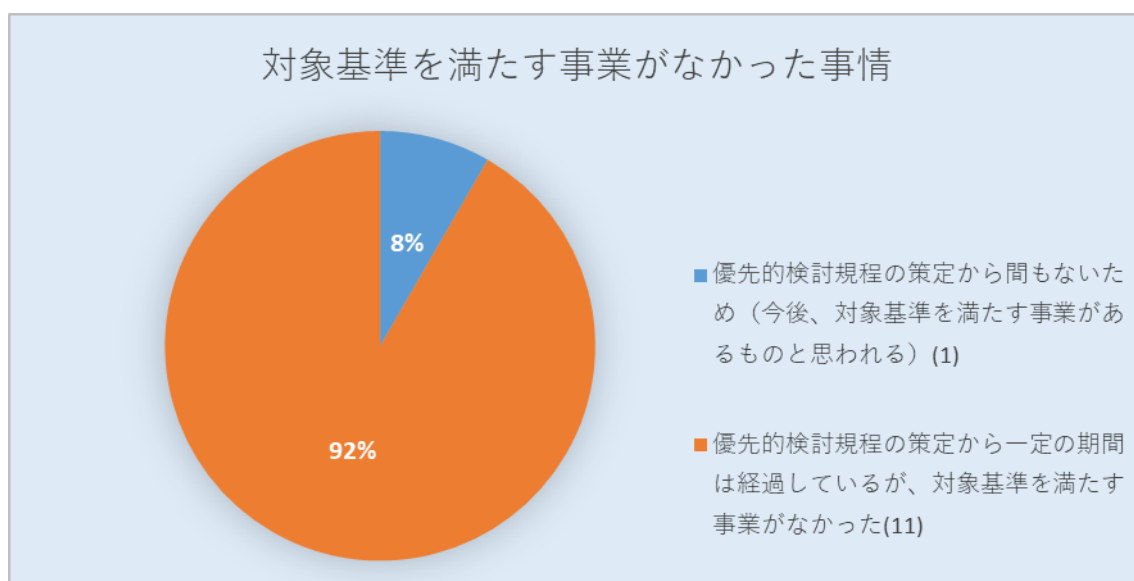
図表 49



問(2)-②ア 「問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について。」

図表 50 のとおり、優先的検討規程の対象基準を満たす事業がなかった 12 団体のうち、11 団体が「優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」と回答している。残り1団体が「優先的検討規程の策定から間もないため（今後、対象基準を満たす事業があるものと思われる）」と回答している。

図表 50

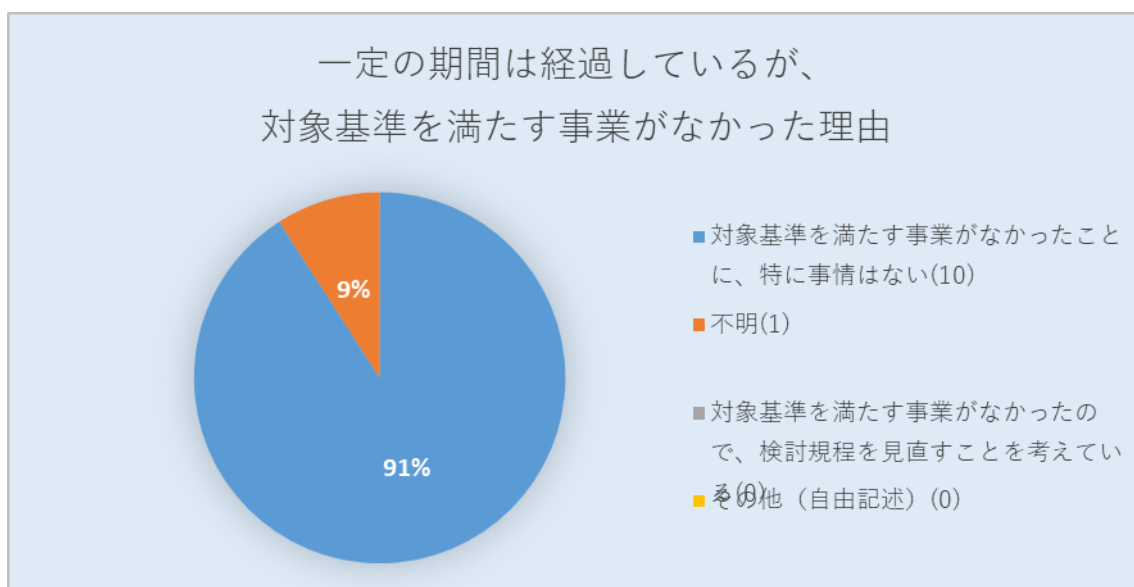


「問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にした場合の理由。」

「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」11 団体について、10 団体が「対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない」と回答している。

※選択肢の「対象基準を満たす事業がなかったので、検討規程を見直すことを考えている」と「その他（自由記述）」を選択した団体はなし。

図表 51



問(2)-②イ「上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景」

対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った3件の理由・背景は、図表 52 のとおり、PFI を含めた様々な手法を検討する中で最適な運営手法を決定した、あるいは、行政庁舎等の明確な供用開始期限があり、PFI 導入に十分な時間的余裕がなかったこと、また組織上の理由として、施設所管部門の検討対象事業であることの認識不足から、PFI 推進部門との情報共有が図れていなかったこと、などがあげられている。

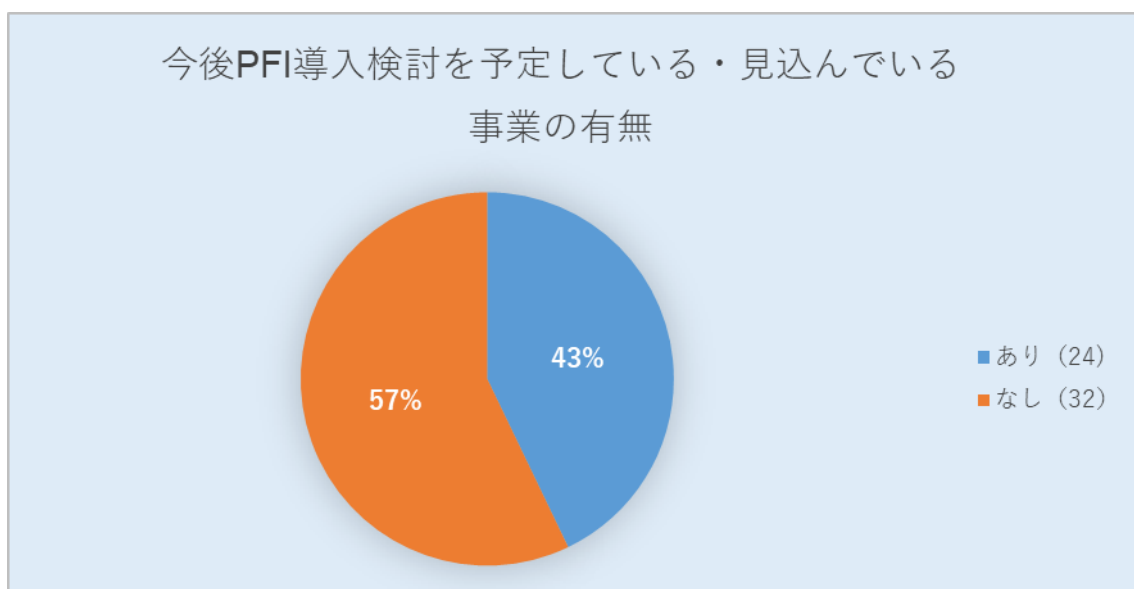
図表 52

- ・PPP/PFIに優先して採用すべき手法が別途決まっていた。
- ・事業スケジュールが短く、PPP/PFI 手法の導入が難しかったため。
- ・優先的検討規程の対象基準を満たす事業があったとしても、当室にその情報を共有するための体制が無く、対象となった事業の有無を把握できていなかったため。

問(4)-1 「今後 PFI 導入検討を予定している・見込んでいる事業の有無」

今後 PFI 導入を検討している事業の有無については、A 群団体 56 団体のうち約 43%の 24 団体が「あり」と回答している。

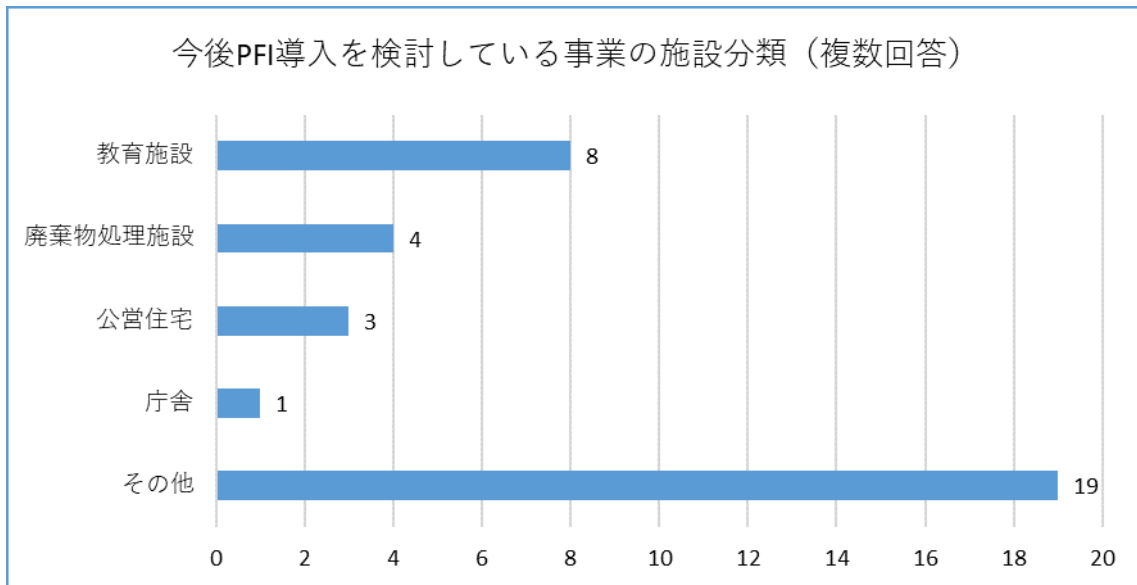
図表 53



問(3)-①ア 「施設分類」

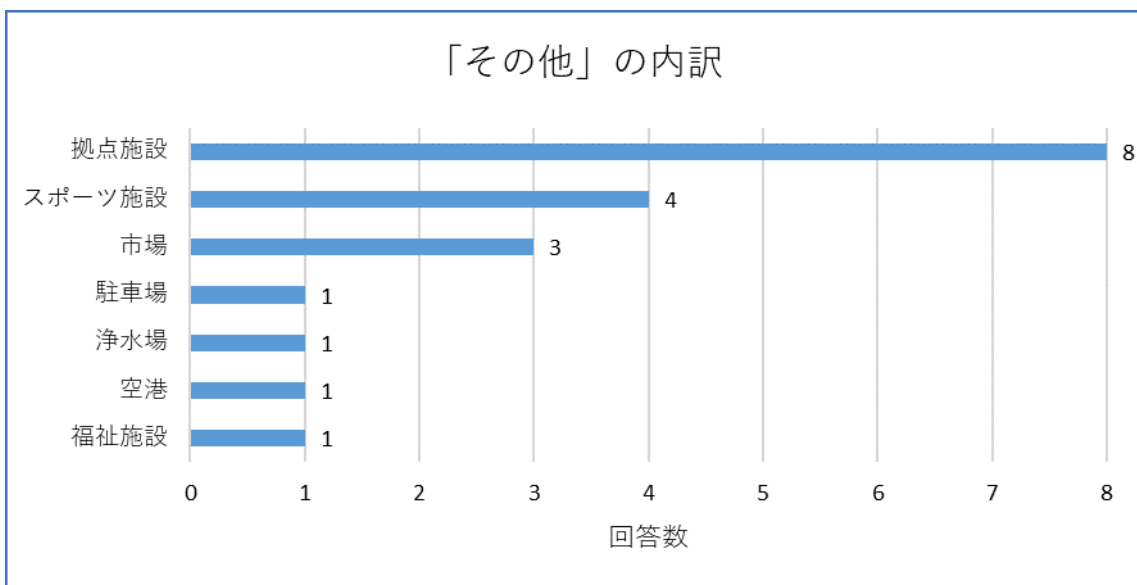
今後PFI導入を検討している事業の施設分類は、「教育施設」が最多の8件で、「廃棄物処理施設」の4件、「公営住宅」の3件、「庁舎」の1件と続く。

図表 54



「その他」の19件の内訳については図表55のとおりである。「拠点施設」が最多の8件で、「スポーツ施設」の4件、「市場」の3件と続く。また、「駐車場」、「浄水場」、「空港」、「福祉施設」はそれぞれ1件であった。

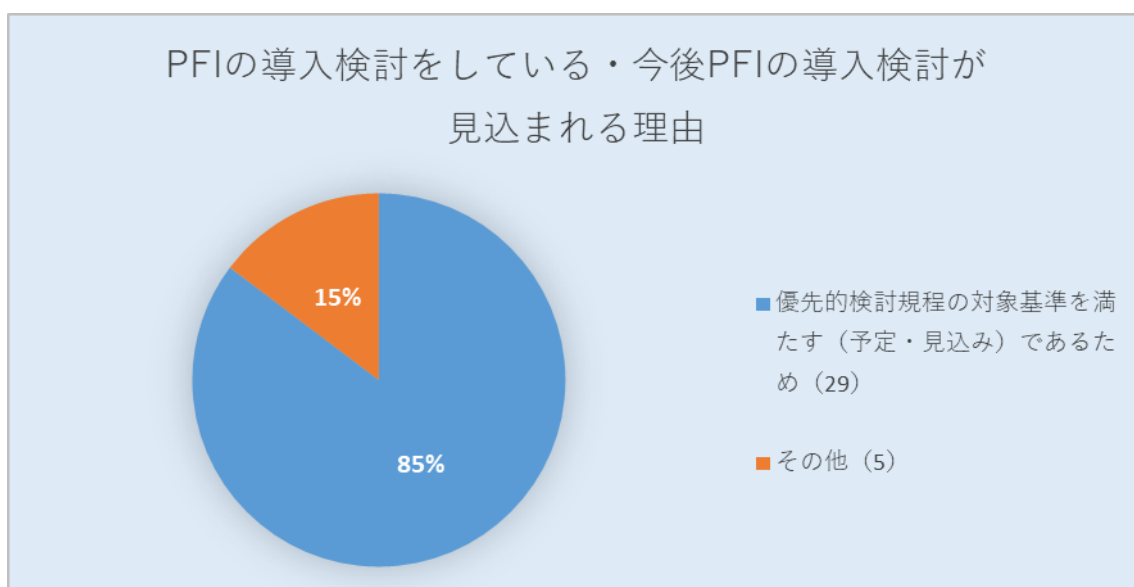
図表 55



問(4)-①イ「上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由」

今後PFI導入が検討されている35件のうち、約83%の29件が「優先的検討規程の対象基準を満たすため」と回答をしている。その他の回答は6件であり、それぞれ「民間活力の積極的な活用を図りたい」、「優先的検討規程の策定前からPFI等の手法を検討していた」、「R4年度のPPP/PFI推進事業に採択されているため」、「上層部の意向」、「所管課の意向」というものであった。

図表 56



2-3 アンケート調査結果のまとめ

以上のとおり、優先的検討規程を策定していながら PFI 実績のない団体を対象にアンケート調査を実施し、56 団体から得られた回答をまとめると、以下のとおりである。

(1) 優先的検討規程の策定

優先的検討規程の策定期間については、「2017 年に策定した」という回答が 37 団体(約 66%)と最も多く、策定した背景については、「国(及び都道府県等)からの要請があったため」という回答が 47 団体(約 84%)と最も多かった。

内閣府が、人口 20 万人以上の地方公共団体に対して優先的検討規程の策定をするように要請したのは 2015 年であり(策定対象を人口 10 万人以上の団体に変更したのは 2021 年)、内閣府の要請を受けて策定をした地方公共団体が多かったものと推測される。

なお、優先的検討規程の策定の際に外部委託や外部専門家の活用等をしなかった団体は 49 団体(約 88%)に上り、うち 47 団体(約 84%)が内閣府の優先的検討規程に関する手引きを参考にしたと回答をした。

(2) 優先的検討規程の改定

優先的検討規程は、厳しい財政状況の中で、公共施設等の整備等を効率的かつ効果的に進めることを目的としたものであり、優先的検討規程の内容は、各地方公共団体における実情を踏まえ、適宜改定されることが望ましい。

ただし、優先的検討規程の改定状況については、「改定なし」という回答が 39 団体(約 70%)に上った。

今回のアンケートは、優先的検討規程を策定しながらも PFI 実績のない団体を対象としており、現状、PFI の実績がないことから、優先的検討規程で改善すべき点が把握されていない可能性が考えられる。

(3) 優先的検討規程後の PFI 等の導入検討状況

優先的検討規程の策定後に PFI 等の導入検討をした事業のある団体は 41 団体(約 73%)で、導入検討をされた事業は 97 事業に上った。

この導入検討をされた 97 事業のうち、従来手法が選択されたのは 43 事業(97 事業に対して約 44%)に留まり、PFI 法に則らない民間資金活用手法は 18 事業(同 19%)、PFI 手法採用予定(見込み)が 11 事業(同 11%)、指定管理は 4 事業(同 4%)、未定は 5 事業(同 5%)、その他(定期借地等)は 16 事業(同 16%)等であり、導入実績がない地方公共団体でも、優先的検討規程に基づいて事業手法の検討が実施されている。

なお、PFI 導入をしなかった 86 事業において、PFI を導入しなかった理由(77 回答)については、「VFM が出ない・小さい」が 44 事業(77 回答に対してに対して 57%)、「民間の参入が見込めない」が 12 事業(同 16%)、「事業化に間に合わない」が 11 事業(同 14%)、「事業の中止」が 6 事業(同 8%)、「長期のリスク負担に課題がある」が 3 事業(同 4%)、「地元企業・地域経済への配慮が必要」が 1 事業(同 1%)となっていた。

VFM が事業手法を選択する際の判断基準となっていることは適切であるが、単に整備時に注目した施設単体としての VFM の評価ではなく、中長期的な施設維持管理の観点や地域経済への影響についても考慮すべきと考える。また、「事業化に間に合わない」については、事業手法の検討開始時期を早期化する等、検討プロセスに改善の余地があると考えられる。

その他、導入検討された 97 事業の状況については、図表 57 に再掲する。

図表 57

PFI の導入検討をされた 97 事業の概要	
97 事業の種類	庁舎(21 事業)、教育施設(20 事業)、スポーツ施設(10 事業)、廃棄物処理施設(6 事業)、複合施設(6 事業)、文化施設(6 事業)、福祉施設(5 事業)等
97 事業のうち、基本構想の策定	策定した(35 事業)、策定していない(62 事業)
97 事業のうち、基本計画の策定	策定した(49 事業)、策定していない(48 事業)
97 事業のうち、PFI 導入可能性調査の実施	実施した(72 事業)、実施していない(25 事業)
可能性調査実施 72 事業のうち、PFI 導入可能性調査の外部委託	委託した(51 事業)、委託していない(21 事業)、
97 事業で選択された手法(予定を含む)	従来手法(43 事業)、PFI 法に則らない民活手法(18 事業)、PFI 手法予定(見込み)(11 事業)、指定管理(4 事業)、未定(5 事業)、その他(16 事業)
PFI 以外が選択された 86 事業における手法選択時期	導入可能性調査実施時及び実施後(43 事業)、基本計画策定時及び策定後(15 事業)、基本構想策定時及び策定後(7 事業)、その他(18 事業)、不明(3 事業)
PFI 導入をしなかった 86 事業における導入しなかった理由(77 回答(9 事業は回答プランク))	VFM が出ない・小さい(44 事業)、民間の参入が見込めない(12 事業)、事業化に間に合わない(11 事業)、事業の中止(6 事業)、長期のリスク負担に課題(3 事業)、地元企業・地域経済への配慮(1 事業)

(4)優先的検討規程後に PFI 等の導入検討事業がなかった理由

優先的検討規程の策定後に PFI 等の導入検討事業のなかった団体は 15 団体で、うち 12 団体が検討対象基準を満たす事業がなかったと回答をしたものの、検討対象の基準を満たす事業はあったが検討を見送ったという団体が 3 団体あった。

見送った理由・背景は、PFI を含めた様々な手法を検討する中で最適な運営手法を決定した。あるいは、行政庁舎等の明確な供用開始期限があり、PFI 導入に十分な時間的余裕がなかったこと。また組織上の理由として、施設所管部門の検討対象事業であることの認識不足から、PFI 推進部門との情報共有が図れていなかったこと。などであった。策定をした優先的検討規程が実効性のあるものとするため、時間

的や組織上といった課題については、円滑な検討体制の構築や推進体制の整備が重要であると考えられる。

図表 58

PFIの導入検討事業がなかった 15 団体	
15 団体で導入検討事業がなかった理由	検討対象の基準を満たす事業がなかった(12 団体)、検討対象の基準を満たす事業はあったが検討を見送った(3 団体)等
12 団体で検討対象基準を満たす事業がなかった理由	特に理由はない(10 団体)、策定から間もないため(1 団体)、不明(1 団体)
3 団体で検討対象の基準を満たす事業があったものの、検討を見送った理由	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIに優先して採用すべき手法が別途決まっていた ・事業スケジュールが短く、PPP/PFI 手法の導入が難しかった ・優先的検討規程の対象基準を満たす事業があったとしても、情報を共有するための体制がなく、対象となった事業の有無を把握できていなかった

第3章 実態調査

1.実態調査対象および対象事例、調査方法

実態調査それぞれの調査対象については、以下のとおりである。

なお、本調査研究において、ヒアリングは以下のとおりで行った。

①(A 群団体)記入して頂いたアンケート票を基に/(B 群団体)文献調査を基に、ヒアリング事項を作成する。

②ヒアリング事項を事前に送付する。

③ヒアリング時に回答を頂き、調査主体で回答を作成する。

図表 59

	ヒアリング先	実施日	実施方法	調査対象事例	施設用途
A 群 団 体	①秋田県	1月 18日 (水)	オンライン	・PFI手法断念事例:8件 ①「横手高等学校整備事業」、「大曲高等学校整備事業」、「鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業」、「栗田支援学校整備事業」、「金足農業高等学校整備事業」、「湯沢高等学校整備事業」 ②「運転免許センター改築事業」 ③「新複合化相談施設整備事業」 ・今後のPFI検討事例:1件 ①「新秋田県立体育館整備事業」	・断念事例 ①教育施設 ②免許センター ③複合施設 ・検討事例 ①スポーツ施設
	②熊谷市	1月 18日 (水)	オンライン	・PFI手法断念事例:2件 ①「子育て支援・保健拠点施設整備事業」 ②「(仮称)第1中央生涯活動センター整備事業」 ・今後のPFI検討事例:2件 ①「荒川公園周辺再整備事業」 ②「汚泥再生処理センター整備事業」	・断念事例 ①福祉施設 ②福祉施設 ・検討事例 ①公園 ②廃棄物処理施設
	③高知市	1月 13日 (金)	対面	・PFI手法断念事例:4件 ①学校空調整備事業 ②「新庁舎等総合管理委託」 ③「高知市文化プラザ長寿命化整備事業」 ④「上下水道局庁舎移転整備事業」 ・今後のPFI検討事例:2件 ①「六泉寺町市営住宅」 ②「国民宿舎桂浜荘」	・断念事例 ①教育施設 ②庁舎 ③福祉施設 ④庁舎 ・検討事例 ①公営住宅 ②公営住宅
	④松本市	1月 11日 (水)	オンライン	・PFI手法断念事例:5件 ①「松本市野球場整備改修事業」 ②「松本市新科学館整備事業」 ③「新庁舎建設事業」 ④「松本市美術館大規模改修事業」 ⑤「新松本市立病院建設事業」	・断念事例 ①スポーツ施設 ②文化施設 ③庁舎 ④文化施設 ⑤医療施設

	ヒアリング先	実施日	実施方法	調査対象事例	施設用途
				・今後のPFI検討事例:2件 ①「中央図書館大規模改修事業」 ②「市営住宅寿団地整備事業」	・検討事例 ①文化施設 ②公営住宅
B 群 団 体	①山形県	1月 27日 (金)	オンライン	対象事例:1件 ①「山形県立寒河江工業高等学校改築 整備事業」	①教育施設
	②沼津市	1月 23日 (月)	オンライン	対象事例:2件 ①「(仮称)沼津市消防本部・北消防署 庁舎整備事業」 ②「香陵公園周辺整備PFI事業」	①庁舎 ②公園(ス ポーツ施設)
	③大分市	1月 16日 (月)	対面	対象事例:3件 ①空調整備事業 ②「金池小学校施設整備事業」 ③「荷揚町小学校跡地における庁舎等 複合公共施設整備事業」	①教育施設 ②教育施設 ③複合施設

2.A群団体に対する実態調査(ヒアリング)結果

① 秋田県

秋田県は、人口約 92 万人であり、A 群団体である。過去の事例としては、簡易検討の結果従来手法を採用することとなった案件が 8 件ある。今後の PFI 検討事業として、1 件ある。

ア)A群団体共通の調査内容

図表 60

質問	聞き取り内容
<p>①-ア-1 PFI 手法が採用されなかった経緯・背景について、ご教示ください。</p>	<p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノウハウが蓄積されていない。 ○供用開始の期限を考えると、従来手法の方が早く実施でき、確実であった。 <p>優先的検討規程についての聞き取り</p> <p>【策定時】</p> <p>①策定当時は内閣府から示された優先的検討方針策定の手引き等を参考に作成したため、外部委託は行っていない。</p> <p>②外部委託を行わなかった効果やメリット、デメリットについては、メリットは費用負担がなかった、デメリットとしては、職員にノウハウがなく、負担があった。</p> <p>【改定時】</p> <p>③優先的検討規程の改定に際しては、時間的な制約を理由に従来手法を選択することがないよう、検討開始時期の目安を示すとともに、検討漏れの防止のため対象施設をリスト化、官民対話の実施をルール化した。</p> <p>④優先的検討の対象に指定管理者制度を追加し、施設の更新にあたって早い段階から検討を開始し、官民対話を行うことで民間事業者の意見を踏まえた公募条件を設定し、受け手不足を回避する(官民対話により市場性がないとされた場合は、早期に施設のあり方についての検討を可能とした)。</p>
<p>①-ア-2 今後、PFI 手法の導入を推進する際に、どのような点が改善されれば、PFI 手法が採用されやすくなるか、ご教示ください。</p>	<p>◆検討時期の見直し(検討時期の適正化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従来は、基本的には担当課の手上げ方式にしていた。優先的検討規程の改正により、要件に合致するものは、基本的にはすべて検討することとなった。 <p>◆庁内の検討/推進体制の見直し(PFI 担当部署の設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務部総務課の方で、PFI の制度の所管になっており、優先的検討規程の改定や簡易検討を行う際の委員会の運営を行っている。専門部署とまでは言えないが、他の仕事と並行しながら行っている。また、庁内の委員会

	<p>において簡易検討を行い、PFI手法を採用する方向となった場合には、PFI手法を前提として、事業担当課が導入可能性調査の予算を要求する。</p> <p>○PFI 事業実施にあたっては、総務部総務課と事業担当課が連携し行う。</p> <p>◆国の補助制度の充実(調査費補助、有識者の派遣等)</p> <p>○職員にノウハウがないため、PFI の推進を伴走してくれるような仕組みや補助制度が必要。</p> <p><u>その他導入促進に向けた取組み</u></p> <p>①県としての PFI の推進が必要であり、優先的検討規程の改定(対象施設のリスト化等)や、内閣府の支援を受けて地域プラットフォームの立ち上げ(令和3年度)など行った。</p> <p>②プラットフォームの発案は民間の方で、内閣府・国交省の支援制度を利用して、一緒に行うことになり、令和4年の3月に設置した。</p> <p>③プラットフォームの事務局として銀行と一緒に進めており、地元の企業の話では、県内に大きな案件が少なく、取組みがなかなか進まない状況になっている。</p>
<p>①-ア-3 PFI 手法導入に向けて、現在、具体的に検討中・着手中の方策等があれば可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>◆優先的検討の対象施設をリスト化し、全ての対象施設が検討される仕組みとした。</p> <p>◆検討した結果、従来手法で実施することとなった案件については、順次ホームページで公表。</p> <p>◆対象施設リストの管理は総務部総務課で、総務部総務課は PFI の推進を行っている。</p>

イ)秋田県への個別の調査内容

図表 61

質問	聞き取り内容
断念事例について	
「横手高等学校整備事業」、「大曲高等学校整備事業」、「鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業」、「栗田支援学校整備事業」、「金足農業高等学校整備事業」、「湯沢高等学校整備事業」	
①-イ-1 PFI 導入可能性調査を実施しなかった理由は何なのか。	<p>◆庁内(簡易検討)で VFM の算定を行ったが、PFI 手法が必ずしも有利という結果にならなかった。(算定には国交省のソフトを活用。)</p> <p>◆その理由として、施設の規模によっては、PFI 手法採用による削減額よりも、SPC の設立費用の方が大きくなってしまい、VFM が出ない。</p> <p>◆また、国交省のソフトを使っているため、同じような学校施設であれば、同じように PFI 手法が必ずしも有利という結果にならない。</p>
①-イ-2 最終的に従来手法を取った理由は何なのか。	<p>◆VFM による理由もあるが、学校施設の性質上、・民間の創意工夫の余地が限定され、また、分離分割発注が基本と認識していたため、DB 方式もあまり検討されず、従来手法を採用した。</p> <p>◆地元関係者との調整等に時間がかかり、PFI 手法で進めるために必要な期間を確保できないことも理由の一つとなっている。</p> <p>◆なお、構想段階の官民対話を行うとしても、検討段階の内容がひとり歩きしてしまい、地元関係者との調整が難しくなることも懸念している。</p>
①-イ-3 これまでの断念事例の経験を踏まえた工夫や方策等があれば、ご教示ください。	◆学校施設を含む、10 年以内で建替えを迎える施設をリスト化し、すべて庁内にて簡易検討を行うこととした。
「運転免許センター改築事業」	
①-ウ-1 PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯は何なのか。	<p>◆民間の金融機関系シンクタンクの外部専門家の助言を得て、県で可能性調査を行った。</p> <p>◆簡易検討ではVFMが出たが、可能性調査の結果、わずかではあるが、0.4%従来手法が有利になった。</p>

「新複合化相談施設整備事業」	
<p>①-エ-1 最終的に従来手法を採用した理由・背景は何なのか。またその際に、DB方式は併せて検討されたのか。</p>	<p>◆施設(※)の性質上、民間の創意工夫の活用場が限定的だった。 ※中央児童相談所、女性相談所、福祉相談センター及び精神保健福祉センターを統合して新たに整備する施設である。健康福祉部の中で複数の部署を横断した施設。</p> <p>◆供用開始の期限を考えると、従来手法の方が早く実施でき、確実であった。</p>
今後、PFI手法を導入する可能性がある事業について	
「新秋田県立体育館整備事業」	
<p>①-オ-1 状況について可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆耐用年数が短く優先的検討規程の対象施設となっていた県立体育館について、案件の事業規模や新 B1リーグの参入の要件であるアリーナ機能が必要であるという点で PFI と親和性が高いことから、PFI を導入する方向で検討している。</p> <p>◆スポーツ振興課を中心に基本構想等を行う。すでに、内閣府の専門家の派遣の事業を活用して簡易検討を行った。現在は、詳細検討の調査と基礎調査等の情報収集を並行して行っている状況である。</p>

② 熊谷市

熊谷市は人口約 19 万人であり、A 群団体である(令和3年3月 31 日時点)。過去の PFI 手法断念事例は2件あり、今後 PFI 手法を検討する事例は2件ある。

ア)A群団体共通の調査内容

図表 62

質問	聞き取り内容
<p>②-ア-1 PFI 手法が採用されなかった経緯・背景について、ご教示ください。</p>	<p>◆VFM が出なかった ○導入可能性調査の前の簡易検討において、国交省のソフトを用いて、VFM を算定した。</p> <p>◆民間ノウハウを活用できる業務範囲が限定的だった</p> <p>◆地域住民・議会の理解が得られなかった ○庁内でPFI手法を検討する際に、懸念されやすい点は、地元企業への配慮、整備費である。</p> <p>優先的検討規程についての聞き取り 【策定時】 ①策定の経緯は、国からの要請があったため。 ②優先的検討規程の策定を、外部に委託しなかった理由は、庁内に人員が足りており、喫緊に検討が必要となる事業もなかったためである。 ③メリット:費用の負担がなかった、デメリット:当初は対象事業がなかったため、実際に事業を進めていく上で必要な手順の把握が困難だった。</p>
<p>②-ア-2 今後、PFI 手法の導入を推進する際に、どのような点が改善されれば、PFI 手法が採用されやすくなるか、ご教示ください。</p>	<p>◆民間企業(特に地元企業)の意向把握(サウンディングの開催等) ○サウンディング調査については、従来は行わなかったが、子育て支援・保健拠点施設整備の際は、アドバイザー契約をした後、民間の支援を受けサウンディング調査を行った。</p> <p>◆PFI 手法導入の事務フロー等の明確化(制度そのものへの理解度向上等) ○熊谷市においては、PFI 手法の検討の一連の流れの中で、フローや判断基準に課題はないと認識。 ○市のガイドラインには、建設費の総額が10億以上である場合と、単年度の維持管理・運営費が1億円以上の施設を検討の対象にしている。判断がしづらいことに対する意見は特にない。</p> <p>◆庁内の検討/推進体制の見直し ○PFI の推進は、施設マネジメント課が実施。ま</p>

	<p>た、同課が属する総合政策部は、中期的な実施計画も所管しており、早期の段階での検討も可能と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先的検討規程の中では、10 億円以上整備費がかかるような案件は検討対象になる。施設の所管課は、該当しそうな場合には施設マネジメント課に相談が来る仕組みであり、施設マネジメント課から庁内検討部会(委員会)開催の依頼を促すときもある。 ○庁内検討部会(委員会)は横断組織であり、参加者は随時関係部署の課長や部長等で構成する。部会に関しては課長級、委員会は部長級。事業担当部局はいずれも事務局になる。 ○庁内検討部会(委員会)において必要性及び効果等について内部検討をした結果、導入可能性調査を実施するか否か決定する。 <p>◆地域住民・議会への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説明に有効な他事例収集について、県や近隣の市区町村との意見交換は行っていない。類似施設を運営している市区町村(さいたま市)を視察した。 <p>◆国の補助制度の充実(調査費補助、有識者の派遣等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の補助制度の活用については、これまで活用したことはない。 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SPC 設立に係る費用などの民間資金の調達費用の削減が図られれば、より事業が推進しやすくなるのではないかと考える。
<p>②-ア-3 PFI 手法導入に向けて、現在、具体的に検討中・着手中の方策等があれば可能な範囲でご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆過去に PFI 機構(民間資金等活用事業推進機構)に話を聞いたことはあるが、PFI 事業実施においては、些細なことでもすぐに聞けるような窓口があればよいと思う。 ◆PFI の場合は SPC 設立や民間事業者の参入が不可欠であり、民間発案を常時受け付けられる体制が必要だと考えている。

イ)熊谷市への個別の調査内容

図表 63

質問	聞き取り内容
断念事例について	
「子育て支援・保健拠点施設整備事業」	
②-イ-1 PFI 導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆令和 2 年度の委員会で、想定施設規模で検討対象になったこと、財政支出の削減も見込めたため、導入可能性調査を実施することになった。
②-イ-2 PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆事例がなかったため、事業手法について、比較をして、本市にとって最適な手法を検討するため、外部委託をした。
②-イ-3 最終的に PFI 法に則らない民間資金等活用手法(DB、DBO 等)を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。	◆事業手法について、比較をして、本市にとって最適な手法を検討するため、外部委託を行い、最終的には PPP の一形態である DBO を採用した。 ◆従来手法(分割発注)に比べて、早くできている印象はない。 ◆設計施工管理一括発注なので、中間コストの削減効果は見込まれ、後々発現するものと考えられる。
「(仮称)第 1 中央生涯活動センター整備事業」	
②-ウ-1 「(仮称)第 1 中央生涯活動センター整備事業」について、PFI 導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆同様施設で VFM が低かったこと、また民間のノウハウが発揮しづらい施設ということがあり、導入の効果が低いと判断し、従来手法になった。
②-ウ-2 PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆外部委託は行っていない。
②-ウ-3 最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB 方式は併せて検討されましたでしょうか。	◆結果的には DB 方式をあまり検討しなかった。
今後、PFI 手法を導入する可能性がある事業について	
「荒川公園周辺再整備事業」	
②-エ-1 状況について可能な範囲でご教示下さい。	◆令和 4 年度中に導入可能性調査を行っている。その結果によって判断する。
「汚泥再生処理センター整備事業」	
②-オ-1 状況について可能な範囲でご教示下さい。	◆令和 4 年度に導入可能性調査を行っている。その結果によって判断する。

ウ)その他の追加質問

図表 64

質問	聞き取り内容
「(仮称)道の駅「くまがや」整備事業」	
②-カ-1 PFI 導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆令和 2 年度の委員会で、想定施設規模で検討対象になったこと、財政支出の削減も見込めたため、導入可能性調査を実施することになった。
②-カ-2 PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆事例がなかったため、事業手法について、比較をして、本市にとって最適な手法を検討するため、外部委託をした。
②-カ-3 最終的に PFI 手法(PFI、コンセッション)を採用した理由・背景は何なのか。また、当該案件は最終的に、どのように決着したのか。	<p>◆検討委員会を開催して諮ったが、施設の特徴や所有権を公共が持って運営して、事業全体の収益を向上することが出来る、という意味で BTO 手法の導入が決定した。</p> <p>◆その要因として、商業的な要素が強い施設であり、民間事業者の参入が期待できるということ。</p> <p>◆今後の予定として、令和4年 11 月末に実施方針と要求水準を公表。令和5年度中の契約締結を予定している。</p>

③ 松本市

松本市は、人口約 23 万人であり、A 群団体である。過去の事例としては、5 件の PFI 断念事例がある。今後の PFI 検討事業として、2 件ある。

ア) A 群団体共通の調査内容

図表 65

質問	聞き取り内容
<p>③-ア-1 PFI 手法が採用されなかった経緯・背景について、ご教示ください。</p>	<p>◆VFM が出なかった</p> <ul style="list-style-type: none"> ○VFM が出ないと庁内調整等が進まない。 ○VFM について、内閣府の PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引きの簡易な検討の計算表を使用している。 ○基本的に、多くは簡易な検討の段階で、従来手法で行うことを決定しており、それ以降の段階で PFI の検討を行ったことがない。市全体では PFI を進んでいきたいが、本市では PFI 事業は 1 件もなく、なかなか進んでいかない。 <p>◆民間ノウハウを活用できる業務範囲が限定的だった</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市立病院は民間のノウハウの発揮が限定的であったことも断念の要因である。 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育文化センター、新庁舎は、外部コンサルに詳細な導入検討をしてもらったが、事業自体の見直しとなってしまった。 <p>優先的検討規程についての聞き取り</p> <p>【策定時】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①優先的検討規程の策定時に、外部委託を行うことになった理由・経緯は、優先的検討規程の策定に対する助言をもらうため、また新庁舎の建設等、PFI の検討事業が複数あり、その助言をもらうためであり、その際、内閣府の策定支援の補助が採択されたことも大きな要因の一つである。 ②外部委託を行った効果やメリット、デメリットについては、まずメリットとして(内閣府の支援制度の活用で)費用負担なく助言を頂けたこと。デメリットは特にない。 ③優先的検討規程を策定される際に、市の執行体制として勉強会を開催した。 ④規程は訓令となっているが、ホームページ上で閲覧可能。 ⑤実際に外部委託をした際に策定に要した期間は概ね 1 年。内閣府の事業期間でもあったためである。

	<p>◆PFI 推進の担当課は公共施設マネジメント課、事業担当課と協議相談をしながら関わって行く体制で進めている。</p>
<p>③-ア-2 今後、PFI 手法の導入を推進する際に、どのような点が改善されれば、PFI 手法が採用されやすくなるか、ご教示ください。</p>	<p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PFI 手法を導入した場合の施設整備までに要する期間の短縮 ⇒本市において PFI 事業としての実績がないので、事務フローに関しても、たとえフローが明確になっても施設がない状況なので、検討時期も含めて、進め方を確立しないと、なかなか進んでいかないことがある。 ○PFIは時間がかかるという先入観があり、各段階でどの程度時間を費やせばいいのか、スケジュール感として整理をしていれば、進めやすい。 ○サウンディング調査に関する知見やノウハウが不足しているので、実施にあたっては手探りの状態。このあたりの支援があるとありがたい。 ○普段から地元企業との間で意見交換はあまりなされていないため、意見交換の仕組みがあれば、推進しやすくないのではないか。 ○現在整備手法を検討中の市営住宅は、国土交通省の PPP/PFI の補助制度が採択されたので、同制度を活用しながら進めている。 ○事業担当課が PFI 事業を進めていて、公共施設マネジメント課は、事業担当課のサポートや勉強会を開催している。他事例の研究も重要なので、他地域でどんな取り組みが行われているかアドバイスしてもらえるとありがたい。 ○国の方で相談窓口があるのは承知しているが、どのようなことまで問合せできるのかわからず、よくあるFAQのようなものがあるとありがたい。 ○人事異動などもあって、PFI に関する知見・ノウハウの蓄積が難しい面がある。公共施設マネジメント課で、これらノウハウや知見が蓄積・継承される手法を検討していく必要がある。

<p>③-ア-3 PFI 手法導入に向けて、現在、具体的に検討中・着手中の方策等があれば可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>◆簡易検討の早期実施を検討中。</p> <p>◆新たな施設を整備する際に PPP/PFI を採用していく見通しとして、具体的に統廃合が決まっている計画はない。</p> <p>◆大きな事業では給食センターの建替え、図書館の改修がある。この 2 件については、簡易な検討を行って来月庁内で協議する予定。</p>
--	--

イ)松本市への個別の調査内容

図表 66

質問	聞き取り内容
断念事例について	
「松本市野球場整備改修事業」	
<p>③-ウ-1 「松本市野球場整備改修事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆市では、導入可能性調査を2段階で行っていて、まず庁内での簡易検討であり、ここで従来手法と PFI 手法を比較する。PFI 手法を検討すると判断したら、詳細な検討を外部委託することとしている。</p> <p>◆本事業は、PFI 手法を検討するとの判断に至らず、外部委託を行わなかったものである。</p> <p>※市では、改修のみでは、大きな VFM は出ない。規模が大きな事業は VFM が期待できるので、詳細検討に踏み切るイメージを持っている。</p>
「松本市新科学館整備事業」	
<p>③-エ-1 「松本市新科学館整備事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆上述のとおり、PFI 手法を検討すると判断したら、詳細な検討を外部委託することとしている。</p> <p>◆本事業は、PFI 手法を検討するとの判断に至ったため、外部委託を行ったものである。</p>
「松本市美術館大規模改修事業」	
<p>③-オ-1 「松本市美術館大規模改修事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆上述のとおり、PFI 手法を検討するとの判断に至らず、外部委託を行わなかったものである。</p>
「新松本市立病院建設事業」	
<p>③-カ-1 「新松本市立病院建設事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆上述のとおり、PFI 手法を検討するとの判断に至らず、外部委託を行わなかったものである。</p>
「新庁舎建設事業」	
<p>③-キ-1 「新庁舎建設事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆上述のとおり、PFI 手法を検討すると判断したら、詳細な検討を外部委託することとしている。</p> <p>◆本事業は、PFI 手法を検討するとの判断に至ったため、外部委託を行ったものである。</p>

今後、PFI手法を導入する可能性がある事業について	
「中央図書館大規模改修事業」	
③-ケ-1 PFI手法の導入を検討されている「中央図書館大規模改修事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。	<p>◆PFI手法に限らず、民間資金等活用手法(DB、DBO等)も検討中。</p> <p>◆改修の内容は、築40年程度経過しているための長寿命化である。別の機能付加するものではないので、あくまで機能維持になる。</p>
「市営住宅寿団地整備事業」	
③-ケ-1 PFI手法の導入を検討されている「市営住宅寿団地整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。	<p>◆国の「公営住宅に係るPPP/PFI導入推進事業」により、基本構想を策定中。(公設公営の可能性が高い。)</p> <p>◆団地整備はBT方式で、何棟かに集約していく形になり、余剰地が見込まれるので、当該余剰地に民間活用できないかなど、検討している段階である。</p>
③-コ-1 それぞれの案件をPFIで検討される際に、優先的検討規程や内閣府のガイドラインについては、どの段階で使っているのか。基本構想や簡易検討なのか。	◆基本構想や基本計画ができた段階で使用する。

④ 高知市

高知市は人口約 31 万人であり、A 群団体である。過去の PFI 手法断念事例は4件で、今後 PFI 手法を検討する事例は2件ある。

ア)A群団体共通の調査内容

図表 67

質問	聞き取り内容
<p>④-ア-1 PFI 手法が採用されなかった経緯・背景について、ご教示ください。</p>	<p>◆その他 ○①供用開始等様々な期限を考えると、従来手法によることの方が確実であったため。②地元企業などへの配慮の必要があったため。</p> <p><u>優先的検討規程についての聞き取り</u> 【策定時】 ①外部委託を行わなかった理由・経緯は、内閣府のガイドラインを参考に作成することが出来たため。 ②外部委託を行わなかった効果やメリット、デメリットは、メリットとして費用負担がなかったこと、デメリットとしては専門家の意見を伺えない、職員の負担が大きかったといったこと。</p>
<p>④-ア-2 今後、PFI 手法の導入を推進する際に、どのような点が改善されれば、PFI 手法が採用されやすくなるか、ご教示ください。</p>	<p>◆民間企業(特に地元企業)の意向把握(サウンディングの開催等)</p> <p>◆地域住民・議会への説明</p>
<p>④-ア-3 PFI 手法導入に向けて、現在、具体的に検討中・着手中の方策等があれば可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>◆特になし。所管課の意見としては、手続きが難しい。検討段階でどう進むのかわからない。</p> <p>◆10 億円を超えるような整備事業はあまりないので、10 億円にとらわれないような庁内周知が必要。</p> <p>◆PFI は進めてみないとわからない、現状は従来手法が選択されがちである。</p>

イ)高知市への個別の調査内容

図表 68

質問	聞き取り内容
断念事例について	
「学校空調整備事業」	
④-ウ-1 「学校空調整備事業」について、PFI 導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆サウンディング調査を行った結果、高知市の規模(57校約800室対象)を想定した場合、整備完了に2~3年はかかるとのことだった。本事業は全国的に一斉に発注がかかり、需要過多の市場になる懸念があったため、直ちに事業に着手する必要があったことから、優先的検討の対象外事業にあたるとして、PPP/PFI で行わないこととなった。
④-ウ-2 「学校空調整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。	◆7校の小規模校については、設計は庁内で行ったため、施工のみを発注し、残り50校は2ブロックに分割し、DB方式で発注した。
「新庁舎等総合管理委託」	
④-エ-1 事業概要について	◆当時はあまりPPP/PFIが頭になかった。それぞれ個別に発注して委託契約を行っていたが、出来るだけまとめて発注したいと考えていた。業者にサウンディング調査を行った結果、まとめて行うことになった。結果的には、プロポーザル方式で行うことになった。官民連携としては成功事例だと高知市内では考えている。PFI事業ではないが、PPPではあると考えている。
④-エ-1 「新庁舎等総合管理委託」について、PFI 導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆事業規模を踏まえ、優先的検討規程に基づき、導入可能性調査を行った。
④-エ-2 「新庁舎等総合管理委託」について、PFI 導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆庁内のみで検討が可能であったため、外部委託せず庁内で検討した。
④-エ-3 「新庁舎等総合管理委託」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。	◆最終的にはプロポーザルで行った。 ◆地元企業への配慮が大きなポイントになる。
「かるぼーと長寿命化事業」	
④-オ-1 事業概要について	◆かるぼーと事業については、業務委託をして導入可能性調査を行っていた。結果としては、DB方式が最も望ましいとなった。どうしても地元企業への配慮が必要だったので、構成企業では地元企業が入れるようにしていた。
④-オ-1 「かるぼーと長寿命化事業」について、PFI 導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆優先的検討規程に基づき、検討した結果、PFI事業の可能性を有すると判断できたため。

④-オ-2 「かるぼーと長寿命化事業」について、PFI 導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆業務量が相当なボリュームであったことと、特殊性による専門家の意見を必要としていたため。
④-オ-3 「かるぼーと長寿命化事業」について、「地元配慮」を理由に断念しているかと存じますが、「地元配慮」の具体的な内容について可能な範囲でご教示下さい。	◆施設運営・管理にすでに指定管理者が存在し、業務を実施していたこと。 ◆意向調査で 21 社中 10 社が、DB 方式が望ましいという意見があったこと。
④-オ-4 「かるぼーと長寿命化事業」について、最終的に DB 方式を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。	◆意向調査で 21 社中 10 社が、DB 方式が望ましいという意見があったこと。 ◆維持管理は指定管理者制度を利用した。
「上下水道局庁舎移転整備事業」	
④-カ-1 「上下水道局庁舎移転整備事業」について、PFI 導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。	◆この事業は、地震・津波対策として早期の対応が必要なものであった。 ◆そのため、優先的検討規程の除外要件に該当することから、PFI の検討は見送り、導入可能性調査は実施しなかった。
④-カ-2 「上下水道局庁舎移転整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB 方式は併せて検討されましたでしょうか。	◆従来手法を採用した。
今後、PFI 手法を導入する可能性がある事業について	
「六泉寺町市営住宅」	
④-キ-1 PFI 手法の導入を検討されている「六泉寺町市営住宅」の状況について可能な範囲でご教示下さい。	◆国交省の補助事業に採択され、民間事業者と連携して検討を進めており、その中で地元企業との意見交換会を行っている。 ◆今年度中に基本構想の提言を受け、来年度には、基本計画の策定や PFI 導入可能性調査業務の発注を予定している。
「国民宿舎桂浜荘」	
④-ク-1 PFI 手法の導入を検討されている「国民宿舎桂浜荘」の状況について可能な範囲でご教示下さい。	◆現在、同施設の利活用の方策について、委託調査を実施している。 ◆調査の結果を踏まえて、今後の利活用および整備手法などを検討していく。

3.B 群団体に対する実態調査(ヒアリング)結果

① 山形県

山形県は、人口約 103 万人であり、B 群団体である。PFI 実績として5件ある。そのうち、1 件が本調査研究の対象事例である。

ア)B 群団体共通の調査内容

図表 69

質問	聞き取り内容
<p>①-ア-1 PFI 手法が採用された経緯・背景について、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆相応の VFM が出た ○VFM の計算は内閣府のソフトを使用している。</p> <p>◆優先的検討規程の内容が整備されていた ○優先的検討規程の改定については、組織名の改定のみを行い、実質的な改定は行っていない。 ○優先的検討規程において、「優先的検討の開始時期」については、特に時期の指定はない。事業ごとに適切な時期に決めていくこととなる。</p> <p>◆地域住民・議会の理解があった ○地域住民・議会の理解については、反対の意見はなかった。現在においても、特段反対の声はない。 ○地元企業の参画などを落札者決定の際の加点項目として設定した。</p>
<p>①-ア-2 優先的検討規程の策定時に、外部委託を行いましたでしょうか。併せて、理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆外部委託は行っていない。</p>
<p>①-ア-3 PFI 手法を導入するために重要だとお考えのポイントを、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆時間に余裕を持ったスケジュールリング</p> <p>◆民間事業者との連携(アドバイザーの活用、サウンディングの実施、意見交換の常態化等) ○国交省のプラットフォームなどに参加して、民間事業者との意見交換は過去には行った。</p> <p>◆庁内の検討/推進体制の整備(PFI 推進担当部署の設置等) ○優先的検討規程では、「事業担当部局は予め PPP/PFI 制度所管課(総務部働き方改革実現課)に報告するもの」と記載した理由については、①情報を共有し、円滑に連携するため。②状況を適宜把握することが可能とするためである。 ○寒河江工業高校しか事例がないが、庁内では関係部局を集めた勉強会を行う等により、職員のノウハウや知識を共有していた。</p>

	<p>◆PFI手法導入に関する事務フローの明確化</p> <ul style="list-style-type: none">○PFIは長期に亘る準備期間が必要で、契約を締結するまでの負担がとても大きい。PFIの制度所管課としては、知識・実施方法・考え方を引き継いでいくことが現下の課題として捉えている。○優先的検討規程に該当するかどうかなどの相談は、指定管理制度の相談と関連した形である。ただし、そもそも大規模な施設整備が多くないので事例は少ない。
--	--

イ)山形県への個別の調査内容

図表 70

質問	聞き取り内容
「山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業」について	
①-ウ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆PFI 導入可能性調査の外部委託を平成 30 年度に実施した。事業費の削減効果が 2 億円になり、11 月に知事の決定があり、PFI 事業となった。
①-ウ-2 上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆アドバイザー事業は外部委託にて実施。 ○外部委託を行ったにもかかわらず、業務量については、庁内連携のための内部調整などについては、委託業者が行えない。そうしたところの業務が多い。 ○制度所管課では実務の部分はわからないところが多い。PFI 案件が多いわけではないので、組織として体制を組むとか、進め方を決めていくのは難しいところがある。
①-ウ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆従来手法と PFI と DB 方式を比較した結果、費用削減の効果が大きいため、PFI を採用することにした。 ◆DB 方式も検討したが、これまで学校施設を DB 方式にて実施した事例がなかったので、選択肢から外した。
①-ウ-4 上記(3)に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆従来手法と比べて、コスト削減効果が見込まれたため。 ◆結果的に、多くの地元企業が構成員として PFI 事業に参加している。 ◆地元としては、事業の手法よりも、学校が新築されるかどうかの方が関心が高いと思われる。PFI だから反対するという声はなかった。

② 沼津市

沼津市は、人口約 19 万人であり、B 群団体である。PFI 実績は4件ある。そのうち、2件が本調査研究の対象事例である。

ア)B 群団体共通の調査内容

図表 71

質問	聞き取り内容
<p>②-ア-1 PFI 手法が採用された経緯・背景について、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆優先的検討規程の内容が整備されていた</p> <p>○沼津市では平成 16 年に「沼津市 PFI 導入基本指針」を策定しており、それに基づき実施した事例があった。平成 27 年 12 月に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が通知されたことを踏まえ、平成 30 年に「沼津市 PPP/PFI 導入指針」を策定した。</p> <p>○優先的検討規程において、企画部政策企画課と事業部局の役割分担について詳細に記載した理由としては、①役割分担を明確化することで、円滑な連携が実現。②状況を適宜把握することが可能。</p> <p>※基本的には、事業部局と制度所管課で PFI 事業を行っていくという意識はある。</p> <p>※沼津市では、主要事業について、進捗状況や課題等を把握し、事業の着実な推進を図るための「プロマネ」(プロセスマネジメント)を実施しており、それを通じて、情報共有等を行っている。</p> <p>○優先的検討規程の改定については、唯一改定したのは専門委員会の設置になる。これまでは明記していなかったためである。</p> <p>○改定については政策企画課で行っている。平成 16 年に策定した導入基本指針にて大枠は出来ていた。平成 30 年の導入指針策定時には、その枠を変えずに策定している。</p> <p>◆VFM の算定は、簡易検討の段階で、内閣府のソフトを活用し、各事業部局にて数値を入力・算定している。</p>
<p>②-ア-2 優先的検討規程の策定時に、外部委託を行いましたでしょうか。併せて、理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆直近の導入指針策定にあつては、外部委託は行っていない。</p>
<p>②-ア-3 PFI 手法を導入するために重要だとお考えのポイントを、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆早期に検討を開始した</p> <p>◆時間に余裕を持ったスケジュールング</p> <p>○PFI 手法を導入するときは、従来手法よりも 1 年程度長い期間を必要とするケースが多いため、余裕をもったスケジュールングが必要となる。</p>

	※民間へのサウンディングは、導入可能性調査において実施している。
--	----------------------------------

イ)沼津市への個別の調査内容

図表 72

質問	聞き取り内容
「(仮称)沼津市消防本部・北消防署庁舎整備事業」について	
②-ウ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆本事業が優先的検討の対象事業に該当したことから、事業担当部局にて簡易検討を行い、導入可能性調査実施後、庁内推進会議に諮った上で、PFI 手法による事業化を決定した。
②-ウ-2 上記に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆本事業は、PFI 手法の活用を取り入れてまだ間もない時期だったことから、民間企業のノウハウを活用するため、外部委託を行った。基本的に導入可能性調査については、これまで外部委託を行っている。
②-ウ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆従来手法と PFI 手法の比較は簡易検討の段階で行っている。VFM だけでなく、全般の対比で比較検討している。
②-ウ-4 上記に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆VFM が見込まれるとともに、民間企業のノウハウや創意工夫等を活用できる見込みがあったため。
「香陵公園周辺整備 PFI 事業」について	
②-エ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆事業費が 130 億円程度と見込まれたことから、事業家検討当初から、財政支出の平準化等が見込まれる PFI 手法の採用が想定された。また、民間企業の持つノウハウを活用することで、市民サービスのクオリティを向上できることに期待があった。
②-エ-2 上記に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆基本的に導入可能性調査は、外部委託を行うようにしており、本件も同様とした。
②-エ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆BTO、BOT、DB、DBO を導入可能性調査前に比較検討したが、国庫補助金の採択や施設保有時の事業者リスクから判断すると最終的には BTO となった。
②-エ-4 上記に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆VFM が見込まれるとともに、民間企業のノウハウや創意工夫等を活用できる見込みがあったため。

③ 大分市

大分市は、人口約 47 万人であり、B 群団体である。PFI 実績は7件ある。そのうち、4件が本調査研究の対象事例である。

ア)B 群団体共通の調査内容

図表 73

質問	聞き取り内容
<p>②-ア-1 PFI 手法が採用された経緯・背景について、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆相応の VFM が出た ○VFMの算定は内閣府のソフトを活用している。 ○VFM については、庁内での簡易検討にあたっては職員が算定している。</p> <p>◆民間ノウハウの活用範囲が大きかった</p> <p>◆優先的検討規程の内容が整備されていた ○優先的検討規程において、公共施設マネジメント推進室と施設所管課の役割分担について詳細に記載した理由等については、①役割分担を明確化することで、円滑な連携が実現。②状況を適宜把握することが可能。③事業構築に際し指針を示すことで PFI 手法導入のハードルを下げ、最も経済的効果的な手法の検討を促す狙いがある。</p> <p>◆庁内の推進体制が整っていた ○PFI事業の執行は担当課で行うが、企画課を始めとした関係課がサポートに入っている。</p>
<p>②-ア-2 優先的検討規程の策定時に、外部委託を行いましたでしょうか。併せて、理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。</p>	<p>◆外部委託は行っていない。</p> <p>※PFI 手法の導入までの指針になるため、そのあとの資料は内部資料になる。優先的検討規程は企画課で策定し、各事業の手法を検討する資料は原課で作成している。</p>
<p>②-ア-3 PFI 手法を導入するために重要だとお考えのポイントを、以下、ご教示下さい。</p>	<p>◆早期に検討を開始した ○事業費が 10 億円を超える大規模な施設の改修や新築については、事業費、事業者ノウハウの活用可能性、スケジュール等の観点からPFI事業を始めとした、最適な手法を検討する。</p> <p>◆民間事業者との連携(アドバイザーの活用、サウンディングの実施、意見交換の常態化等) ○地域プラットフォームは大分県が所管であり、その運営に大分市もコアメンバーとして携わっている。</p> <p>◆地域住民・議会への説明</p>

	<ul style="list-style-type: none">◆庁内の検討/推進体制の整備(PFI 推進担当部署の設置等)<ul style="list-style-type: none">○各部局の担当者は10億を超えたらまずマネジメント推進室(企画課)に相談に来る。また、同室が重点事業を採択する部門でもあるため、その中で大規模の整備について把握し、判断できるというところが大きい。※以前は各課が個別で事業手法を検討していたが、企画課が各事業手法を統括することで、PFI事業の推進も図ることが出来るようになった。◆優先的検討規程の内容(策定時に意識されたポイント等)<ul style="list-style-type: none">○優先的検討規程の改定については、これまでのPFI事業の実績を踏まえ、ノウハウの蓄積された部分については外部委託を省けることや、PFI手法の他あらゆる手法も検討することなどの改定を追加した。◆PFI手法導入に関する事務フローの明確化
--	---

イ)大分市への個別の調査内容

図表 74

質問	聞き取り内容
「大分市立中学校空調設備整備PFI事業」、「大分市立小学校空調設備整備PFI事業」について	
②-ウ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆毎年 8 月に次年度の重点事業を審議する総合経営会議にて、PFI 手法での導入を決定した。
②-ウ-2 上記に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆PFI 手法で実施することへの庁内での合意が取れたのちに、外部委託より導入可能性調査を行った。
②-ウ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆事業の検討の際に、簡易的にリース方式等複数の手法で検討した結果、短期での整備が可能であり、国の交付金も活用できたことから PFI 手法を採用した。
②-ウ-4 上記に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆整備期間の短縮。
「金池小学校施設整備事業」について	
②-エ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆毎年 8 月に開催をする次年度の重点事業を審議する総合経営会議にて、PFI 手法の導入を決定した。
②-エ-2 上記に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆PFI 手法で実施することへの庁内での合意が取れたのちに、外部委託より導入可能性調査を行った。
②-エ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆従来手法との比較を行った。
②-エ-4 上記に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆元の校舎群の集約と校地の有効活用を図ることが可能であると判断したため。
「荷揚町小学校跡地における庁舎等複合公共施設整備事業」について	
②-オ-1 上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。	◆中心市街地公有地利活用基本構想(基本計画のようなもの)を策定し、その際に PFI 手法での導入を決定した。
②-オ-2 上記に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。	◆上記基本構想策定時から外部委託を実施した。
②-オ-3 本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。	◆民間ノウハウの活用や創意工夫が期待できるため、PFI 手法以外は検討していない。
②-オ-4 上記に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。	◆狭い敷地と津波浸水区域や景観など厳しい建築条件の中で、駐車場や民間収益施設等市が求める機能を整備し、かつ財源が限られていた中で民間のノウハウを活用する必要があった。

第4章 実態調査の結果分析

実態調査の結果を基に、PFI 実績の実施の障壁となる問題点として、以下の5つの事項にまとめることが出来る。

1.PFIに対する理解

下表のとおり、A 群団体では、職員の異動に伴い、PFI に関するノウハウが蓄積しにくいという回答があった。また、PFIに関して、国の制度をより親身になってほしいと思っている団体もあった。

一方、B 群団体では、優先的検討規程の内容が整備されていたことで、PFI 事業に対するハードルが下がったという回答もあった。

図表 75 PFIに対する知識

A 群団体回答	B 群団体回答
<ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に行われる事業でないため、庁内に PFI に関するノウハウが少ない。 ・PFI 事業実施は、担当職員に依存するところが大きく、人事異動があると、ノウハウがリセットされてしまい、蓄積しにくい。 ・事業実施において、相談できる相手が少ない。また、どの程度の相談が許容されるかも不明。 ・周辺の自治体でも、取り組んだことのある自治体は少なく、参考となる情報が不足している。 ・事業実施にあっては、金融・法務など専門的知識が要求され、単独自治体での実施は難しい。国など専門機関が伴走するような仕組みが望ましい。 ・PFI 推進機構にはお話を聞いていたが、国の省庁には特段 PFI に関する制度等を聞いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI に関する事例の紹介や研修会等を行い、知識の共有を図っている。 ・PFI を推進する専門部署を置き、これまで実施した事業ノウハウの蓄積ができるようにした。 ・専門部署が些細な相談にも応じ、事業担当課の取組みをサポートしている。 ・自らの経験の地域プラットフォームを通じて、普及を図ることで、周辺自治体の知識不足を解消。 ・専門的知識は、外部委託にて補完。必要に応じ、国の補助支援制度を活用している。

2.VFMの算定(施設別の先行事例の特徴、PFIを導入する際の留意点等)

下表のとおり、A 群団体では、VFM が小さいという理由でPFIの導入を断念した。一方、B 群団体では十分なVFMが出たという理由でPFIの導入を進めた。

図表 76 VFMの算定

A 群団体回答	B 群団体回答
<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 実施の決め手として VFM の有無が重要であるが、VFM が出ない、または小さく、事業実施の決断に至らない。 ・VFMの算定を制度所管課ではなく、事業担当課が実施している。 ・VFM を実際には算定せず、過去の同種同規模施設の類推から判断することもある。 ・VFM 算定の前提にある費用の捉え方。例えば、SPC 設立費用などはどの程度見込めばいいのか、わからず、適正な VFM 算定となっているのか疑問。 ・簡易検討に用いる国の算定ソフトに入っている金利等について、詳細検討で条件が変わると VFM がでなくなってしまう。したがって、簡易検討の時点では相当 VFM が出ていないと難しい。 ・VFM の算定まで行った事例はない。国のソフトや手引きでは、そもそも実情に合っていないと感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・VFM が出ないことの方が珍しい。出ないことの説明を考えることの方が難しい。 ・VFMの算定を事業担当課が実施する場合にも、制度所管課がきめ細かくフォローしている。 ・案件が発案される時点においては、個別 VFM の算定を行い、評価をしている。 ・経験の蓄積の中から、算定ノウハウや専門家の活用などを通じて、適正な VFM となるよう算定している。 ・金利はリスクと一体であり、どのような執行体制を組成するかにかかってくる。代表企業に大手ゼネコンになってもらうなどあまりリスクを取らないような配慮も必要。

3.検討時期・検討フロー(ステップごとの阻害要因)および解決方策案・解決事例

下表のとおり、A 群団体では、PFI の導入を考えた時、検討期間の時間がかかるという理由で断念しているのに対して、B 群団体では早期に検討を開始したという回答があった。

図表 77 検討時期・検討フローおよび解決方策案・解決事例

A 群団体回答	B 群団体回答
<ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討規程に簡易検討や導入可能性調査の実施に言及あるも、実際の実施の時期等定例化されていない。 ・簡易検討は事業担当部門がPFI推進部門の支援を受けて実施するが、適正な検討となっているか定かではない。 ・簡易検討の結果、PFI 候補事業になるも、詳細な導入可能性調査は予算計上後の次年度以降になり、期限の定まった事業には向かない。 ・PFI 手法で整備する場合は、従来手法と比較して完成が2年程度遅れるので、PFI 実施に至らない。 ・優先的検討規程において、緊急性のある事業にあっては、検討から除外できる旨の規程があり、過去当該規程を適用したことがある。 ・とにかく実績が無いので、都度専門的な壁に直面する。実施側の相談体制があるとありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討規程の細則であるガイドラインやマニュアルにおいて、各プロセスにおける具体的な対応時期を明記している。 ・庁内の関係部門が参集した庁内委員会を開催。同県等委員会により簡易検討を実施、合議機関として簡易検討結果を判断。 ・上記、合議機関に財政部門も参画する。あるいは PFI 推進部門と実施計画策定部門が同じ組織に属することで一定の財源担保を図るなど講じている。 ・実際に PFI 事業を経験することで、各プロセスにどの程度の時間を要するか、短縮すべき箇所等も見えてくる。 ・当初から除外せずに、一度 VFM を算定してみること。その結果と上記経験との組み合わせで実施できる可能性もある。 ・実施形態は、実施側、受け手側の便宜増大を図るため絶えず進化、双方にメリットのあることとの認識のもと、常時、外部専門家の意見を聴取できる体制を取っている。

4.民間企業の意向把握

下表のとおり、A 群団体では、PFI 事業の実施に当たっては民間企業の意向把握や提案が重要と認識しつつも、これまであまり連携等具体的な対応を行ってこなかったという回答に対して、B 群団体では民間事業者との連携をポイントとして挙げている。

図表 78 民間企業の意向把握

A 群団体回答	B 群団体回答
<ul style="list-style-type: none"> ・常時、民間企業と意見交換する手段はなく、意向把握する手立てがない。 ・今後の整備案件を見渡しても、民間の創意工夫を活用できるようなものはほとんど無い。 ・優先的検討規程の検討対象案件はリスト化し公表していくが、それにどのように民間企業に関わってもらえるかイメージが無い。 ・PFI 事業組成には民間提案が必要なことは承知しているが、提案を受け付ける部門がない。 ・これまで詳細な PFI 事業の導入検討まで至っておらず、サウンディング調査を実施したことがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が立ち上げた地域プラットフォームに、市町村や民間企業、金融機関が参加している。そこで常時意見交換ができるような体制を取っている。 ・PFI 事業選定に当たっては、整備時の経済的メリットだけでなく、維持管理期間におけるコスト安、迅速な対応可否なども含め検討している。 ・プラットフォームでの民間企業との対話や、地元商工団体との情報交換の機会を通じ、事業の認知、提案・意見を受け付けるようにしている。 ・PFI 推進担当課が提案の受付窓口となり、また一部の自治体では、提案した企業に対する入札時の優遇措置を講じるなど取組みも進めている ・サウンディング調査は、事業組成及びその後の継続的な運営にも重要であり、事業担当部門が中心となって広く事業者を募り意見を聞くこととしている、

5.市民等の理解

下表のとおり、A 群団体では、地元企業への配慮によりPFIの導入を断念したのに対して、B 群団体では工夫により地元からの反対はない状況である。

図表 79 市民等の理解

A 群団体回答	B 群団体回答
<p>・地元企業にどう理解を得るか。そしてどのように参画してもらうか。具体的な想像ができない。</p> <p>・仮に設計・建設は大手企業に任せたとしても、維持管理までを地元以外に任せるとすることは、到底理解が得られない。</p> <p>・長期にわたる委託先の固定は、経済循環の停滞を招き、地域経済を損なうのではないかと不安が、議会や市民からあげられる。</p> <p>・民間企業の利益が優先され、住民の利便性が損なわれるのではないかと不安がある。</p> <p>・市民感情として、施設に不備が生じたときに、直ちに対応してもらえるものなのか不安がある。</p>	<p>・地元金融機関を交えた、地元商工団体との定期的な意見交換、金融機関は地元企業の経営改善等に熱心で PPP/PFI を含む様々な解決策を提示する</p> <p>・全てを大手で賄うのではなく、維持管理は地元企業に任せる。あるいは従業員として必ず地元住民を雇用するなど、相応の配慮を講じるものである。</p> <p>・企業体に地元企業が加わることで地元での経済循環、更には大手企業と連携・協働したことによる自信獲得、その後の更なるチャレンジへと波及するなど副次的な効果も期待できる。</p> <p>・基本構想、基本計画策定段階において、住民ワークショップを幾度と開催し、そこで得た要望を、性能要件として要求水準書にしっかり落とし込むようにしている。</p> <p>・学校空調設備導入を PFI 事業とした理由の1 つは故障時の一括対応による迅速性の追求であったように利便性の向上に資するものである。</p>

第5章 報告会

1.報告会の概要

1-1 開催概要

(1)開催日時

令和5年2月27日(月) 13:30～16:00

(2)開催場所・方法

現地・WEB のハイブリッド形式にて開催

(3)申込人数

関係各府省、全国の地方公共団体、関連団体に対し募集し、WEB 参加申込者は 192 名、現地参加申込者は 15 名であった。

1-2 開催概要、プログラムおよびタイムスケジュール

(1)開催概要

図表 80

日時	令和5年2月27日(月)13:30～16:00
開催形式	会場・WEB のハイブリッド開催
会場	大手町タワー 29 階特別会議室 A
対象	地方公共団体 各府省庁
定員	会場:50 名(先着順)、WEB(ZOOM):100 名程度(先着順)
参加費	無料

(2)プログラム

図表 81

1.開会 (1)開会挨拶 (2)出席者および講師紹介 (3)講演テーマ1「PFI 総論」(「PPP の始め方を考える」) 講師:東洋大学 経済学研究科公民連携専攻教授 難波 悠氏 (4)本案件調査結果報告 講師:みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 上席主任研究員 井上 大輔
2.講演 (1)テーマ2「自治体職員による実務的な視点から見た PPP/PFI 事業」 講師:岡崎市 総合政策部専門監 永田 優氏 (2)テーマ3「アドバイザーによる実務的な視点から見た PPP/PFI 事業」 講師:みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 主席研究員 石川 裕康
3.質疑応答
4.閉会

(3)タイムスケジュール

図表 82

次第		時間	所要時間
1 開会	(1)開会挨拶	13:30～13:35(5分間)	
	(2)出席者および講師紹介	13:35～13:40(5分間)	
	(3)講演テーマ1「PFI総論」(「PPPの始め方を考える」) 東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻教授 難波 悠 氏	13:40～14:10(30分間)	
	(4)本案件調査結果報告 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 上席主任研究員 井上 大輔	14:10～14:30(20分間)	
2 休憩		14:30～14:40(10分間)	
3 講演	(5)講演テーマ2「自治体職員による実務的な視点から見たPPP/PFI事業」 岡崎市 総合政策部専門監 永田 優 氏	14:40～15:10(30分間)	
	(6)講演テーマ3「アドバイザーによる実務的な視点から見たPPP/PFI事業」 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)主席研究員 石川 裕康	15:10～15:40(30分間)	
4 質疑応答		15:40～15:55(15分間)	
5 閉会			16:00

2.調査報告概要

2-1 報告者

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 戦略コンサルティング部
官民連携イノベーションチーム 上席主任研究員 井上 大輔 氏

2-2 報告概要

(1) 業務の目的

優先的検討規程を策定していながら、PPP/PFI 事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程を策定して PPP/PFI 事業の実績がある同規模の団体との要素比較を行うことで、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とする。

(2) 事例の収集・分析

全国の地方公共団体から、優先的検討規程を策定していながら、PFI 実績のない 56 団体(A 群団体)を対象にアンケート調査を実施し、優先的検討規程の策定期間、策定経緯・背景、改定および改定の理由、PFI の導入検討の有無、結果的に採用された手法、断念理由、今後の導入検討の予定および理由等について分析を行った。

その上で、56 団体から 10 団体を抽出して詳細な分析を行った。また、優先的検討規程を策定して、PFI 実績もある 91 団体(B群団体)から 11 団体を抽出して、詳細な比較・分析を行った。

(3) 実態調査(ヒアリング)

詳細分析を行った 21 団体から A 群団体4団体、B群団体3団体をそれぞれ抽出して、ヒアリング調査を実施し、公表資料及びヒアリングで得られた内容に基づき、個別に詳細を取りまとめた。

(4) 対応策の検討

優先的検討規程を策定していながら、PPP/PFI 事業が出てこられないことに対して、その対応策として以下の5つの施策の提案を行った。

第一に、PFIに対する知識の蓄積。第二に、事業の特性に応じた VFM の算定。第三に、検討時期・検討フローの早期化。第四に、民間企業の意向の把握。第五に、市民・議会の理解を得ること。

3.講演概要

3-1 PFI 総論

(1)講演タイトル

PPP の始め方を考える

(2)講師

東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻教授 難波 悠 氏

(3)概要

PPP の経験の少ない自治体が抱く傾向にある疑問について、次の5つのポイントで説明。

- ①PPP には縁がない。
- ②PPP だと公共性が損なわれるのではないかな？
- ③民間が関心を持つほどの規模の事業はない。
- ④大手が参入して地元企業の仕事が奪われる。
- ⑤なぜ、今、PPP が必要なのか？(必要だと思わない)

3-2 自治体職員による実務的な視点から見た PPP/PFI 事業

(1)講演タイトル

自治体職員による実務的な視点から見た PPP/PFI 事業
～公民連携を促進することが公共事業推進のカギになる～

(2)講師

岡崎市 総合政策部専門監 永田 優 氏

(3)概要

公民連携について、取組む上での課題を、行政側と民間事業者側に分別して整理し、次の観点で説明。

- PFI 手法と従来手法との違い。
- PFI とは？
- ルールとルールについて 等

3-3 アドバイザーによる実務的な視点から見た PPP/PFI 事業

(1)講演タイトル

アドバイザーによる実務的な視点から見た PPP/PFI 事業

(2)講師

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 戦略コンサルティング部
官民連携イノベーションチーム 主席研究員 石川 裕康 氏

(3)概要

PPP/PFI について概要を説明し、実際の PFI 事例を紹介、解説。

第6章 優先的検討規程の実効性のある運用に資する施策の提案

1. PFIに関する知識・検討の進め方の団体内の蓄積

優先的検討規程を策定しながらも、PFI事業の実施に至っていない地方公共団体、いわゆるA群団体については、まず、「頻繁に行われる事業でないため、庁内にPFIに関するノウハウが少ない。」、あるいは「PFI事業実施は、担当職員に依存するところが大きく、人事異動があると、ノウハウがリセットされてしまい、蓄積しにくい。」などといった組織内での知識不足を要因と考えられる部分があった。

確かに定期的な人事異動の上に成り立つ現在の行政制度にあつては、避けては通れない課題であり、この課題に対しては、既にPFI事業を実施した経験を持つ、いわゆるB群団体では、「PFIを推進する専門部署を置き、これまで実施した事業ノウハウの蓄積ができるようにした。」、「専門的知識は、外部委託にて補完。必要に応じ、国の補助支援制度を活用」といった形で対処している。これらは通常、行政機関で行われることではあるが、PFI特有の対応としては、金融機関や建設企業等の関係者が加わる定期的な情報共有の場(地域プラットフォーム)があるので、そこでノウハウ・知見を共有することも有効である。

次に、PFI事業を組成していく段階での様々な困難への対応である。A群団体からは、「事業実施において、相談できる相手が少ない。また、どの程度の相談が許容されるかも不明。」といった意見、「金融・法務など専門的知識が要求され、単独自治体での実施は難しい。国など専門機関が伴走するような仕組みが望ましい。」といった各種のサポートを求める意見もあった。

こちらについては、外部人材(例:内閣府による「PPP/PFI 専門家派遣制度」、財団法人地域総合整備財団による「PFI アドバイザー派遣事業」等)の活用等により、事業手法の検討できる仕組みの構築が用意されており、B群団体においても必要に応じ活用がなされているところ。A群団体の強力な後押しとなることも期待できる。

2. PFIの効果(VFM)の評価

PFI事業の初期の導入検討あたっては、VFMの評価が重要であり、これが実施の可否の決定権を持つように思われている。実際にA群団体からは、「PFI実施の決め手としてVFMの有無が重要であるが、VFMが出ない、または小さく、事業実施の決断に至らない。」などの意見もあった。

しかしながら、このVFMの算定については、A群団体においては、簡易検討段階では、国が作成した算定ソフトに所与の数値を入力して算定するのが大半であり、そこでの結果をもって事業推進を見送るといった例が多くある。またその算定については、「VFMを実際には算定せず、過去の同種同規模施設の類推から判断することもある。」といった手法や「例えば、SPC 設立費用などはどの程度見込めばいいのかわからず、適正なVFM算定となっているのか疑問。」といった意見もある中で行われている。

PFIは効率性追求の一形態の面を持つ以上、確かにVFMは重要な要素であるが、上記のような状況の下で算定が行われ、その結果を理由にその後のプロセスを放棄してしまうのは、機会を逸失してしまっている可能性もあるのではと思われ、確かにB群団体からは、「案件が発案される時点においては、個別VFMの算定を行い、評価をしている。」、「経験の蓄積の中から、算定ノウハウや専門家の活用などを通じて、適正なVFMとなるよう算定している。」といった取組みを実施している。

また、それぞれの団体で大きく意見が違った点は、VFMに対する評価である。A群団体は、VFMが小さい、出ないといった事実に着目するが、B群団体は、VFMがなぜ小さいのか、出ないのか、その理由に着目している。これまでの行革は民間ノウハウを活用し効率化を図ろうとするもので、PFIもその流れの中から出てきたものであるから、当然VFMが出るはずである、なぜ出ないのだろう。その理由を考える中から更なる民間活用方策が生み出されることもあろう。VFMが出ない理由にも着目し、事業内容の見直しを図るこ

とも有効ではないかと考えるものである。

3. 事業手法の検討開始時期の早期化の推奨

設計から建設、施設管理までと事業期間が長期にわたり、その間に金融機関や民間事業者など様々な主体が参画する PFI 事業にあたっては、相応の準備期間が必要である。しかしながら、A 群団体においては、この準備期間について、「優先的検討規程に簡易検討や導入可能性調査の実施に言及あるも、実際の実施の時期等定例化されていない。」といったようにいつ、何をすべきか定まっていなかった状況から、検討に十分な期間が持たない、結果として機会を逸失してしまったなどといったこともあったと推測される。

加えて実際の検討にあっても、「簡易検討は事業担当部門が PFI 推進部門の支援を受けて実施するが、適正な検討となっているか定かではない。」「簡易検討の結果、PFI 候補事業になるも、詳細な導入可能性調査は予算計上後の次年度以降になり、期限の定まった事業には向かない。」といった、手探りで模索し、何とか次のステップにつなげるも、予算面での障壁に突き当たるといった状況にある。

この点、B 群団体においては、「優先的検討規程の細則であるガイドラインやマニュアルにおいて、各プロセスにおける具体的な対応時期を明記している。」といった形で、必ず検討するよう仕掛けており、検討に際しては「庁内の財政部門も含む関係部門が参集した庁内委員会を開催。同県等委員会により簡易検討を実施、合議機関として簡易検討結果を判断。」といったように、検討対象案件については全て検討できる態勢を取っている。

また、A 群団体の一部からは、地震・津波対策の緊急対応を理由に検討対象から除外した事例の紹介もあったが、これも上記のような事情から PFI は時間がかかるので事業に馴染まないといったことであったと思われるが、これも「当初から除外せずに、一度 VFM を算定してみる。その結果と経験との組み合わせで実施できる可能性もある。」との B 群団体の意見もあるように、次のステップに繋がるほどの十分な VFM が出る、あるいは維持管理も含めた中長期で優位性があるといった判断にまで繋がっていく可能性があると思われる、これら B 群団体の意見は大変参考になるものである。

4. 民間事業者への意向把握

PFI 事業は民間との協働事業の一形態であり、事業組成段階にあつては、パートナーである民間企業の意向を十分に把握する必要がある。この点 A 群団体にあつては、「常時、民間企業と意見交換する手段はなく、意向把握する手立てがない。」「PFI 事業組成には民間提案が必要なことは承知しているが、提案を受け付ける部門がない。」といった状況である。

またその前段として、A 群団体では「今後の整備案件を見渡しても、民間の創意工夫を活用できるようなものはほとんど無い。」とのことで、B 群団体のように事業実施している団体と大きく異なる。その理由は上述のような状況に起因するのではないかと考えるところである。

このような点について、B 群団体では「県が立ち上げた地域プラットフォームに、市町村も民間企業、金融機関も参加している。そこで常時意見交換ができるような体制を取っている。」「PFI 推進担当課が提案の受付窓口となり取り入れている。」など民間企業の意見を汲み取る仕組みが内在化されている。

加えて、導入可能性調査等、事業の具現化段階におけるサウンディング調査にあつては、参入要件の検討や維持管理まで含めた性能要件の策定に不可欠なプロセスであり、欠かすことができないものであるが、A 群団体では、「これまで詳細な PFI 事業の導入検討まで至っておらず、サウンディング調査を実施したことがない。」といった状況であり、その開催プロセスやノウハウ等は外部専門家を活用しながら会得して

いく必要があり、先述のとおり国等は地方公共団体の取組みをサポートしていく必要がある。

5. 市民等への PFI 手法の理解醸成

PFI 事業を実施するにあたっては住民をはじめとする様々なステークホルダーの理解を得ることが重要であり、A 群団体からは、PFI 事業について、「地元企業にどう理解を得るか。そしてどのように参画してもらうか。具体的な想像ができない。」、「仮に設計・建設は大手企業に任せたとしても、維持管理までを地元以外に任せるといことは、到底理解が得られない。」などといった意見もあって、事業実施が困難な面を紹介いただいた。

確かに上記のような状況は、意見にもあったように、行政の効率性を優先した、長期にわたる委託先の固定は、経済循環の停滞を招き、地域経済を損なうのではとの懸念によるものと思われる。

しかしながら、内閣府調査(※)では、令和 3 年度に PFI 事業契約が締結された PFI 事業のうち、地域企業が参画している事業の割合は 86%、さらに地域企業が代表企業として参画している事業の割合は 41%に上っており、PFI 手法が、地域経済の損なうものではないと考えられる。

※内閣府「PFI 事業における地域企業の参画状況（令和 3 年度）について」

https://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/ki_ji/sankakujokyo_r3.html

こうした点、B 群団体においては、「全てを大手で賄うのではなく、維持管理は地元企業に任せる。あるいは従業員として必ず地元住民を雇用するなど、相応の配慮を講じるものである。」、「企業体に地元企業が加わることで地元での経済循環、更には大手企業と連携・協働したことによる自信獲得、その後の更なるチャレンジへと波及するなど副次的な効果も期待できる。」といった姿勢で事業を実施しており、このような取組みを通じて、不安の払拭に努めており、大いに参考となるものである。

また市民の視点に立つと、「民間企業の利益が優先され、住民の利便性が損なわれるのではないかと不安がある。」、「市民感情として、施設に不備が生じたときに、直ちに対応してもらえるものなのか不安がある。」といった声が A 群団体より紹介があった。

この点については、B 群団体は、「基本構想、基本計画策定段階において、住民ワークショップを幾度と開催し、そこで得た要望を、性能要件として要求水準書にしっかり落とし込むようにしている。」といった配慮を講じている。そして「迅速性」に関しては、学校空調設備導入を PFI 事業とした理由が、トラブル・故障があった際の一括対応による迅速性の追求であったように、住民利便を最優先に考えた結果が PFI であったということも、今後の A 群団体にとっては参考になるものではないかと考える。

資料編

(参考)アンケート調査結果

1.秋田県

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票		調査票
<p>【調査目的】優先的検討規程を策定していながらPFI事業の実績がない地方公共団体において、PFI事業の障壁となる要因について分析・研究を実施し、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とするため、貴団体におけるPFIの実施状況を把握し、調査を行う。</p>		
<p>の設問には選択肢からお答えいただくものもございますので、▼プルダウンリストから選択してください。</p>		
<p>【優先的検討規程の策定状況】 優先的検討規程の策定時期についてご記入ください。 問(1)-① (改定されている場合は、当初の策定時期をご記入ください。) ※西暦でご入力ください。</p>		
<p>2017年 10月</p>		
<p>改定されている場合のみ、下記に改定時期、主な改定内容、理由をご記入ください。</p>		
改定時期	2018. 4、2021. 4、2022. 4	
改定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の見直し(2018) ・運用の見直し、検討対象に指定管理制度導入施設を追加(2021) ・指定管理者制度における検討方法の規定を追加(2022) 	
主な改定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易検討事案の検討結果を踏まえ問題点を解消(2018) ・導入推進に向けて、検討開始時期等検討方法の見直し。公共施設の効率的・効果的な整備・運営に向けて、指定管理者制度を検討対象に追加(2021) ・指定管理者制度を検討対象に追加したことによる規定の整備(2022) 	
<p>※最新の優先的検討規程をご提供いただけますようお願いします。</p>		
<p>問(1)-② 優先的検討規程を策定された経緯・背景について、以下から当てはまるものを選択してください。 (複数回答可)</p>		
プルダウンから選択▼		
ア 国(及び都道府県等)からの要請があったため		○
イ 総合計画等に基づくPFI等の推進のため		×
ウ PFI等の検討対象事業が見込まれたため		×
<p>エ その他(自由記述)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>		

優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について、以下から当てはまるものを選択してください。
問(1)-③ (複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった	×
イ 各段階において報告・承認に関わった	○

ウ その他(自由記述)

問(1)-④ 優先的検討規程策定のプロセスについて、外部委託等・専門家の活用について選択してください。

▼プルダウンから選択

イ 外部委託・専門家の活用を実施していない

問(1)-④で「実施していない」を選択された場合は下記にご回答ください。

策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

ア 参考にした

策定に当たって、他事例等を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

ア 参考にした

参考にされた事例がある場合は、具体的な事例を記載してください。

他の先行自治体の規程を参考とした。

問 (1)-⑤ PFI等の導入に関する専門部署はございますか。

▼プルダウンから選択

イ 専門部署なし

専門部署がある場合は、部署名を記載してください。

【優先的検討規程の策定後のPFI導入検討状況】

問(2)-① 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業はありますか。

▼プルダウンから選択

ア あり

→「ア あり」を選択した場合は、問(3)に進んでください、「イ なし」を選択した場合は、問(2)-②を御回答ください。

問(2)-② 優先的検討規程策定後にPFI等の導入検討事業がなかった理由について、以下から当てはまるものを選択してください。

▼プルダウンから選択

→「ア 検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」を選択された場合は「問2-②ア」に進んでください。
→「イ 検討規程の対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送ったため」を選択された場合は「問2-②イ」に進んでください。

問(2)-②ア問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について、以下から当てはまるものを選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 優先的検討規程の策定から間もないため (今後、対象基準を満たす事業があると思われる)	
イ 優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった	

ウ その他(自由記述)

上記問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にされた場合は、以下から当てはまる理由を選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない	<input type="checkbox"/>
イ 対象基準を満たす事業がなかったため、検討規程を見直すことを考えている	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

上記で、「検討を見直すことを考えている」を選択された場合は、具体的にどのような見直しを考えているのか、ご回答ください。

問(2)-②イ 上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景をご回答ください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

問3は、別シート(シート名:問3)に回答を記載してください。

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票

調査票

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

PFI等の導入を検討した事業をご記入ください。

【No.1】	①事業名称	横手高等学校整備事業
	②施設分類	ウ 教育施設
	③具体的な施設名	横手高等学校
	④基本構想の策定	ア 策定した
	⑤基本計画の策定	ア 策定した
	⑥PFI導入可能性調査の実施	イ 実施していない
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	工 従来手法
	その他を選択した場合の具体的な内容	

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	イ 基本計画策定時及び策定後
その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	オ 事業化の手續きに時間がかかる・事業化に間に合わない
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	非公表

【No.2】 ①事業名称	運転免許センター改築事業	
②施設分類	カ その他	
③具体的な施設名	運転免許センター、交通機動隊庁舎	
④基本構想の策定	イ 策定していない	
⑤基本計画の策定	ア 策定した	
⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	ア	PFI導入可能性調査は委託せず、庁内のみで検討
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法	
その他を選択した場合の具体的な内容		

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	イ 基本計画策定時及び策定後
その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	非公表

【No.3】	①事業名称	新複合化相談施設整備事業	
	②施設分類	カ その他	
	③具体的な施設名	中央児童相談所、女性相談所、福祉相談センター及び精神保健福祉センター	
	④基本構想の策定	イ 策定していない	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	イ 実施していない	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合		
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法	
	その他を選択した場合の具体的な内容		
	⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください		
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	イ 基本計画策定時及び策定後		
その他を選択した場合の具体的な内容			
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	非公表		

【No.4】 ①事業名称

大曲高等学校整備事業

②施設分類

ウ 教育施設

③具体的な施設名

大曲高等学校

④基本構想の策定

ア 策定した

⑤基本計画の策定

ア 策定した

⑥PFI導入可能性調査の実施

イ 実施していない

⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合

⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)
その他を選択した場合の具体的な内容

エ 従来手法

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期

イ 基本計画策定時及び策定後

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)

イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された

⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)

非公表

【No.5】 ①事業名称	鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業	
②施設分類	ウ 教育施設	
③具体的な施設名	鹿角小坂地区の高等学校3校(花輪高校・十和田高校・小坂高校)	
④基本構想の策定	ア 策定した	
⑤基本計画の策定	ア 策定した	
⑥PFI導入可能性調査の実施	イ 実施していない	
⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合		
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法	
その他を選択した場合の具体的な内容		

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	イ 基本計画策定時及び策定後
その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	非公表

【No.6】 ①事業名称

栗田支援学校整備事業

②施設分類

ウ 教育施設

③具体的な施設名

栗田支援学校

④基本構想の策定

ア 策定した

⑤基本計画の策定

ア 策定した

⑥PFI導入可能性調査の実施

イ 実施していない

⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合

⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)

エ 従来手法

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期

イ 基本計画策定時及び策定後

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)

イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された

⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)

非公表

【No.7】 ①事業名称

金足農業高等学校整備事業

②施設分類

ウ 教育施設

③具体的な施設名

金足農業高等学校

④基本構想の策定

ア 策定した

⑤基本計画の策定

ア 策定した

⑥PFI導入可能性調査の実施

イ 実施していない

⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合

⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)

エ 従来手法

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期

イ 基本計画策定時及び策定後

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)

イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された

⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)

非公表

【No.8】 ①事業名称

湯沢高等学校整備事業

②施設分類

ウ 教育施設

③具体的な施設名

湯沢高等学校

④基本構想の策定

ア 策定した

⑤基本計画の策定

ア 策定した

⑥PFI導入可能性調査の実施

イ 実施していない

⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合

⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)

エ 従来手法

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期

イ 基本計画策定時及び策定後

その他を選択した場合の具体的な内容

⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)

イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された

⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)

非公表

問(4) 今後PFI等の導入を検討される見込みの事業(導入検討中の事業を含む)がある場合はその概要をご回答ください。

問(4)-1 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

▼プルダウンから選択

ア あり

問(4)-① 「ア あり」を選択された場合、その施設分類、概ねの総事業費(インシヤルコスト・ランニングコストを含む)、概ねの事業実施時期(民間事業者の募集年度)、具体的な事業・施設名を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	施設分類	概ねの総事業費 (インシヤルランニングコストを含む)	概ねの事業実施時期 (民間事業者の募集年度)	具体的な事業・施設名
①	カ その他	約90億円	令和6年度	新秋田県立体育館整備事業
②				
③				
④				
⑤				

問(4)-①イ 上記の事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由	左で「満たす(予定・見込み)」の場合は、検討規程の対象基準を満たすと思われる内容、「その他」の場合は、具体的な理由を記載して下さい。
①	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	設計費を含む整備費の総額が10億円以上となる見込みであるため。
②		
③		
④		
⑤		

2.熊谷市

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票		調査票				
<p>【調査目的】優先的検討規程を策定していながらPFI事業の実績がない地方公共団体において、PFI事業の障壁となる要因について分析・研究を実施し、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とするため、貴団体におけるPFIの実施状況を把握し、調査を行う。</p>						
<p><input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> の設問には選択肢からお答えいただくものもございますので、▼プルダウンリストから選択してください。</p>						
<p>【優先的検討規程の策定状況】 優先的検討規程の策定期間についてご記入ください。 問(1)-① (改定されている場合は、当初の策定期間をご記入ください。) ※西暦でご入力ください。</p>						
<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">2017</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">3</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> </tr> </table>			2017	年	3	月
2017	年	3	月			
<p>改定されている場合のみ、下記に改定期間、主な改定内容、理由をご記入ください。</p>						
改定期間	2022年8月					
改定内容	検討に係るフローチャートの微修正					
主な改定理由	PPP/PFIの検討を進める中で所管課からの意見等を反映させたため					
<p>※最新の優先的検討規程をご提供いただけますようお願いいたします。</p>						
<p>問(1)-② 優先的検討規程を策定された経緯・背景について、以下から当てはまるものを選択してください。 (複数回答可)</p>						
プルダウンから選択▼						
ア 国(及び都道府県等)からの要請があったため	<input type="radio"/>					
イ 総合計画等に基づくPFI等の推進のため	<input type="radio"/>					
ウ PFI等の検討対象事業が見込まれたため	<input type="radio"/>					
<p>エ その他(自由記述)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>						

優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について、以下から当てはまるものを選択してください。
問(1)-③ (複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった	×
イ 各段階において報告・承認に関わった	○

ウ その他(自由記述)

問(1)-④ 優先的検討規程策定のプロセスについて、外部委託等・専門家の活用について選択してください。

▼プルダウンから選択

イ 外部委託・専門家の活用を実施していない

問(1)-④で「実施していない」を選択された場合は下記にご回答ください。

策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

ア 参考にした

策定に当たって、他事例等を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

ア 参考にした

参考にされた事例がある場合は、具体的な事例を記載してください。

問(1)-⑤ PFI等の導入に関する専門部署はございますか。

▼プルダウンから選択

ア 専門部署あり

専門部署がある場合は、部署名を記載してください。

総合政策部施設マネジメント課

【優先的検討規程の策定後のPFI導入検討状況】

問(2)-① 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業はありますか。

▼プルダウンから選択

ア あり

→「ア あり」を選択した場合は、問(3)に進んでください、「イ なし」を選択した場合は、問(2)-②を御回答ください。

問(2)-② 優先的検討規程策定後にPFI等の導入検討事業がなかった理由について、以下から当てはまるものを選択してください。

▼プルダウンから選択

→「ア 検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」を選択された場合は「問2-②ア」に進んでください。
→「イ 検討規程の対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送ったため」を選択された場合は「問2-②イ」に進んでください。

問(2)-②ア問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について、以下から当てはまるものを選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 優先的検討規程の策定から間もないため (今後、対象基準を満たす事業があると思われる)	
イ 優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった	

ウ その他(自由記述)

上記問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にされた場合は、以下から当てはまる理由を選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない	<input type="checkbox"/>
イ 対象基準を満たす事業がなかったため、検討規程を見直すことを考えている	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

上記で、「検討を見直すことを考えている」を選択された場合は、具体的にどのような見直しを考えているのか、ご回答ください。

問(2)-②イ 上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景をご回答ください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

問3は、別シート(シート名:問3)に回答を記載してください。

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票

調査票

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

PFI等の導入を検討した事業をご記入ください。

【No.1】	①事業名称	子育て支援・保健拠点施設整備事業
	②施設分類	カ その他
	③具体的な施設名	こどもセンター、保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、保育所、学童等を含む複合施設
	④基本構想の策定	ア 策定した
	⑤基本計画の策定	ア 策定した
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ PFI導入可能性調査は委託して検討(基本構想・計画策定の委託も含む)
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	イ PFI法に則らない民間資金等活用手法(DB、DBO等)
	その他を選択した場合の具体的な内容	

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1	PFIを導入されないことが決定された時期	ア 基本構想策定時及び策定後
	その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2	PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された
⑦-3	PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	こどもセンターの運営以外直営施設となるため、民間事業者の参入メリットが見込めなかった。

【No.2】	①事業名称	(仮称)道の駅「くまがや」整備事業	
	②施設分類	カ その他	
	③具体的な施設名	道の駅	
	④基本構想の策定	ア 策定した	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ PFI導入可能性調査は委託して検討(基本構想・計画策定の委託も含む)	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	ア PFI手法(PFI, コンセッション)	
	その他を選択した場合の具体的な内容		
⑦でPFI手法(PFI, コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
	⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期		
	その他を選択した場合の具体的な内容		
	⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)		
	⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)		

【No.3】	①事業名称	(仮称)第1中央生涯活動センター整備事業		
	②施設分類	カ その他		
	③具体的な施設名	中央公民館、市民ホール、障害福祉会館、商工会館、市民活動支援センター		
	④基本構想の策定	イ 策定していない		
	⑤基本計画の策定	ア 策定した		
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した		
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ	PFI導入可能性調査は委託して検討(基本構想・計画策定の委託も含む)	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ	従来手法	
	その他を選択した場合の具体的な内容			
	⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ア	基本構想策定時及び策定後		
その他を選択した場合の具体的な内容				
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	ウ	民間事業者の参入が見込めない		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	直営施設が多く、民間事業者の参入メリットが少なかった。 その後、建設場所等への変更が必要となり、計画改訂等を改めて検討中。			

問(4) 今後PFI等の導入を検討される見込みの事業(導入検討中の事業を含む)がある場合はその概要をご回答ください。

問(4)-1 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

▼プルダウンから選択

ア あり

問(4)-① 「ア あり」を選択された場合、その施設分類、概ねの総事業費(イニシャルコスト・ランニングコストを含む)、概ねの事業実施時期(民間事業者の募集年度)、具体的な事業・施設名を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	施設分類	概ねの総事業費 (イニシャルランニングコストを含む)	概ねの事業実施時期 (民間事業者の募集年度)	具体的な事業・施設名
①	カ その他	非公表	R7	新熊谷学校給食センター整備事業
②	カ その他	非公表	R6	荒川公園周辺再整備事業
③	工 廃棄物処理施設		R7	汚泥再生処理センター整備事業
④				
⑤				

問(4)-①イ上記の事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由	左で「満たす(予定・見込み)」の場合は、検討規程の対象基準を満たすと思われる内容、「その他」の場合は、具体的な理由を記載して下さい。
①	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	建設費が10億円以上の見込みであるため。
②	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	建設費が10億円以上の見込みであるため。
③	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	建設費が10億円以上の見込みであるため。
④		
⑤		

3.松本市

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票		調査票
<p>【調査目的】優先的検討規程を策定していながらPFI事業の実績がない地方公共団体において、PFI事業の障壁となる要因について分析・研究を実施し、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とするため、貴団体におけるPFIの実施状況を把握し、調査を行う。</p>		
<p><input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> の設問には選択肢からお答えいただくものもございますので、▼プルダウンリストから選択してください。</p>		
<p>【優先的検討規程の策定状況】 優先的検討規程の策定期間についてご記入ください。 問(1)-① (改定されている場合は、当初の策定期間をご記入ください。) ※西暦でご入力ください。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">2017</div> <div>年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">3</div> <div>月</div> </div>		
<p>改定されている場合のみ、下記に改定期間、主な改定内容、理由をご記入ください。</p>		
改定期間		
改定内容		
主な改定理由		
<p>※最新の優先的検討規程をご提供いただけますようお願いします。</p>		
<p>問(1)-② 優先的検討規程を策定された経緯・背景について、以下から当てはまるものを選択してください。 (複数回答可)</p>		
プルダウンから選択▼		
ア 国(及び都道府県等)からの要請があったため	<input type="radio"/>	
イ 総合計画等に基づくPFI等の推進のため	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ PFI等の検討対象事業が見込まれたため	<input checked="" type="checkbox"/>	
<p>エ その他(自由記述)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>		

問(1)-③ 優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について、以下から当てはまるものを選択してください。
(複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった	<input type="checkbox"/>
イ 各段階において報告・承認に関わった	<input type="radio"/>

ウ その他(自由記述)

問(1)-④ 優先的検討規程策定のプロセスについて、外部委託等・専門家の活用について選択してください。

▼プルダウンから選択

ア 外部委託・専門家の活用を実施した

問(1)-④で「実施していない」を選択された場合は下記にご回答ください。

策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

策定に当たって、他事例等を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

参考にされた事例がある場合は、具体的な事例を記載してください。

問(1)-⑤ PFI等の導入に関する専門部署はございますか。

▼プルダウンから選択

イ 専門部署なし

専門部署がある場合は、部署名を記載してください。

【優先的検討規程の策定後のPFI導入検討状況】

問(2)-① 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業はありますか。

▼プルダウンから選択

ア あり

→「ア あり」を選択した場合は、問(3)に進んでください、「イ なし」を選択した場合は、問(2)-②を御回答ください。

問(2)-② 優先的検討規程策定後にPFI等の導入検討事業がなかった理由について、以下から当てはまるものを選択してください。

▼プルダウンから選択

→「ア 検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」を選択された場合は「問2-②ア」に進んでください。
→「イ 検討規程の対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送ったため」を選択された場合は「問2-②イ」に進んでください。

問(2)-②ア問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について、以下から当てはまるものを選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 優先的検討規程の策定から間もないため (今後、対象基準を満たす事業があるものと思われる)	
イ 優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった	

ウ その他(自由記述)

上記問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にされた場合は、以下から当てはまる理由を選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない	<input type="checkbox"/>
イ 対象基準を満たす事業がなかったため、検討規程を見直すことを考えている	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

上記で、「検討を見直すことを考えている」を選択された場合は、具体的にどのような見直しを考えているのか、ご回答ください。

問(2)-②イ 上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景をご回答ください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

問3は、別シート(シート名:問3)に回答を記載してください。

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票

調査票

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

PFI等の導入を検討した事業をご記入ください。

【No.1】	①事業名称	松本市野球場整備改修事業
	②施設分類	カ その他
	③具体的な施設名	松本市野球場
	④基本構想の策定	イ 策定していない
	⑤基本計画の策定	イ 策定していない
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	ア PFI導入可能性調査は委託せず、庁内のみで検討
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法
	その他を選択した場合の具体的な内容	

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ウ 導入可能性調査実施時及び実施後
その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	VFMが小さい、工期が厳しい

【No.2】	①事業名称	松本市新科学館整備事業		
	②施設分類	ウ 教育施設		
	③具体的な施設名	松本市教育文化センター		
	④基本構想の策定	ア 策定した		
	⑤基本計画の策定	ア 策定した		
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した		
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ	PFI導入可能性調査は委託して検討(基本構想)	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	オ	その他	
	その他を選択した場合の具体的な内容	新科学館整備事業そのものが見直しとなり、検討を中止。		
	⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ウ	導入可能性調査実施時及び実施後		
その他を選択した場合の具体的な内容				
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	ア	事業そのもの中止または見直しがあった		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)				

【No.3】	①事業名称	松本市美術館大規模改修事業	
	②施設分類	カ その他	
	③具体的な施設名	松本市美術館	
	④基本構想の策定	イ 策定していない	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合		ア PFI導入可能性調査は委託せず、庁内のみで検討
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法		
⑦-1 ⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期		ウ 導入可能性調査実施時及び実施後	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)		イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された	
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)		VFMが小さく、改修の場合民間の創意工夫の余地が	
	⑦-1 ⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください		
	⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期		ウ 導入可能性調査実施時及び実施後
	⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)		イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された
	⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)		VFMが小さく、改修の場合民間の創意工夫の余地が

【No.4】	①事業名称	新松本市立病院建設事業	
	②施設分類	オ 医療施設	
	③具体的な施設名	松本市立病院	
	④基本構想の策定	ア 策定した	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	ア	PFI導入可能性調査は委託せず、庁内のみで検討
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法		
⑦-1 ⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください	ウ 導入可能性調査実施時及び実施後		
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ VFMが出ない(または小さい)ことが想定された		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	病院PFIの場合、ノンコア業務に限定され成立が難しく		

【No.5】	①事業名称	新庁舎建設事業	
	②施設分類	ア 庁舎	
	③具体的な施設名	本庁舎、東庁舎等	
	④基本構想の策定	ア 策定した	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ	PFI導入可能性調査は委託して検討(基本構想)
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	オ	その他
	その他を選択した場合の具体的な内容	新庁舎建設事業そのものが見直しとなり、検討を中止。	
	⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください		
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ウ	導入可能性調査実施時及び実施後	
その他を選択した場合の具体的な内容			
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	ア	事業そのもの中止または見直しがあった	
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)			

問(4) 今後PFI等の導入を検討される見込みの事業(導入検討中の事業を含む)がある場合はその概要をご回答ください。

問(4)-1 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

▼プルダウンから選択

ア あり

問(4)-① 「ア あり」を選択された場合、その施設分類、概ねの総事業費(イニシャルコスト・ランニングコストを含む)、概ねの事業実施時期(民間事業者の募集年度)、具体的な事業・施設名を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	施設分類	概ねの総事業費 (イニシャルランニングコストを含む)	概ねの事業実施時期 (民間事業者の募集年度)	具体的な事業・施設名
①	ウ 教育施設	26億円		中央図書館大規模改修事業
②	ウ 教育施設	95億円		給食センター再整備事業
③	イ 公営住宅			市営住宅寿団地整備事業
④				
⑤				

問(4)-①イ上記の事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由	左で「満たす(予定・見込み)」の場合は、検討規程の対象基準を満たすと思われる内容、「その他」の場合は、具体的な理由を記載して下さい。
①	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	事業費の総額10億円以上の公共施設整備事業
②	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	事業費の総額10億円以上の公共施設整備事業
③	イ その他	R4年度公営住宅に係るPPP/PFI導入推進事業に採択されているため
④		
⑤		

4.高知市

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票

調査票

【調査目的】優先的検討規程を策定していながらPFI事業の実績がない地方公共団体において、PFI事業の障壁となる要因について分析・研究を実施し、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とするため、貴団体におけるPFIの実施状況を把握し、調査を行う。

の設問には選択肢からお答えいただくものもございますので、▼プルダウンリストから選択してください。

【優先的検討規程の策定状況】

優先的検討規程の策定期間についてご記入ください。

問(1)-① (改定されている場合は、**当初の策定期間**をご記入ください。)

※西暦でご入力ください。

2017年

9月

改定されている場合のみ、下記に改定期間、主な改定内容、理由をご記入ください。

改定期間

改定内容

主な改定理由

※最新の優先的検討規程をご提供いただけますようお願いします。

問(1)-② 優先的検討規程を策定された経緯・背景について、以下から当てはまるものを選択してください。
(複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 国(及び都道府県等)からの要請があったため	○
イ 総合計画等に基づくPFI等の推進のため	×
ウ PFI等の検討対象事業が見込まれたため	×

エ その他(自由記述)

優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について、以下から当てはまるものを選択してください。
問(1)-③ (複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった	<input type="checkbox"/>
イ 各段階において報告・承認に関わった	<input checked="" type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

問(1)-④ 優先的検討規程策定のプロセスについて、外部委託等・専門家の活用について選択してください。

▼プルダウンから選択

イ 外部委託・専門家の活用を実施していない

問(1)-④で「実施していない」を選択された場合は下記にご回答ください。

策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

ア 参考にした

策定に当たって、他事例等を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

イ 参考にしていない

参考にされた事例がある場合は、具体的な事例を記載してください。

問 (1)-⑤ PFI等の導入に関する専門部署はございますか。

▼プルダウンから選択

イ 専門部署なし

専門部署がある場合は、部署名を記載してください。

【優先的検討規程の策定後のPFI導入検討状況】

問(2)-① 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業はありますか。

▼プルダウンから選択

ア あり

→「ア あり」を選択した場合は、問(3)に進んでください、「イ なし」を選択した場合は、問(2)-②を御回答ください。

問(2)-② 優先的検討規程策定後にPFI等の導入検討事業がなかった理由について、以下から当てはまるものを選択してください。

▼プルダウンから選択

→「ア 検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」を選択された場合は「問2-②ア」に進んでください。
→「イ 検討規程の対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送ったため」を選択された場合は「問2-②イ」に進んでください。

問(2)-②ア問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について、以下から当てはまるものを選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 優先的検討規程の策定から間もないため (今後、対象基準を満たす事業があると思われる)	
イ 優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった	

ウ その他(自由記述)

上記問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にされた場合は、以下から当てはまる理由を選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない	<input type="checkbox"/>
イ 対象基準を満たす事業がなかったため、検討規程を見直すことを考えている	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

上記で、「検討を見直すことを考えている」を選択された場合は、具体的にどのような見直しを考えているのか、ご回答ください。

問(2)-②イ 上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景をご回答ください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

問3は、別シート(シート名:問3)に回答を記載してください。

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票

調査票

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

PFI等の導入を検討した事業をご記入ください。

【No.1】	①事業名称	学校空調整備事業
	②施設分類	ウ 教育施設
	③具体的な施設名	普通教室に空調設備が整備されていない小中学校等
	④基本構想の策定	イ 策定していない
	⑤基本計画の策定	イ 策定していない
	⑥PFI導入可能性調査の実施	イ 実施していない
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法
	その他を選択した場合の具体的な内容	

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	エ その他
その他を選択した場合の具体的な内容	基本方針策定前
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	オ 事業化の手續きに時間がかかる・事業化に間に合わない
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	優先的検討規程の対象外事業と判断(財源の都合上、直ちに事業着手する必要があったため)

【No.2】	①事業名称	新庁舎等総合管理委託		
	②施設分類	ア 庁舎		
	③具体的な施設名	本庁舎等		
	④基本構想の策定	イ 策定していない		
	⑤基本計画の策定	イ 策定していない		
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した		
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	ア	PFI導入可能性調査は委託せず、庁内のみで検討	
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法		
	⑦-1 ⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
	⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ウ	導入可能性調査実施時及び実施後	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	イ	VFMが出ない(または小さい)ことが想定された		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)		当初計画していた包括的委託では金銭的にメリットがなかったため		
	その他を選択した場合の具体的な内容			

【No.3】	①事業名称	高知市文化プラザ長寿命化整備事業	
	②施設分類	カ その他	
	③具体的な施設名	高知市文化プラザかるぼーと	
	④基本構想の策定	ア 策定した	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	ア 実施した	
	⑥-1	⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	イ
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	その他を選択した場合の具体的な内容	イ	PFI法に則らない民間資金等活用手法(DB、DBO等)
⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください			
⑦-1	PFIを導入されないことが決定された時期	ウ	導入可能性調査実施時及び実施後
	その他を選択した場合の具体的な内容		
⑦-2	PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	ウ	民間事業者の参加が見込めない
⑦-3	PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)		改修事業であるため、老朽化に伴う想定外の費用負担に懸念がある。

【No.4】	①事業名称	上下水道局庁舎移転整備事業	
	②施設分類	ア 庁舎	
	③具体的な施設名	上下水道局庁舎	
	④基本構想の策定	ア 策定した	
	⑤基本計画の策定	ア 策定した	
	⑥PFI導入可能性調査の実施	イ 実施していない	
	⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合		
	⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	エ 従来手法	
	その他を選択した場合の具体的な内容		
	⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください		
⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	ア 基本構想策定時及び策定後		
その他を選択した場合の具体的な内容			
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	オ 事業化の手続きに時間がかかる・事業化に間に合		
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	優先的検討規程の対象外事業と判断(南海トラフ地震対策のため緊急に実施する必要がある事業と判断)		

問(4) 今後PFI等の導入を検討される見込みの事業(導入検討中の事業を含む)がある場合はその概要をご回答ください。

問(4)-1 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

▼プルダウンから選択

ア あり

問(4)-① 「ア あり」を選択された場合、その施設分類、概ねの総事業費(イニシャルコスト・ランニングコストを含む)、概ねの事業実施時期(民間事業者の募集年度)、具体的な事業・施設名を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	施設分類	概ねの総事業費 (イニシャルランニングコストを含む)	概ねの事業実施時期 (民間事業者の募集年度)	具体的な事業・施設名
①	イ 公営住宅	70～80億円	未定	六泉寺町市営住宅
②	カ その他	未定	未定	国民宿舍桂浜荘
③				
④				
⑤				

問(4)-①イ上記の事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由を教えてください。

▼プルダウンから選択

No.	上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由	左で「満たす(予定・見込み)」の場合は、検討規程の対象基準を満たすと思われる内容、「その他」の場合は、具体的な理由を記載して下さい。
①	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	整備に係る事業費の総額が10億円以上のもの
②	ア 優先的検討規程の対象基準を満たす(予定・見込み)であるため	単年度の運営等に係る事業費が1億円以上のもの
③		
④		
⑤		

1.事例の収集・分析の調査分析・研究資料等

1-1 アンケートの事前調査

(1)B 群団体

B 群団体全 114 団体の中から、第2章で B 群団体のステップ①で絞り込んだ 30 団体についてのデータは、以下のとおりである。

①人口 20 万人以上の団体

人口 20 万人以上の団体は以下のとおりである。

所在都道府県	自治体名	分野
山形県		3事例(その他、生活と福祉、教育と文化)
埼玉県		15 事例(健康と環境、教育と文化、庁舎と宿舎、生活と福祉、その他)
埼玉県	さいたま市	4事例(その他、生活と福祉、庁舎と宿舎、教育と文化)
埼玉県	春日部市	1事例(教育と文化)
埼玉県	越谷市	2事例(健康と環境、教育と文化)
千葉県	千葉市	5事例(その他、教育と文化)
千葉県	木更津市	4事例(その他、庁舎と宿舎、健康と環境)
千葉県	柏市	1事例(生活と福祉)
東京都		16 事例(健康と環境、教育と文化、その他、産業)
東京都	調布市	1事例(教育と文化)
神奈川県		10 事例(教育と文化、健康と環境、産業、その他、生活と福祉)
神奈川県	横浜市	15 事例(健康と環境、教育と文化、その他、まちづくり)
神奈川県	藤沢市	2事例(健康と環境、その他)
神奈川県	厚木市	1事例(教育と文化)
富山県	富山市	9事例(教育と文化、その他、生活と福祉、健康と環境)
静岡県		5事例(教育と文化、その他、生活と福祉)
愛知県		26 事例(まちづくり、健康と環境、庁舎と宿舎、教育と文化、その他、生活と福祉)
愛知県	岡崎市	8事例(生活と福祉、健康と環境、教育と文化、その他)
三重県	四日市市	3事例(教育と文化)
京都府	京都市	12 事例(その他、教育と文化、庁舎と宿舎、健康と環境、生活と福祉)
大阪府		24 事例(まちづくり、生活と福祉、庁舎と宿舎、その他、教育と文化、健康と環境)
大阪府	吹田市	5事例(まちづくり、その他、生活と福祉、教育と文化)
大阪府	東大阪市	6事例(庁舎と宿舎、教育と文化、生活と福祉)
兵庫県	神戸市	13 事例(まちづくり、その他、健康と環境、教育と文化、生活と福祉)
広島県		8 事例(生活と福祉、まちづくり、教育と文化、庁舎と宿舎、その他)

所在都道府県	自治体名	分野
福岡県	福岡市	17 事例(健康と環境、教育と文化、まちづくり、その他)
大分県	大分市	7事例(庁舎と宿舎、教育と文化、その他)

②人口 10 万人以上 20 万人未満の団体

人口 10 万人以上 20 万人未満の団体は以下のとおりである。

所在都道府県	自治体名	分野
埼玉県	八千代市	4事例(その他、教育と文化)
静岡県	沼津市	3事例(生活と福祉、庁舎と宿舎、その他)

1-2 アンケート調査票

PPP/PFIの実施状況等に関する調査票		調査票
<p style="color: red; font-size: small;">【調査目的】優先的検討規程を策定していながらPFI事業の実績がない地方公共団体において、PFI事業の障壁となる要因について分析・研究を実施し、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを目的ため、貴団体におけるPFIの実施状況を把握し、調査を行う。</p>		
<p>□の設問には選択肢からお答えいただくものもございますので、▼プルダウンリストから選択してください。</p>		
<p>【優先的検討規程の策定状況】 優先的検討規程の策定期間についてご記入ください。 問(1)-① (改定されている場合は、当初の策定期間をご記入ください。) ※西暦でご入力ください。</p>		
<p>□ 年 □ 月</p>		
<p>改定されている場合のみ、下記に改定期間、主な改定内容、理由をご記入ください。</p>		
改定期間		
改定内容		
主な改定理由		
<p>※最新の優先的検討規程をご提供いただけますようお願いします。</p>		

問(1)-② 優先的検討規程を策定された経緯・背景について、以下から当てはまるものを選択してください。
(複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 国(及び都道府県等)からの要請があったため	<input type="checkbox"/>
イ 総合計画等に基づくPFI等の推進のため	<input type="checkbox"/>
ウ PFI等の検討対象事業が見込まれたため	<input type="checkbox"/>

エ その他(自由記述)

問(1)-③ 優先的検討規程の策定段階におけるトップ(首長)の関与について、以下から当てはまるものを選択してください。
(複数回答可)

プルダウンから選択▼

ア 委員会等に加わり一連の策定プロセスに関わった	<input type="checkbox"/>
イ 各段階において報告・承認に関わった	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

問(1)-④ 優先的検討規程策定のプロセスについて、外部委託等・専門家の活用について選択してください。

▼プルダウンから選択

問(1)-④で「実施していない」を選択された場合は下記にご回答ください。

策定に当たって、内閣府が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」において示している例を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

策定に当たって、他事例等を参考にされましたか。

▼プルダウンから選択

参考にされた事例がある場合は、具体的な事例を記載してください。

問(1)-⑤ PFI等の導入に関する専門部署はございますか。

▼プルダウンから選択

専門部署がある場合は、部署名を記載してください。

【優先的検討規程の策定後のPFI導入検討状況】

問(2)-① 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業はありますか。

▼プルダウンから選択

→「ア あり」を選択した場合は、問(3)に進んでください、「イ なし」を選択した場合は、問(2)-②を御回答ください。

問(2)-② 優先的検討規程策定後にPFI等の導入検討事業がなかった理由について、以下から当てはまるものを選択してください。

▼プルダウンから選択

→「ア 検討規程の対象基準を満たす事業がなかったため」を選択された場合は「問2-②ア」に進んでください。

→「イ 検討規程の対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送ったため」を選択された場合は

「問2-②イ」に進んでください。

問(2)-②ア問(2)-②で、対象基準を満たす事業がなかった事情について、以下から当てはまるものを選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 優先的検討規程の策定から間もないため (今後、対象基準を満たす事業があるものと思われる)	<input type="text"/>
イ 優先的検討規程の策定から一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった	<input type="text"/>

ウ その他(自由記述)

上記問(2)-②アで、「一定の期間は経過しているが、対象基準を満たす事業がなかった」を○にされた場合は、以下から当てはまる理由を選択してください。

プルダウンから選択▼

ア 対象基準を満たす事業がなかったことに、特に事情はない	<input type="checkbox"/>
イ 対象基準を満たす事業がなかったため、検討規程を見直すことを考えている	<input type="checkbox"/>

ウ その他(自由記述)

上記で、「検討を見直すことを考えている」を選択された場合は、具体的にどのような見直しを考えているのか、ご回答ください。

問(2)-②イ 上記(2)-②で「対象基準を満たす事業があったが、検討規程の適用を見送った」事業について、見送った具体的な理由・背景をご回答ください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

問3は、別シート(シート名:問3)に回答を記載してください。

問(3) 優先的検討規程の策定後にPFI等の導入を検討された事業がある場合はその概要、複数の検討実績がある場合、検討された事業ごとにご記入ください。導入検討中の事業は問(3)ではなく問(4)にご記入ください。

PFI等の導入を検討した事業をご記入ください。

【No.1】

①事業名称	
②施設分類	
③具体的な施設名	
④基本構想の策定	
⑤基本計画の策定	
⑥PFI導入可能性調査の実施	
⑥-1 ⑥でPFI導入可能性調査が実施された場合	
⑦PFI導入検討の結果採用された手法(採用見込を含む)	
その他を選択した場合の具体的な内容	

⑦でPFI手法(PFI、コンセッション)以外を選択された場合はご回答ください

⑦-1 PFIを導入されないことが決定された時期	
その他を選択した場合の具体的な内容	
⑦-2 PFI導入を断念した主な理由(1つ選択)	
⑦-3 PFI導入を断念された理由の詳細(自由記述)	

問(4) 今後PFI等の導入を検討される見込みの事業(導入検討中の事業を含む)がある場合はその概要をご回答ください。

問(4)-1 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

▼ブルダウンから選択

--

問(4)-① 「ア あり」を選択された場合、その施設分類、概ねの総事業費(イニシャルコスト・ランニングコストを含む)、概ねの事業実施時期(民間事業者の募集年度)、具体的な事業・施設名を教えてください。

▼ブルダウンから選択

No.	施設分類	概ねの総事業費 (イニシャルランニングコストを含む)	概ねの事業実施時期 (民間事業者の募集年度)	具体的な事業・施設名
①				
②				
③				
④				
⑤				

問(4)-①イ上記の事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由を教えてください。

▼ブルダウンから選択

No.	上記(4)-①アの事業について、PFIの導入検討をしている・今後PFIの導入検討が見込まれる理由	左で「満たす(予定・見込み)」の場合は、検討規程の対象基準を満たすと思われる内容、「その他」の場合は、具体的な理由を記載して下さい。
①		
②		
③		
④		
⑤		

問(5) PFI等の推進にあたって、国、関係団体等へのご意見、ご要望があればご記入ください。(自由記述)

--

【回答部局】

問(6) 本アンケートにご回答いただいた部局(PPP/PFIの窓口部局)について記入してください。

所属

地方公共団体名
部局名
担当課名

連絡先

ご連絡先(TEL)
E-mail
ご担当者

これで質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

以上

2.実態調査の調査内容

2-1 A 群団体共通

1.PFI手法導入について

(1)PFI手法が採用されなかった経緯・背景について、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- VFMが出なかった
- 民間ノウハウを活用できる業務範囲が限定的だった
- 優先的検討規程の内容に不具合があった
- 庁内調整がうまくいかなかった
- 地域住民・議会の理解が得られなかった
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

2.今後のPFIの推進にあたって

(1)今後、PFI手法の導入を推進する際に、どのような点が改善されれば、PFI手法が採用されやすくなるか、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 検討時期の見直し(検討時期の適正化等)
- 検討対象事業の抽出基準の見直し
- 民間企業(特に地元企業)の意向把握(サウンディングの開催等)
- 地域住民・議会への説明
- 庁内の検討/推進体制の見直し(PFI推進担当部署の設置等)
- PFI手法導入の事務フロー等の明確化(制度そのものへの理解度向上等)
- 国の補助制度の充実(調査費補助、有識者の派遣等)
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(3)PFI手法導入に向けて、現在、具体的に検討中・着手中の方策等があれば可能な範囲でご教示下さい。

2-2 秋田県

1.優先的検討規程について

(1)優先的検討規程の策定時に、外部委託を行わないことになった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(例：庁内に人が足りていた、PFI手法に関する知識があった、庁内にPFI事業に関する経験者がいた等)

(2)外部委託を行わなかった効果やメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：費用負担がなかった、職員が内容を理解できた等)

(3)外部委託を行わなかったデメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：専門家の意見を伺えない、職員の負担があった等)

(4)優先的検討規程の改定について、どういった理由・背景で実施されたのでしょうか。

可能な範囲でご教示下さい。

2.PFI手法導入断念事例について

(1)「横手高等学校整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(2)「横手高等学校整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(3)「運転免許センター改築事業」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(4)「運転免許センター改築事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(5)「運転免許センター改築事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(6)「新複合化相談施設整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(7)「新複合化相談施設整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(8)「大曲高等学校整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(9)「大曲高等学校整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(10)「鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(11)「鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(12)「栗田支援学校整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(13)「栗田支援学校整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(14)「金足農業高等学校整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(15)「金足農業高等学校整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(16)「湯沢高等学校整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(17)「湯沢高等学校整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(18)VFMについて、庁内での独自の計算シート等を作成され、算定・検討されたのでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(19)今後、PFI手法の導入を検討するにあたって、これまでの断念事例の経験を踏まえた工夫や方策等をご検討されていれば、可能な範囲でご教示下さい。

3.今後、PFI手法を導入する可能性がある事業の検討状況について

(1)PFI手法の導入を検討されている「新秋田県立体育館整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

2-3 熊谷市

1.優先的検討規程について

(1)優先的検討規程の策定時に、外部委託を行わないことになった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(例：庁内に人が足りていた、PFI手法に関する知識があった、庁内にPFI事業に関する経験者がいた等)

(2)外部委託を行わなかった効果やメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：費用負担がなかった、職員が内容を理解できた等)

(3)外部委託を行わなかったデメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：専門家の意見を伺えない、職員の負担があった等)

(4)優先的検討規程の改定について、ご記載の「検討に係るフローチャートの微修正」について可能な範囲でご教示ください。

2.PFI手法導入断念事例について

(1)「子育て支援・保健拠点施設整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(2)「子育て支援・保健拠点施設整備事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(3)「子育て支援・保健拠点施設整備事業」について、最終的にPFI法に則らない民間資金等活用手法(DB、DBO等)を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。

(4)「(仮称)道の駅「くまがや」整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(5)「(仮称)道の駅「くまがや」整備事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(6)「(仮称)道の駅「くまがや」整備事業」について、最終的にPFI手法(PFI、コンセッション)を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。また、当該案件は最終的に、どのように決着したのか可能な範囲でご教示下さい。

(7)「(仮称)第1中央生涯活動センター整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(8)「(仮称)第1中央生涯活動センター整備事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(9)「(仮称)第1中央生涯活動センター整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(10)今後、PFI手法の導入を検討するにあたって、これまでの断念事例の経験を踏まえた工夫や方策等をご検討されていれば、可能な範囲でご教示下さい。

3.今後、PFI手法を導入する可能性がある事業の検討状況について

(1)PFI手法の導入を検討されている「新熊谷学校給食センター整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

(2)PFI手法の導入を検討されている「荒川公園周辺再整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

(3)PFI手法の導入を検討されている「汚泥再生処理センター整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

2-4 松本市

1.優先的検討規程について

(1)優先的検討規程の策定時に、外部委託を行うことになった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(例：人手不足、PFI手法に関する知識不足、専門家の意見を反映するため等)

(2)外部委託を行った効果やメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：専門家の意見が反映された、職員の負担が軽減した等)

(3)外部委託を行ったデメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：費用負担が重たかった、職員が内容を理解できなかった等)

(4)外部委託先の民間事業者をご教示下さい。

2.PFI手法導入断念事例について

(1)「松本市野球場整備改修事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(2)「松本市新科学館整備事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(3)「松本市美術館大規模改修事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(4)「新松本市立病院建設事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(5)「新庁舎建設事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(6)VFMについて、庁内での独自の計算シート等を作成され、算定・検討されたのでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(7)今後、PFI手法の導入を検討するにあたって、これまでの断念事例の経験を踏まえた工夫や方策等をご検討されていれば、可能な範囲でご教示下さい。

3.今後、PFI手法を導入する可能性がある事業の検討状況について

(1)PFI手法の導入を検討されている「中央図書館大規模改修事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

(2)PFI手法の導入を検討されている「給食センター再整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

(3)PFI手法の導入を検討されている「市営住宅寿団地整備事業」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

2-5 高知市

1.優先的検討規程について

(1)優先的検討規程の策定時に、外部委託を行わないことになった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(例：庁内に人が足りていた、PFI手法に関する知識があった、庁内にPFI事業に関する経験者がいた等)

(2)外部委託を行わなかった効果やメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：費用負担がなかった、職員が内容を理解できた等)

(3)外部委託を行わなかったデメリットを可能な範囲でご教示下さい。

(例：専門家の意見を伺えない、職員の負担があった等)

2.PFI手法導入断念事例について

(1)「学校空調整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(2)「学校空調整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(3)「新庁舎等総合管理委託」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(4)「新庁舎等総合管理委託」について、PFI導入可能性調査を外部委託せず、庁内のみで検討された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(5)「新庁舎等総合管理委託」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(6)「かるぼーと長寿命化事業」について、PFI導入可能性調査を実施した理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(7)「かるぼーと長寿命化事業」について、PFI導入可能性調査を外部委託された理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(8)「かるぼーと長寿命化事業」について、「地元配慮」を理由に断念しているかと存じますが、「地元配慮」の具体的な内容について可能な範囲でご教示下さい。

(9)「かるぼーと長寿命化事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(10)「上下水道局庁舎移転整備事業」について、PFI導入可能性調査を実施しなかった理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

(11)「上下水道局庁舎移転整備事業」について、最終的に従来手法を採用した理由・背景を可能な範囲でご教示下さい。またその際に、DB方式は併せて検討されましたでしょうか。

(12)VFMについて、庁内での独自の計算シート等を作成され、算定・検討されたのでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(13)今後、PFI手法の導入を検討するにあたって、これまでの断念事例の経験を踏まえた工夫や方策等をご検討されていれば、可能な範囲でご教示下さい。

3.今後、PFI手法を導入する可能性がある事業の検討状況について

(1)PFI手法の導入を検討されている「六泉寺町市営住宅」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

(2)PFI手法の導入を検討されている「国民宿舎桂浜荘」の状況について可能な範囲でご教示下さい。

2-6 B群団体共通

1.PFI手法導入について

(1)PFI手法が採用された経緯・背景について、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 相応のVFMが出た
- 民間ノウハウの活用範囲が大きかった
- 優先的検討規程の内容が整備されていた
- 庁内の推進体制が整っていた
- 地域住民・議会の理解があった
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(3)優先的検討規程の策定時に、外部委託を行いましたでしょうか。併せて、理由・経緯を可能な範囲でご教示下さい。

2.PFI手法導入にあたってのポイントについて

(1)PFI手法を導入するために重要だとお考えのポイントを、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。複数該当する場合は全てに☑して下さい。)

- 早期に検討を開始した
- 時間に余裕をもったスケジュールリング
- 民間事業者との連携(アドバイザーの活用、サウンディングの実施、意見交換の常態化等)
- 地域住民・議会への説明
- 庁内の検討/推進体制の整備(PFI推進担当部署の設置等)
- 優先的検討規程の内容(策定時に意識されたポイント等)
- PFI手法導入に関する事務フローの明確化
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

2-7 山形県

1.優先的検討規程について

(1)貴県の優先的検討規程では、「事業担当部局は予め PPP/PFI 制度所管課(総務部行政改革課)に報告するもの」と記載されていますが、記載の理由・背景やその効果を、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 事業担当部局と総務部行政改革課で情報を共有し、円滑に連携するため
- 事業担当部局、総務部行政改革課の状況を適宜把握することが可能
- 連携やコミュニケーション不足が原因で PFI 手法が導入できなかった事例があった
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(3)優先的検討規程は改定されたことがありますでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(4)様式2において、VFM 計算シートがございますが、これは外部委託して作成されたシートでしょうか。それとも、庁内で作成されましたシートでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

2.「山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業」について

(1)上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI 導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

2-8 沼津市

1.優先的検討規程について

(1)貴市の優先的検討規程において、企画部政策企画課と事業部局の役割分担について詳細に記載されておりますが、その理由・背景やその効果を、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 役割分担を明確化することで、円滑な連携が実現
- 事業部局、企画部政策企画課の状況を適宜把握することが可能
- 連携やコミュニケーション不足が原因でPFI手法が導入できなかった事例があった
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(3)VFMの算定にあたって、庁内でVFMを算定するにあたってのポイントやご苦労された点等があれば、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 内閣府の手引きが難しかった
- 貴市独自の算定シートを作成した
- 外部の知識を活用した
- 庁内で担当者を配置した
- その他()

(4)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(5)優先的検討規程は改定されたことがありますでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

2.「(仮称)沼津市消防本部・北消防署庁舎整備事業」について

(1)上記のPFI手法導入事業実績について、検討のどの段階でPFI手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法やDB方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

3.「香陵公園周辺整備PFI事業」について

(1)上記のPFI手法導入事業実績について、検討のどの段階でPFI手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法やDB方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

2-9 大分市

1.優先的検討規程について

(1)貴市の優先的検討規程において、公共施設マネジメント推進室と施設所管課の役割分担について詳細に記載されておりますが、その理由・背景やその効果を、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 役割分担を明確化することで、円滑な連携が実現
- 事業担当部局、公共施設マネジメント推進室の状況を適宜把握することが可能
- 連携やコミュニケーション不足が原因で PFI 手法が導入できなかった事例があった
- その他()

(2)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(3)VFM の算定にあたって、内閣府の手引きを参考にすると書いておりますが、庁内で VFM を算定するにあたってのポイントやご苦労された点等があれば、以下、ご教示下さい。(該当する項目に☑して下さい。)

- 内閣府の手引きが難しかった
- 貴市独自の算定シートを作成した
- 外部の知識を活用した
- 庁内で担当者を配置した
- その他()

(4)上記にて「その他」を☑された場合、具体的な内容について可能な範囲で記載下さい。

(5)優先的検討規程は改定されたことがありますでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

2.「大分市立中学校空調設備整備PFI事業」、「大分市立小学校空調設備整備PFI事業」について

(1)上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI 導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

3.「金池小学校施設整備事業」について

(1)上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI 導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

4.「荷揚町小学校跡地における庁舎等複合公共施設整備事業」について

(1)上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI 導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI 手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

5.「大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業」について

(1)上記の PFI 手法導入事業実績について、検討のどの段階で PFI 手法を導入することが決定したのか、可能な範囲でご教示下さい。

(例：・基本計画策定時、・PFI 導入可能性調査実施後等)

(2)上記(1)に併せて、検討の際に外部委託を実施されましたでしょうか。可能な範囲でご教示下さい。

(3)本事業を進めていくにあたって、従来手法や DB 方式での整備も検討されたか否か、可能な範囲でご

教示下さい。

(4)上記(3)に併せて、PFI手法を採用した決め手も可能な範囲でご教示下さい。

(5)本事業において、市民意見の募集は実施することになった理由・背景やその効果について可能な範囲でご教示下さい。

(例：・市民の注目度の高い事業であった、・各種計画に市民意見を反映できた等)